

文部科学省

平成19年度教育研修活動補助事業

「専修学校における授業時間等に関する
自己点検・自己評価調査研究」
報告書

平成20年3月
財団法人専修学校教育振興会

はじめに

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法において、「職業及び生活との関連を重視し、勤労に重んずる態度を養うこと」「生涯学習社会の実現」が規定されました。平成 19 年 12 月には、改正学校教育法が施行され、専修学校はこれまでの第 82 条の 2 から第 124 条として位置づけられると同時に、専修学校及び各種学校における学校評価・情報提供に関する規定も、同法に盛り込まれました。

また、専修学校・各種学校の全国組織である全国専修学校各種学校総連合会が「専修学校の 1 条校化」を運動方針とする中で、文部科学省は平成 19 年 11 月に、専修学校の教育制度の改善・充実及び今後の振興策等を研究・検討内容とした「専修学校の振興に関する検討会議」を立ち上げました。

このように、平成 19 年度は平成 18 年度の教育基本法改正に伴う具体的な法令整備とともに、専修学校の将来に対する社会の期待の大きさが現れた重要な年であり、**職業教育の中核的な機関**である専修学校の果たすべき役割の重要性が一層明確になったものと考えられます。

このような中、財団法人専修学校教育振興会では、大学等においてすでに義務化されている自己点検・評価を、「専修学校教育の質的向上及び健全な学校運営」等に積極的に取り組む上での非常に重要なものと考え、平成 5 年度から自己点検・評価を推進するための調査研究・研修事業を続けております。

平成 17 年度には、自己点検・評価の実施率向上を目的とした「実施状況調査」及び「導入モデル」の提示とともに各校の取り組みの紹介を中心とした研修会を行いました。また 18 年度は「職業人の基礎力育成」を焦点に、各校が職業教育を通して人材育成に重点を置く能力とその達成度、改善を必要と判断する教育内容等に関する調査・研究を行い、「自己点検・評価と学校経営」をテーマとした研修会を実施いたしました。

そして今年度は、学生・生徒の学校生活に直接関わる年間スケジュールや授業時間数等の教務的内容に関する点検・評価を目的としたモデル様式を作成・配布し、調査・研究を行うとともに、第三者評価をテーマとした研修会を実施して専修学校全校における自己点検・評価の実施へ向けての啓発活動を行ったところです。

今後、私たち専修学校は、職業教育機関としての自覚と責任を高め、社会的使命を果たしていくために**自己点検・評価と公表を積極的に行い、教育活動の質の維持・改善を図る**ことを、これまで以上に重要に考える必要があります。

また、今後義務化されるであろう**第三者評価を見据えた「専修学校の現状に合った形での自己点検・評価・情報開示」への対応**もますます重要になるものと考えています。

以上のことから、皆様のご協力の下で完成いたしました本書が、そのための一助となることを期待いたしますとともに、調査にご協力いただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

また、**前年度の調査研究テーマとした社会人基礎力育成のために、当財団の実施する「情報検定」「ビジネス能力検定」を活用いただきますよう、改めてお願い申し上げます。**

—参考：「学校評価」と「評価結果の公表」について—

1. 平成 19 年 12 月 26 日に施行された学校教育法第 42 条により、「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」と定められました。

2. 学校教育法第 42 条の「文部科学大臣の定めるところ」を定めたものが、「学校教育法施行規則第 5 節 学校評価」です。

以下の施行規則第 66～68 条は、第 189 条及び第 190 条にて専修学校及び各種学校についての準用が規定されていますので、文部科学省が平成 20 年 1 月 31 日に示した「学校評価ガイドライン[改定]http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm」を参考に、委員会としての解説を添えて条文を掲載します。

自己評価の実施と評価結果の公表を規定する条文

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

解説：①「自己評価（自ら評価を行い）」は、各学校の教職員が行う評価です。校長のリーダーシップの下で、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要です。

② 結果公表の方法は、「学校情報誌に掲載」「保護者への説明会での説明」「地域広報誌への掲載」「地域住民や関係機関への説明会の実施」「学校ホームページで公開」等が考えられます。

学校関係者評価の実施と評価結果の公表を規定する条文

第 67 条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

解説：①「学校関係者評価（学校関係者による評価）」は、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価です。

② 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものです。

③ 結果公表の方法は、自己評価の結果公表の方法と同等に考えられます。

評価結果の設置者への報告を規定する条文

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

解説：設置者への報告を規定する条文です。

※ 財団法人専修学校教育振興会が作成した平成 13 年度～19 年度までの自己点検自己評価様式集はホームページのダウンロードセンターよりダウンロード可能です。

(http://www.sgec.or.jp/sgec_new/download/download_frameset.html)

※ 「自己点検・評価」につきまして質問・要望等が、また、研修事業に関するご提案等がありましたら、財団法人専修学校教育振興会事務局（ホームページの「お問い合わせ」フォーム http://www.sgec.or.jp/sgec_new/contact/contact_frameset.html が便利です）までお願いします。

平成 20 年 3 月

自己点検・評価に関する研究委員会

委員長 中 村 徹

もくじ

はじめに 自己点検・評価に関する研究委員会委員長 中村 徹

第1章 調査の概要

1. 調査の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 調査用資料（モデル様式）・・・・・・・・・・・・ 2

自己点検・評価に関する研究委員会

第2章 モデル様式の集計結果と分析・考察

1. 授業時間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
自己点検・評価に関する研究委員会委員 小平 達夫
2. 単位制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3. 実施授業時間数の確認等・・・・・・・・・・・・・・19
自己点検・評価に関する研究委員会委員 中西 義裕
4. 年間スケジュールの作成と公表・・・・・・・・・・21
5. 自己評価と改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
6. 自由記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

自己点検・評価に関する研究委員会委員 平田 眞一

第3章 「平成19年度 自己点検・評価研修会」報告・・・・・・・・26

自己点検・評価から第三者評価へ

～自己評価と第三者評価はどこが違うのか？～

株式会社コンピュータ教育工学研究所 代表取締役 江島 夏実・・・27

自己点検・自己評価 ～気づきから改善へ～

自己点検・評価に関する研究委員会委員 秋葉 英一・・・53

第4章 調査協力校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第1章 調査の概要

1. 調査の趣旨

財団法人専修学校教育振興会（以下専教振）では、専修学校教育の質的向上及び健全な学校運営等の推進のため、平成5年度より、専修学校における自己点検・自己評価に関する調査研究事業を実施している。

今年度は「専修学校の授業時間等に関するモデル様式（3～6ページ参照）」を作成し、当該様式を利用した自己点検・評価の実施を呼びかけ、取り組み状況等に関する調査を行うと同時に、第三者評価をテーマとした研修会を実施して専修学校全校における自己点検・評価の実施へ向けての啓発活動を行った。

2. 調査の実施

（1）研究委員会

委員長	中村 徹	（静岡福祉医療専門学校）
委員	秋葉 英一	（千葉情報経理専門学校）
〃	中西 義裕	（名古屋製菓専門学校）
〃	平田 眞一	（中国デザイン専門学校）
〃	小平 達夫	（富山情報ビジネス専門学校）

（2）調査経過

【調査期間】平成19年9月18日～10月19日

【送付校】1,621校（全国学校法人立専門学校協会会員校）

【回収数】819校（回収率50.5%）

【モデル様式実施校】623校（回収数中76.1%）

平成19年9月、学校法人立専門学校のうち全国専修学校各種学校総連合会の会員校1,621校を対象に、「専修学校の授業時間等に関するモデル様式（3～6ページ参照）」を郵送、同時にホームページにて調査協力を呼びかけた。その際、モデル様式の実施は各学科毎に、その中から平成19年5月1日現在で在学者数の最も多い1学科分の返送を依頼した。

その結果、当方よりモデル様式を送付した1,621校中の815校に加え、ホームページを見て調査実施を知った4校、合計819校からモデル様式の返送があった。

本来、自己点検・自己評価については、学校の設置形態に関わらず当財団にてその実施を促進していることから、これら全819校から返送されたモデル様式を総回答数とし、分析と考察を行った。

この819校を分野別に分けたものが表1である。

平成19年度の文部科学省学校基本調査における専門学校の学科別学校数の割合に比して工業分野の回収率が高く医療分野のそれが低いものの、概ね文

表1. 調査協力校数・モデル様式実施校数（分野別）

分野	全体		モデル様式実施校		文部科学省学校基本調査	
	校数	%	校数	%	学科数	%
無回答	17	2.1%	13	2.1%		
工業	143	17.5%	119	19.1%	636	13.2%
農業	6	0.7%	4	0.6%	49	1.0%
医療	146	17.8%	107	17.2%	1,332	27.6%
衛生	129	15.8%	104	16.7%	566	11.7%
教育・社会福祉	105	12.8%	86	13.8%	526	10.9%
商業実務	118	14.4%	77	12.4%	646	13.4%
服飾・家政	45	5.5%	30	4.8%	335	6.9%
文化・教養	110	13.4%	83	13.3%	744	15.4%
合計	819	100.0%	623	100.0%	4,834	100.0%

部科学省の数値に近い値が示された。

また、調査協力校 819 校中モデル様式実施校が 623 校（76.1%）と低率であったことについては、未実施校の多くから「既に同様の自己点検を行っている」という自由記述が多くあったことから、調査協力校のうち 8 割程度以上の学校は、自己点検を行っているものと考えられる。

なお、「調査協力校（63～64 ページ参照）」として学校名の公表を可とした学校は 819 校中 396 校であった。

（3）調査内容（3～6 ページ参照）

調査内容（モデル様式）は、1. 授業時間等、2. 単位制、3. 実施授業時間数の確認等、4. 年間スケジュールの作成と公表、5. 自己評価と改善、6. 自由記入からなっている。

特に、実施授業時間数の確認等については、「記録」「確認」「保管」に分けた上で、各々の時間軸と担当者を記入するまで徹底した。

例えば、専修学校専門課程であれば専門士の関連もあり、2 年間で 1,700 時間以上の授業が要求されるため、それを満たさなければ専門士の資格は授与されないことになる。

しかしながら、通常は学則上で授業時間数を満たしていれば、学生の個人的な出欠は別にして規定時間以上の授業を行っているかどうかの確認までは行っていないと思われる。

逆に言えば、これまで学則上に書いてあればその通り行うのが当たり前であり、改めて学則を確認することはない場合が多いのではないかと考えたのである。

このように、直接学生の指導に携わる教員にも自己点検・自己評価の意味を理解してもらおうことを含めて、あえて細かい確認を質問事項に上げてみた。

なお、今回のモデル様式の内容には文部科学省が学校基本調査として公表している以外の項目が数多く含まれており、悉皆（しっかい）調査ではないものの統計結果は専門学校の実態を知る上で価値あるものになると考えられる。

（4）記入者所属部署

今回、モデル様式を実施した学校 623 校のモデル様式記入者の所属部署を分類したものが表 2 である。

所属部署の呼称は各校それぞれであるが、研究委員会にて 3 種に分類した結果、教務が約半数の 49.8%、事務が 30.8%、設置者・校長・副校長・教頭が 10.6%となった。専門学校の場合、教員が事務を兼任することも多く、一概に何らかの結論を導き出すことは困難であるが、様々な部署にて自己点検・評価に取り組む様子が伺えた。

表 2. 記入者所属部署

記入者所属部署分類	回答者数	%
教務	310	49.8%
事務	192	30.8%
設置者・校長・副校長・教頭	66	10.6%
未記入	55	8.8%
合計	623	100.0%

3. 調査用資料（モデル様式）

以下、3～6 ページに今年度のモデル様式を掲載するが、今年度分を含むこれまでの本財団作成のモデル様式は以下よりダウンロード可能となっている。本書の閲覧及びこれらモデル様式を利用しての今後の自己点検・評価に利用頂きたい。

http://www.sgec.or.jp/sgec_new/download/

自己点検・評価に関する研究委員会

(財) 専修学校教育振興会 平成 19 年度

「専修学校 自己点検・自己評価モデル様式（専修学校の授業時間等に関して）」

お願いと実施上の注意

1. 本モデル様式にて学科毎の自己点検・自己評価を行い、本年 5 月 1 日現在で在籍者数の最も多い 1 学科分のみを平成 19 年 10 月 19 日(金)までに下記へお送りください。また、諸事情によりモデル様式を実施されなかった場合でも、1 ページは必ずお答えいただき、必ずご返信ください。
【郵送の場合】〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階
財団法人専修学校教育振興会 総務課
【FAX の場合】03 (3230) 2688 (送付状は不要です。)
【電子メールの場合】jikoten2007@sgec.or.jp
本モデル様式 (PDF 及び Windows 版ワード形式) は、以下からダウンロードできます。
財団法人専修学校教育振興会のホームページ (<http://www.sgec.or.jp/>) ⇒ダウンロード
2. 数多くの質問が寄せられた質問への回答は、上記「ダウンロード」に掲載します。
3. 記入者枠の内容は個人情報として厳重に扱い、記載不備等があった場合の確認のみに使用します。
4. 選択肢は、○数字を 1 つだけ選び○で囲みます。ただし、質問項目の末尾に (複数選択) とあるものは、複数選択を可とします。
5. 数字で回答する項目に端数が出た場合、小数点以下を四捨五入し整数でご回答ください。
6. 集計処理の都合上、必ず返送期限 (平成 19 年 10 月 19 日(金)) までにお送りください。

※以下は学科毎に記入し、本年 5 月 1 日現在で在籍者数の最も多い 1 学科分のみを平成 19 年 10 月 19 日(金)までに上記返送先へお送りください。

記入年月日	平成 年 月 日	都道府県：
学 校 名		
記 入 者	所属部署	
	氏 名	
	電話番号	()
	e-mail	@
学 科 名		
分 野	① 工業 ② 農業 ③ 医療 ④ 衛生 ⑤ 教育・社会福祉 ⑥ 商業実務 ⑦ 服飾・家政 ⑧ 文化・教養	

- このモデル様式を実施⇒ ①した (全ページを 10 月 19 日(金)までにお送りください。)
②しなかった (4 ページの 6. 自由記入をご記入の上、このページと 4 ページのみを 10 月 19 日(金)までにお送りください。自由記入への記入事項がない場合は、このページのみお送りください。)

○「19 年度モデル様式調査協力校一覧」への校名公表の可否

- ① 可 ⇒「専修学校の授業時間等に関する自己点検・自己評価モデル様式調査協力校一覧」として、都道府県名、校名を報告書に掲載させていただきます。
- ② 不可 ⇒報告書への校名掲載は行いません。

※可、不可いずれの場合でも、回答は集計値へ反映いたします。なお、個々の回答に対する校名掲載は行いません。

1. 授業時間等 (回答に端数が出た場合は、小数点以下を四捨五入し整数で記入。)

(1) 修業年数⇒ _____年

(2) 学期の分け方⇒ ①通年制 ②2学期制 ③3学期制 ④4学期制 ⑤その他(_____ 学期制)

(3) 年間授業週数 ⇒

1年次	合計	週/年	1学期あたり最少	週～最多	週
2年次	合計	週/年	1学期あたり最少	週～最多	週
3年次	合計	週/年	1学期あたり最少	週～最多	週
4年次	合計	週/年	1学期あたり最少	週～最多	週

(4) 入学時期 (複数選択) ⇒ ①4月 ②9月 ③10月 ④その他(_____ 月)

(5) 休日 (夏期休暇等の休暇は除く。複数選択)

- ① 土曜日 ② 日曜日 ③ 月曜日 ④ 祝日 ⑤ 創立記念日
⑥ その他(_____)

(6) 1回の授業時間 (1コマ) は、学則上何分と定めているか? (複数選択)

- ① 45分 ② 50分 ③ 60分 ④ 75分 ⑤ 90分 ⑥ その他(_____ 分)

これ以後の設問中の“時間”は、学則上定めている時間単位で記入する。50分授業を1時間と定めている場合は、それを1時間として記入し、90分授業を2時間と定めている場合はそれを2時間として記入する。

(7) 受講可能な授業時間と進級・卒業に必要な履修時間

年次	一人の学生が受講できる 最大授業時間 (修業年次まで)	進級に必要な履修時間 (年次毎 に定めている場合のみ)	卒業に必要な履修時間
1年次	時間	時間	合計 _____ 時間
2年次	時間	時間	
3年次	時間	時間	
4年次	時間	時間	
合計	時間	時間	

(8) 授業の始業時間と終業時間

(24 時間表記)

始業時間	時 _____ 分～
終業時間	時 _____ 分まで

(9) 平均授業日数と平均授業時間

授業実施日の1日当たりの平均授業時間	時間(最高 _____ 時間、最低 _____ 時間)
授業実施週の1週間当たりの平均授業日数	① 6日 ② 5日 ③ 4日 ④ その他(_____ 日)
授業実施週の1週間当たりの平均授業時間数	時間(最高 _____ 時間、最低 _____ 時間)

2. 単位制 (回答に端数が出た場合は、小数点以下を四捨五入し整数で記入。)

(1) 単位制を採用しているか(単位換算をしているか)? ⇒ ①している ②していない

(2) ①している場合… 講義 1 単位 = _____ 分 × _____ 回の授業

実習 1 単位 = _____ 分 × _____ 回の授業

その他 (_____) 1 単位 = _____ 分 × _____ 回の授業

3. 実施授業時間数の確認等

(1) 実際に行った授業時間を確認しているか? ⇒ ①している ((2)(3)へ) ②していない ((3)へ)

(2) ①「している」の場合の頻度と担当者 (複数選択)

※ 記録、確認、保管は、どのように行っているか。イは確認頻度を選択。ロ～ニは担当者を A～G より選択しアルファベット記号を記入。兼務者がいる場合は、主たる業務から判断して 1 つを選択。役職名称が異なる場合は、実際の業務内容により判断し、可能な限り A～F より選択。G その他を選択する場合は、「G と実際の役職名称 (例: G ○○○○)」を記入。

イ. 記録・確認の頻度 (複数選択)	以下、A～Gより選択して記号を記入。Gの場合は、役職名を記入。(複数選択) A 校長 B 学科長 C 教務責任者 D 担当教員 E 担任 F 事務職員 G その他		
	ロ. 記録をとっているのは?	ハ. 確認を行っているのは?	ニ. 記録を保管しているのは?
① 毎時間			
② 毎日			
③ 毎週			
④ 毎月			
⑤ 每学期			
⑥ 毎年			
⑦ その他 (_____)			

(3) 授業が行えなかった場合、振替授業を行っているか? ⇒ ①いる ②いない ③場合に応じて行っている

4. 年間授業スケジュールの作成と公表 (数字は整数で記入)

(1)～(3)は、年間授業スケジュールの作成を原案・中間案・最終案の3段階に想定して回答する。

選択は1つのみとする。 選択肢のうち兼務者がいる場合は、主たる業務から判断して1つを選択する。

役職名称が異なる場合は、実際の業務内容により判断し、可能な限り選択肢より選ぶ。その他を選択する場合は、実際の役職名称を記入する。

(1) 原案は _____ 月頃

①理事長・設置者 ②校長 ③教務責任者 ④担当教員

⑤事務局長 ⑥担当職員 ⑦その他 (_____) が中心になって作成する。

(2) 中間案は _____ 月頃

①理事長・設置者 ②校長 ③教務責任者 ④担当教員

⑤事務局長 ⑥担当職員 ⑦その他 (_____) が中心になって作成する。

(3)最終案を_____月頃

- ①理事長・設置者 ②校長 ③教務責任者 ④担当教員
⑤事務局長 ⑥担当職員 ⑦その他() が中心になって作成する。

(4)決定したものを教職員には_____月頃公表する。

(5)学生には_____月頃公表する。

5. 自己評価と改善

(1)自己評価⇒ 今回の点検項目全体を通して ① 不満足 ② やや不満足 ③ やや満足 ④ 満足

(2)今回の点検項目のうち、不満足、やや不満足と考える主な項目の設問番号を、不満足度の高い順にイ欄に最多で3位まで記し、それぞれの改善の可能性・予定を1つ選ぶ。

例えば「3. 実施授業時間数の確認等 (1)実際に行った授業時間を確認しているか?」を選ぶ場合は、3-1と記す。

イ. 不満足な項目	ロ. 改善の可能性・予定
1位= -	① 改善することは、ほぼ不可能と思われる ② 改善の可能性・方向性が見えたが時間がかかる ③ 直ぐに改善する
2位= -	① 改善することは、ほぼ不可能と思われる ② 改善の可能性・方向性が見えたが時間がかかる ③ 直ぐに改善する
3位= -	① 改善することは、ほぼ不可能と思われる ② 改善の可能性・方向性が見えたが時間がかかる ③ 直ぐに改善する

(3)本モデル様式の他学科における実施⇒① した(予定・実施中を含む) ② しない(予定を含む) ③ 未定

6. 自由記入

今回のモデル様式を実施して感じられたことや、今後モデル様式の提供を希望する点検項目について自由にお書きください。

第2章 モデル様式の集計結果と分析・考察

1. 授業時間等（回答に端数が出た場合は、小数点以下を四捨五入し整数で記入）

（1）修業年数

回答 621 校中、1 年制が 32 校（5.2%）2 年制が 431 校（69.4%）、3 年制が 122 校（19.6%）、4 年制が 36 校（5.8%）となった。

今回の調査は在籍者数の最も多い学科についてのみ回答を得たものではあるが、文部科学省の平成 19 年度学校基本調査の結果同様、やはり 2 年生が最多を占めていた。

ちなみに文部科学省の平成 19 年度学校基本調査における修業年限別学科数の割合は、1 年 0 ヶ月～1 年 11 ヶ月が 16.2%、2 年 0 ヶ月～2 年 11 ヶ月 4 が 54.4%、3 年 0 ヶ月～3 年 11 ヶ月 24.1%、4 年 0 ヶ月以上の割合が 5.2%となっており、今回の調査でも概ねそれに準じた結果が示された。

表 3. 修業年限

修業年限(年)	校数	%
1	32	5.2%
2	431	69.4%
3	122	19.6%
4	36	5.8%
合計	621	100.0%

（2）学期の分け方

回答 613 校中、通年制が 16 校（2.6%）、2 学期制が 504 校（82.2%）、3 学期制が 91 校（14.8%）、その他が 2 校

（0.3%）であった。学期の分け方を含め、今回の調査は学校基本調査でも公表されていないものが多く、悉皆（しっかい）調査ではないものの貴重な統計数値であると考えられる。ちなみに、その他を選択した 2 校は 5 学期制を採用していた。

表 4. 学期の分け方

学期の分け方	校数	%
通年制	16	2.6%
2学期制	504	82.2%
3学期制	91	14.8%
その他	2	0.3%
合計	613	100.0%

（3）年間授業週数

ここでは、年間の授業週数を年次毎に「合計週数、1 学期当たりの最少週数、1 学期当たりの最多週数」で回答してもらった。専修学校設置基準の定める年間授業時間数からして極端に少ないと思われる回答については、今回の調査が専門課程・高等課程・一般課程の 3 課程に絞る旨を明記しなかったために正規課程以外の短期講座等を対象として回答したものではないかと想像される。

① 1 年次（修業年限を問わない場合）

年間授業週数の合計では、回答 591 校中 316 校（53.3%）が選んだ 31 週から 40 週が最多となった。続いて 21 週から 30 週が 151 校（25.5%）、41 週から 50 週が 116 校（19.6%）。平均は 35.9 週であった。

回答の多かった週数を個別にみると、30 週が 142 校（24.0%）、40 週が 69 校（11.7%）、36 週が 52 校（8.8%）。

また、1 学期当たりの最少授業週数は 15 週が最多で 133 校（26.1%）、最多授業週数も 15 週が最も多く 62 校（12.9%）が選択した。

表 5.1 年次の年間授業週数

1年次年間授業週数	校数	%
10週以下	1	0.2%
11～20週	4	0.7%
21～30週	151	25.5%
31～40週	316	53.5%
41～50週	116	19.6%
51以上週	3	0.5%
合計	591	100.0%

うち50校以上より回答を得た週数
 30週: 142校(24.0%)
 36週: 52校(8.8%)
 40週: 69校(11.7%)

② 2年次（修業年限を問わない場合）

年間授業週数の合計は、回答 556 校中 319 校（57.4%）が選んだ 31 週から 40 週が最多となった。続いて 21 週から 30 週が 146 校（26.3%）、41 週から 50 週が 82 校（14.7%）。平均は 35.4 週であった。

回答の多かった週数を個別にみると、30 週が 134 校（24.1%）、40 週が 28 校（12.1%）、36 週が 51 校（9.2%）。

また、1 学期当たりの最少授業週数は 117 校が選んだ 15 週が最多で 24.6%、最多授業週数も 15 週が最も多く 65 校（14.5%）が選択した。

③ 3年次（修業年限を問わない場合）

3年次になると回答校数は 1・2 年次を大きく下回る 146 校に減少した。年間授業週数の合計は、回答 146 校中 69 校（47.3%）が選んだ 31 週から 40 週が最も多く、続いて 21 週から 30 週が 49 校（33.6%）、41 週から 50 週が 26 校（17.8%）となった。平均は 34.7 週。

回答の多かった週数を個別にみると、1・2 年次同様 30 週が最多で 39 校（26.7%）、40 週が 18 校（12.3%）となったが、3 位は 32 週の 12 校（8.2%）。

1 学期当たりの最少授業週数は 42 校が選んだ 15 週が最多で 33.3%、最多授業週数も 21 校が選んだ 15 週が最多で 16.9%を占めた。

④ 4年次（修業年限 4 年の学科のみ）

今回の調査では修業年限の最大が 4 年であったため、この数値は修業年限 4 年の学科に限られてくる。

4 年次になると、回答校数は更に少なく 34 校となった。回答 34 校中から得た年間授業週数の合計は、31 週から 40 週が最多の 18 校（52.9%）。21 週から 30 週が 11 校（32.4%）と続いた。

個別にみると、1～3 年次同様 30 週が最多で 9 校（26.5%）、40 週が 18 校（12.3%）となった。平均は全年次中最も少ない 34.0 週。

1 学期当たりの最少授業週数は 12 校（40.0%）が選んだ 15 週が最多で、最多授業週数は 6 校（21.4%）が選んだ 16 週。

表 6. 2 年次の年間授業週数

2年次年間授業週数	校数	%
10週以下	2	0.4%
11～20週	4	0.7%
21～30週	146	26.3%
31～40週	319	57.4%
41～50週	82	14.7%
51以上週	3	0.5%
合計	556	100.0%

うち50校以上より回答を得た週数

30週:134校(24.1%)

36週: 51校(9.2%)

40週: 68校(12.2%)

表 7. 3 年次の年間授業週数

3年次年間授業週数	校数	%
10週以下	0	0.0%
11～20週	2	1.4%
21～30週	49	33.6%
31～40週	69	47.3%
41～50週	26	17.8%
合計	146	100.0%

うち10校以上より回答を得た週数

30週:39校(26.7%)

32週:12校(8.2%)

40週:18校(12.3%)

表 8. 4 年次の年間授業週数

4年次年間授業週数	校数	%
10週以下	0	0.0%
11～20週	1	2.9%
21～30週	11	32.4%
31～40週	18	52.9%
41～50週	4	11.8%
合計	34	100.0%

うち3校以上より回答を得た週数

30週:9校(26.5%)

32週:6校(17.6%)

34週:4校(11.8%)

40週:4校(11.8%)

⑤ 年間授業週数平均

右上表は、修業年限別に各年次の年間授業週数平均を算出したものである。下表は先に①～④で示した修業年限を問わない場合の年間授業週数の平均である。

上下いずれを比較しても極端な差はなく、概ね①殆ど

の学校が各年次において年間 35 週程度以上の授業を行っている。②低学年ほど年間の授業週数が多い。③修業年限の短い学校ほど年間の授業週数が多い。④修業年限の短い学校ほど 1 年次の年間授業週数が多い、などが読み取れた。

表 9. 年間授業週数平均

修業年限別	1年次の年間授業週数平均	2年次の年間授業週数平均	3年次の年間授業週数平均	4年次の年間授業週数平均	平均
1	37.7	-	-	-	37.7
2	36.0	35.3	-	-	35.6
3	35.4	35.8	34.7	-	35.3
4	35.2	35.5	34.9	34.0	34.9
修業年限を問わない場合	35.9	35.4	34.7	34.0	35.5

(4) 入学時期

入学時期については複数選択とした。いずれかを選択して回答した学校は全 620 校、回答総数は延べ 629 となった。標中の%はいずれかを選択した学校数 620 を母数としたものである。4 月入学を選んだ学校が 620 校のうち 618 校 (99.7%) で、圧倒的多数を占めた。10 月入学は 6 校 (1.0%)、9 月入学は 1 校 (0.2%)。その他を選択した 2 校は、具体的な入学時期が未記入であった。

実際には、4 月以外の入学を行っている学校はこれより多い比率であると予想していたが、在籍者数の最も多い学科について回答してもらったことが、この数値に影響したものと思われる。

表 10. 入学時期

入学時期	校数	%
4月	618	99.7%
9月	1	0.2%
10月	6	1.0%
その他	2	0.3%
いずれかに回答した学校数合計	620	

(5) 休日

休日については、夏期休暇等を除いた表 11 の選択肢から、の複数選択とした。いずれかを選択して回答した学校は全 620 校で、回答総数は延べ 2, 120 であった。こちらも、標中の%はいずれかを選択した学校数 620 を母数とした。土曜日を選択した学校は 620 校のうち 527 校 (85.0%)、日曜日 612 校 (98.7%)、月曜日 8 校 (1.3%)、祝日 586 校 (94.5%)、創立記念日 346 校 (55.8%)、その他は 41 校 (6.6%) あった。

その他の休日を見ると隔週土曜日が 7 校、都道府県民の日が 7 校、第 2 第 4 土曜日が 5 校などの回答があった。なお、月曜を選択した学校 8 校のうち 4 校は美容・理容系、3 校が医療福祉系の学校であった。

表 11. 休日

休日	校数	%
土曜日	527	85.0%
日曜日	612	98.7%
月曜日	8	1.3%
祝日	586	94.5%
創立記念日	346	55.8%
その他	41	6.6%
いずれかに回答した学校数合計	620	

(6) 1 回の授業時間 (1 コマ)

1 回の授業時間 (1 コマ) は学則上何分と定めているか? という問いで、これも複数選択とした。いずれかを選択して回答した学校は全 617 校、回答数は延べ 632。表 12 中の%はいずれか

を選択した学校数 617 を母数として算出した。

最も多かったのは 309 校 (50.1%) が選んだ 90 分、次いで 50 分が 197 校 (31.9%)、45 分が 83 校 (13.5%)。60 分は意外と少なく 16 校 (2.6%) であった。その他 25 校では最短が 70 分、最長が 180 分で、うち 100 分が 7 校、70 分が 5 校あった。

なお、いずれかに回答した学校が 617、回答総数が 632 という結果から、殆どの学校では学則上で決めている授業時間 (1 コマ) が単一であることが分かる。

表 12.1 回の授業時間 (1 コマ)

1回の授業時間	校数	%
45分	83	13.5%
50分	197	31.9%
60分	16	2.6%
75分	2	0.3%
90分	309	50.1%
その他	25	4.1%
いずれかに回答した学校数合計	617	

(7) 受講可能な授業時間と進級・卒業に必要な履修時間

ここでは、受講可能な最大授業時間と進級・卒業に必要な履修時間を年次別に記入してもらった。時間の単位は「学則上定めている時間単位」である。この設問においても、専修学校設置基準の定める年間授業時間数からして極端に少ない回答については、正規課程以外の短期講座等を対象としたものであろうことが想像される。

① 受講可能な授業時間と進級に必要な履修時間

修業年限を問わずに年次ごとに集計したものが、以下(a) 1年次～(d)4年次である。

(a) 1年次

受講できる最大授業時間では 608 校からの回答が得られた。ピークは 1,000～1,099 時間の 172 校 (28.3%) で、平均は 1,061 時間であった。一方、進級に必要な履修時間には 415 校からの回答があり、ピークは 900～999 時間

(26.0%) で平均は 952 時間となった。両者の平均の時間差は 109 時間。

受講できる最大授業時間と進級に必要な履修時間の回答数に大きな差があるのは、「双方が同様の場合の后者記入の要否」の問い合わせが事務局に十数件あったことから、問合せをせずに記入しなかった学校が数多くあった可能性が高い。

(b) 2年次

ここでの回答は、修業年限が 2 年以上の学校に限られる。

表 13. 受講できる最大授業時間と進級に必要な履修時間 (1年次)

時間	1年次で受講できる最大授業時間		1年次で進級に必要な履修時間	
	校数	%	校数	%
800未満	21	3.5%	56	13.5%
800～899	51	8.4%	89	21.4%
900～999	135	22.2%	108	26.0%
1,000～1,099	172	28.3%	93	22.4%
1,100～1,199	90	14.8%	31	7.5%
1,200～1,299	91	15.0%	27	6.5%
1,300～1,399	19	3.1%	4	1.0%
1,400～1,499	18	3.0%	3	0.7%
1,500以上	11	1.8%	4	1.0%
合計校数	608	100.0%	415	100.0%
平均時間	1,061		952	

表 14. 受講できる最大授業時間と進級に必要な履修時間 (2年次)

時間	2年次で受講できる最大授業時間		2年次で進級に必要な履修時間	
	校数	%	校数	%
800未満	25	4.3%	74	16.4%
800～899	79	13.7%	132	29.3%
900～999	136	23.6%	110	24.4%
1,000～1,099	145	25.1%	81	18.0%
1,100～1,199	66	11.4%	20	4.4%
1,200～1,299	80	13.9%	20	4.4%
1,300～1,399	17	2.9%	4	0.9%
1,400～1,499	15	2.6%	5	1.1%
1,500以上	14	2.4%	4	0.9%
合計校数	577	100.0%	450	100.0%
平均時間	1,047		919	

受講できる最大授業時間では 577 校からの回答があり、ピークは 1,000～1,099 時間の 145 校 (25.1%)、僅差で 900～999 時間の 136 校 (23.6%) が続き、平均は 1,047 時間であった。

一方、進級に必要な履修時間を回答した学校は 450 校で、ピークは 132 校から回答のあった 800～899 時間 (29.3%)、続いて 110 校 (24.4%) から回答のあった 900～999 時間、平均は 919 時間であった。両者の平均の時間差は 128 時間で、1 年次を 18 時間上回っている。

(c) 3 年次

ここの回答は、修業年限が 3 年以上の学校に限られる。受講できる最大授業時間には 152 の学校が回答した。ピークは 35 校 (23.0%) が回答した 800～899 時間、平均は 944 時間。いずれも 1・2 年次に比べ大きく減っている。

また、進級に必要な履修時間は 105 校から回答があり、ピークは受講できる最大授業時間同様 800～899 時間 (40 校、38.1%)。平均は 843 時間で、こちらも 1・2 年次に比べ減少している。両者の平均の時間差は 97 時間で、2 年次を 31 時間下回っていた。このことから、総授業時数の減少と必須授業の増加が読み取れる。

**表 15. 受講できる最大授業時間と
進級に必要な履修時間 (3 年次)**

時間	3年次で受講できる 最大授業時間		3年次で進級に必要な 履修時間	
	校数	%	校数	%
800未満	12	7.9%	27	25.7%
800～899	58	38.2%	40	38.1%
900～999	35	23.0%	22	21.0%
1,000～1,099	24	15.8%	13	12.4%
1,100～1,199	7	4.6%	0	0.0%
1,200～1,299	10	6.6%	2	1.9%
1,300～1,399	4	2.6%	0	0.0%
1,400～1,499	1	0.7%	0	0.0%
1,500以上	1	0.7%	1	1.0%
合計	152	100.0%	105	100.0%
平均	940		843	

(d) 4 年次

今回、回答を寄せてくれた学校の最大修業年限が 4 年であったため、ここで得た回答は修業年限 4 年の学校に限られたものとなり、進級に必要な履修時間は、必然的に卒業に必要な履修時間と読み替えられることになる。

受講できる最大授業時間には 36 校からの回答があった。ピークは 800～899 時間で、18 校 (50.0%) が選択した。平均の 932 時間とともに年次別で最も低い数値となった。また、進級 (卒業) に必要な履修時間の回答は 26 校からあり、ピークは受講できる最大授業時間同様 800～899 時間 (11 校、42.3%) と 3 年次同様であるものの、平均は 871 時間となり、3 年次を上回った。両者の平均の時間差は 61 時間で年次別では最も少ない数値となった。卒業を控え受講できる最大授業時間は減少するものの、必須科目が増加しているであろうことが顕著に現れた。

**表 16. 受講できる最大授業時間と
進級に必要な履修時間 (4 年次)**

時間	4年次で受講できる 最大授業時間		4年次で卒業に必要な 履修時間	
	校数	%	校数	%
800未満	3	8.3%	5	19.2%
800～899	18	50.0%	11	42.3%
900～999	5	13.9%	4	15.4%
1,000～1,099	4	11.1%	5	19.2%
1,100～1,199	3	8.3%	1	3.8%
1,200～1,299	2	5.6%	0	0.0%
1,300～1,399	1	2.8%	0	0.0%
1,400～1,499	0	0.0%	0	0.0%
1,500以上	0	0.0%	0	0.0%
合計	36	100.0%	26	100.0%
平均	932		871	

② 卒業に必要な履修時間

卒業に必要な履修時間は、修業年限別に集計した。ここでも、専修学校設置基準の定める年間授業時間数からして極端に少ない回答については、正規課程以外の短期講座等を対象としたものであろうことが想像される。

(a) 修業年限1年の学校の平均は941時間。うち61.3%の学校が専修学校(昼間課程)の設置基準である800時間を上回る900~999時間を選択した。

(b) 修業年限2年の学校の平均は1,921時間。専門士の称号が付与される条件となる1,700時間以上を平均値で上回っており、417校中373校(89%)が1,700時間以上を選択した。

(c) 修業年限3年の学校の平均は2,625時間。2,400~2,499時間がピークとなっている。

(d) 修業年限4年の学校の平均は3,631時間。36校中31校(86%)の学校において高度専門士が付与される条件となる3,400時間を上回っている。

表 17. 卒業に必要な履修時間

時間	修業年限1年		修業年限2年		修業年限3年		修業年限4年	
	校数	%	校数	%	校数	%	校数	%
800未満	2	6.5%	3	0.7%	3	2.5%		
800~899	2	6.5%	2	0.5%				
900~999	19	61.3%	1	0.2%				
1,000~1,099	6	19.4%						
1,100~1,199	1	3.2%	2	0.5%				
1,200~1,299	1	3.2%	4	1.0%				
1,300~1,399			9	2.2%				
1,400~1,499			5	1.2%	1	0.8%		
1,500~1,599			6	1.4%				
1,600~1,699			12	2.9%	1	0.8%		
1,700~1,799			89	21.3%	3	2.5%		
1,800~1,899			78	18.7%	1	0.8%		
1,900~1,999			41	9.8%	3	2.5%		
2,000~2,099			67	16.1%	5	4.2%		
2,100~2,199			38	9.1%				
2,200~2,299			16	3.8%	2	1.7%	1	2.8%
2,300~2,399			11	2.6%	4	3.4%		
2,400~2,499			13	3.1%	20	16.8%		
2,500~2,599			7	1.7%	13	10.9%		
2,600~2,699			1	0.2%	7	5.9%		
2,700~2,799			2	0.5%	12	10.1%		
2,800~2,899			6	1.4%	9	7.6%		
2,900~2,999			1	0.2%	9	7.6%	1	2.8%
3,000~3,099					4	3.4%	2	5.6%
3,100~3,199					6	5.0%		
3,200~3,299			2	0.5%	5	4.2%		
3,300~3,399					3	2.5%	1	2.8%
3,400~3,499					4	3.4%	6	16.7%
3,500~3,599							4	11.1%
3,600~3,699					3	2.5%	8	22.2%
3,700~3,799							4	11.1%
3,800~3,899					1	0.8%	2	5.6%
3,900~3,999								
4,000~4,099							3	8.3%
4,100~4,199							1	2.8%
4,200~4,299							1	2.8%
4,300~4,399							1	2.8%
4,400~4,499								
4,500~4,599								
4,600~4,699			1	0.2%			1	2.8%
合計	31	100.0%	417	100.0%	119	100.0%	36	100.0%
平均	941		1,921		2,625		3,631	

(8) 授業の始業時間と終業時間

授業の始業時間と終業時間についての質問で、表記は24時間表記とした。回答校は始業時間においては622校、終業時間においては621校であった。

① 始業時間

8:30から10:29までの学校が622校中600で96%を占めた。上位3位まで個別に見ると9:00開始が257校(41.3%)、9:30開始が109校(17.5%)、9:10開始、9:20開始がそれぞれ63校(10.1%)であった。参考までに最も早い始業時間は8:30で6校(1.0%)、その他8:50が27校(4.3%)あり、8時台に始業する学校は全体で50校(8.0%)であった。

② 終業時間

16:00から16:59までの学校が375校(60.4%)を占めた。個別に上位3位までを見ると16:10終業が105校(16.9%)、16:30終業が61校(9.8%)、16:40終業が56校(9.0%)となっている。

③ 在校時間

始業時間と終業時間をもとに在校時間を算出したものが表19である。対象は始業時間、終業時間双方を記入した621校。最短は2:30、最長は12:25、平均は7:06、ピークは7:00～7:29の258校(41.5%)。個別に上位3位までを見ると7:10が133校(21.4%)、7:20分が65校(10.5%)、7:30が41校(6.6%)であった。

休憩時間の多寡によるものの、この数値は物理的時間であることから、1授業時間がまちまちである(7)授業時間の集計に比べ、より厳密なものであると言える。

回答の中には、2時間台、3時間台もあったが、始業時間と終業時間から推察して、夜間課程や一般課程、または正規課程以外の短期講座等が含まれていることが考えられる。

また、9時間以上が20校(3.2%)あるが、特に学制的な偏りが無いことから、これらは2部制をとっているのではないかと考えられる。実際の点検にあたっては、学校運営に役立て易いよう、各々工夫されたい。

表 18. 授業の始業時間と終業時間

時間	始業校数	%	終業校数	%
8:30～ 8:59	50	8.0%		
9:00～ 9:29	415	66.7%		
9:30～ 9:59	128	20.6%		
10:00～10:29	7	1.1%		
10:30～10:59	1	0.2%		
11:00～11:29				
11:30～11:59				
12:00～12:29				
12:30～12:59			4	0.6%
13:00～13:29	7	1.1%		
13:30～13:59	3	0.5%	1	0.2%
14:00～14:29	1	0.2%		
14:30～14:59			10	1.6%
15:00～15:29			34	5.5%
15:30～15:59			75	12.1%
16:00～16:29			211	34.0%
16:30～16:59			164	26.4%
17:00～17:29			48	7.7%
17:30～17:59	3	0.5%	37	6.0%
18:00～18:29	6	1.0%	19	3.1%
18:30～18:59	1	0.2%	2	0.3%
19:00～19:29				
19:30～19:59			1	0.2%
20:00～20:29			1	0.2%
20:30～20:59				
21:00～21:29			8	1.3%
21:30～21:59			6	1.0%
合計	622	100.0%	621	100.0%

表 19. 在校時間

在校時間	校数	%
2:30～ 2:59	1	0.2%
3:00～ 3:29	19	3.1%
3:30～ 3:59	3	0.5%
4:00～ 4:29	1	0.2%
4:30～ 4:59	2	0.3%
5:00～ 5:29	3	0.5%
5:30～ 5:59	31	5.0%
6:00～ 6:29	35	5.6%
6:30～ 6:59	84	13.5%
7:00～ 7:29	258	41.5%
7:30～ 7:59	97	15.6%
8:00～ 8:29	28	4.5%
8:30～ 8:59	39	6.3%
9:00～ 9:29	14	2.3%
9:30～ 9:59		
10:00～10:29		
10:30～10:59	1	0.2%
11:00～11:29	1	0.2%
11:30～11:59		
12:00～12:29	3	0.5%
12:30～12:59	1	0.2%
合計	621	100.0%

(9) 平均授業日数と平均授業時間

ここでの時間の単位は「学則上定めている時間単位」である。

① 授業実施日の1日当たりの平均授業時間

583校より回答を得た。修業年限に関らず集計した表20を上位から見ると6時間が最も多く281校(48.2%)、次いで7時間が88校(15.1%)、5時間が71校(12.2%)、8時間が82校(14.1%)、4時間が37校(6.3%)となった。平均は6.1時間。

ここでも、時間の少ない学校は夜間課程や一般課程、または正規課程以外の短期講座等が含まれていることが考えられる。

修業年限別に集計した表21を見ると、1年・2年の学校では1日当たりの平均授業時間が6.1時間、3年の学校では5.9時間、4年の学校では5.7時間であった。年間授業週数同様、ここでも修業年限が長いほど、1日当たりの平均授業時間が短いことが伺える。

「(7) 受講可能な授業時間と進級・卒業に必要な履修時間」において、修業年限を問わない場合の1年次の一人の学生が受講できる最大授業時間平均が1,061時間をであったことから計算する(1,061時間÷6.1時間)と、学生が授業を受けに登校する日数は、年間174日程度となる。

② 授業実施日の1日当たりの最高(最多)時間

483校より回答を得た。表22を上位から見ると8時間が最も多く224校(46.4%)。次いで6時間が113校(23.4%)、7時間が80校(16.6%)となった。ピークが8時間であるものの、6時間の学校が数多くあり、平均は6.9時間となった。

③ 授業実施日の1日あたりの最低(最少)時間

494校より回答を得た。表23を上位から見ると4時間が最も多く200校(40.5%)、次いで6時間が98校(19.8%)、2時間が61校(12.3%)、3時間が57校(11.5%)の順となった。平均は4.3時間であるものの、8時間という学校が20校(4.0%)あった。

表 20.1日当たりの平均授業時間

1日当たりの平均授業時間	校数	%
2	2	0.3%
3	21	3.6%
4	37	6.3%
5	71	12.2%
6	281	48.2%
7	88	15.1%
8	82	14.1%
9	1	0.2%
合計	583	100.0%

表 21.1日当たりの平均授業時間
(終業年限別)

修業年限	1日当たりの平均授業時間	校数
1	6.1	29
2	6.1	406
3	5.9	114
4	5.7	32

表 22.1日当たりの平均授業時間
(最高)

1日当たりの平均授業時間_最高	校数	%
2	2	0.4%
3	3	0.6%
4	34	7.0%
5	21	4.3%
6	113	23.4%
7	80	16.6%
8	224	46.4%
9	6	1.2%
合計	483	100.0%

表 23.1日当たりの平均授業時間
(最低)

1日当たりの平均授業時間_最低	校数	%
1	6	1.2%
2	61	12.3%
3	57	11.5%
4	200	40.5%
5	45	9.1%
6	98	19.8%
7	7	1.4%
8	20	4.0%
合計	494	100.0%

④ 授業実施週の1週間当たりの平均授業日数

611校より回答があった。5日間で571校(93.5%)と圧倒的に多く、週休2日制の定着が明確に伺える。平均も5.0となっている。ここでは、時間の少ない学校は正規課程以外の短期講座等であろうことが考えられる。

表 24.1 週間当たりの平均授業日数

1週間当たりの平均授業日数	校数	%
6	32	5.2%
5	571	93.5%
4	6	1.0%
2	1	0.2%
1	1	0.2%
	611	100.0%

⑤ 授業実施週の1週間当たりの平均授業時間数

588校より回答があった。10時間刻みの表25では30時間から39時間がピークとなっているが、更に詳しく見てみると25時間から35時間が406校で69.0%を占める。

個別に上位から見ると30時間が180校(30.6%)と圧倒的に多く、続く32時間・45校(7.7%)、35時間・37校(6.3%)を大きく引き離している。

平均は29.9時間。極端に長い学校は2部制ではないかと思われる。

表 25.1 週間当たりの平均授業時間数

1週間当たりの平均授業時間数	校数	%
10未満	17	2.9%
10～19	23	3.9%
20～29	142	24.1%
30～39	351	59.7%
40～49	52	8.8%
50～59	2	0.3%
60以上	1	0.2%
合計	588	100.0%

⑥ 授業時間実施週の1週間当たりの最高(最多)時間数

461校より回答があった。表26では30から39時間がピークとなっている。上位から見ると40時間が84校(18.2%)、次いで30時間が80校(17.4%)、36時間が51校(11.1%)で、30時間から40時間を合計すると328校(71.5%)となる。

平均は32.6時間。ここでも極端に長い学校は2部制ではないかと考えられる。

表 26.1 日当たりの平均授業時間数(最高)

1週間当たりの平均授業時間数_最高	校数	%
10未満	19	4.1%
10～19	13	2.8%
20～29	68	14.8%
30～39	244	52.9%
40～49	112	24.3%
50～59	4	0.9%
60以上	1	0.2%
合計	461	100.0%

⑦ 授業時間実施週の1週当たりの最低(最少)時間数

435校より回答があった。表27では30から39時間がピークとなっている。上位を見ると30時間が76校(17.5%)、次いで24時間が34校(7.8%)、26時間が24校(5.5%)あり、24時間から36時間を合計すると267校(61.4%)となった。平均は25.2時間。

最高とともに細かい点検項目のためであろうか未記入の学校が多かったが、学校改善のためにも、より多くの学校に確認して欲しかった。

表 27.1 日当たりの平均授業時間数(最低)

1週間当たりの平均授業時間数_最低	校数	%
10未満	22	2.5%
10～19	45	5.2%
20～29	129	14.8%
30～39	194	22.3%
40～49	43	4.9%
50～59	437	50.2%
60以上	0	0.0%
合計	870	100.0%

(10) 記入者からの意見

「授業時間等」に関して「6. 自由記述」にていただいた意見の一部を以下に紹介する。

- ・ 記載して気付いた点として、1 コマ 60 分換算した場合は 1,700 時間に足りていない点である。リスクヘッジする必要があると思われる。
- ・ 実施授業時間数の確認を科目担当者が事前に把握をすること。更にはそれを踏まえて事前に教務責任者に授業の打合せを綿密に行うような連絡の不備が多々あるように感じられる。教職員内での連絡のやり取りが円滑に行えるような体制作りを心がけたい。今回の自己点検によって毎回生じている試験前の時間調整の不備が見つかったように思われる。
- ・ 専門士の称号は 1,700 時間以上で取得できるが、本校では卒業に必要な時間数を 2,155 時間としている。時間数を減らしたいが、専門科目の時間数を減らすと質の低下につながるため、時間数を多くしている。
- ・ 1- (3) 年間授業週数は、学則で時間（コマ数）が決まっているため学期あたり最少～最多にはならないのでは。（月曜日は数が少ないため年度始めの講師会にて調整し必ず授業を組み込んでいる）（また実習等もありそのために少なくなったコマ数は土日又は長期休暇に必ず授業をくんでいる）1- (9) どのように記入したらよいか不明。厚労省の実態調査もあり指摘事項はありませんでした。
- ・ 今回は、授業時間数のみの点検だったので、評価と改善という設問の意図がわかりません。設置基準を満たす為に授業時間数を確保するのは当然のことなので、カリキュラムを点検するにあたり、授業時間数も付随して調査する程度の位置でよいとも思うのですが…。
- ・ 航空機整備科は、国交省の整備訓練課程と指定航空従事者養成施設としての認定を受けていることから、授業時間等の管理は、国交省の認定基準の適用を受けている。
- ・ <授業時間数の確認>ですが、「専門士」認定に必要な時間数以上の内容を、休講というものには皆無に近く無く、2 学期制の半ばと最後の年 4 回の出席調査、学期末の成績評価を教員会議で行なっております。今回のアンケート書類は学内作業に大変参考になりました。
- ・ 厚生労働省の所管する養成所として、学科課程に関する規定に基づき、実施運営を行っている。
- ・ ハッピーマンデーのために、月曜日の授業時間数が極端に少なくなっている。
- ・ 授業実施時間数の最終的な確認をもっときっちりと行う必要性を感じた。
- ・ 授業時間などは、絶対に 15 回実施を基本としており、補講が義務付けられている。このため、最少最大に関わらず 15 回行っている。
- ・ 本校はまじめに誠実に教育を実施しており、（どの科においても）教員は誇りをもって教育にあたっている。授業時間数の確保等は、当然のこととして厳しく遵守している。

「気づきが得られ改善への足がかりとなった」という意見が多く見受けられた一方、「設置基準を満たす為に授業時間数を確保するのは当然のこと」、「国（厚生労働省、国土交通省等）の養成施設となっているため指定基準に準拠して運営している。今回のような質問を行うこと自体が疑問である」という意見も数多くあった。このように、自己点検・評価の進捗状況は学校間格差が大きいようである。

また、記入しづらさに関する指摘も少なからずあったが、様々な授業形態を有する専修学校全てに対応できるモデル様式を作ることは困難であることから、本来の目的に対応できる様式

を各校にて工夫されたい。

なお、平成19年12月に改正学校教育法が施行され、専修学校における自己点検が、従来の努力義務から理念的に義務化された。今までは気づき、すなわち、現状理解、現状把握で通用してきたが、今後は公表していかななくてはならない。学校運営において、学生募集を中心とした広報活動が“攻め”であるならば、この自己点検・評価（ゆくゆくは第三者評価）は“守り”になるのではないか。この“攻め”と“守り”がバランスよく働いてこそ、今後の競争社会に勝ち残れるのではないかと考える。

自己点検・評価に関する研究委員会

委員 小平 達夫

2. 単位制

(1) 単位制を採用しているか（単位換算をしているか）？

60%近くの学校が単位制を採用している（単位換算をしている）、40%以上の学校が採用していない（時間制のみを採用）と回答している。

元来、専修学校は設置基準上で年間の授業時間数のみが定められているだけで、単位制の採用は義務化されているものではない。しかし、平成7年の専門士の称号付与、大学編入学制度の制定に伴い文部省（当時）が単位換算の基準を示したにも関わらず、単位制への移行（換算）は意外と少ないように思われる。

専門学校制度の見直しを図る節目の時期、単位制換算が進んでいるように考えていたが、予想外の結果となった。

表 28. 単位制の採用数

単位制の採用	校数	%
している	367	59.5%
していない	250	40.5%
合計	617	100.0%

(2) 採用（換算）している場合

単位制を採用している学校に対して、授業を「講義」「実習」「その他」に分け、1回の授業時間（分）と1単位に換算する授業回数を回答してもらった。

① 講義

表 29. 講義1回の授業時間

講義1単位は何分か？	校数	%
40	1	0.3%
45	110	30.5%
50	83	23.0%
60	13	3.6%
70	1	0.3%
75	1	0.3%
80	3	0.8%
90	139	38.5%
100	3	0.8%
120	5	1.4%
180	1	0.3%
200	1	0.3%
合計	361	100.0%

表 30. 講義で1単位に換算する講義回数

講義1単位(=何回)	校数	%
1~14	114	31.8%
15~20	189	52.6%
21~25	11	3.1%
26~30	30	8.4%
31~35	8	2.2%
36以上	7	1.9%
合計	359	100.0%

うち20校以上より回答を得た回数
 8回:57校(15.9%)
 15回:144校(40.1%)
 30回:29校(8.1%)

表 31. 講義で1単位に換算する授業時間(分)

講義1単位に換算する授業時間(分)	校数	%
500分まで	31	8.7%
501~1,000分	199	55.6%
1,001~1,500分	99	27.7%
1,501~2,000分	20	5.6%
2,001~2,500分	4	1.1%
2,501~3,000分	3	0.8%
3,001分以上	2	0.6%
合計	358	100.0%

うち20校以上より回答を得た授業時間
 675分:53校(14.8%)
 720分:62校(17.3%)
 750分:28校(7.8%)
 900分:27校(7.5%)
 1,350分:66校(18.4%)

まず、講義に関する回答を見ると、1回の講義単位は90分が最も多く、続いて45分、50分の順となっている。この上位3つで回答361校中の92.0%（332校）を占めている。平均は66.7分であった。

また、1単位を取得するための講義の回数に関する回答では、15回が最多の144校（40.1%）、次いで8回（57校・15.9%）、30回（29校・8.1%）の順となっている。平均は15.4回であった。

両者に乗じて得た結果が表31「講義1単位に換算する授業時間（分）」である。

これからすると、501分から1,000分の講義を1単位に換算している学校が回答358校中199校（55.6%）と最も多く、1,001分から1,500分までを合計すると回答校の84.3%（298校）を占めることが判った。個別で見た場合の最多は720分・62校（17.3%）、平均は957分であった。

② 実習

こちらにも講義同様1回の実習単位は90分が最も多く、続いて45分、50分の順となっている。この上位3つで回答337校中の80.4%（271校）を占めているが、講義に比べ長くなっているのが特徴である。平均は83.6分。

この設問については、介護・福祉施設等における実習1日をどのように記入するかという質問が事務局に多く寄せられた。「1日の実習時間を分に換算する」よう回答した結果も、今回の数値となった一因であろう。

実習回数に関する回答では講義同様15回が最多で85校（25.4%）あるものの、講義（144校・40.1%）に比べ校数・割合とも大きく下回っている。逆に、45回の講義を1単位に換算する学校が32校（9.6%）あることは、文部科学省の示す単位換算基準に基づくものと

表 32. 実習1単位は何分か？

実習1単位は何分か？	校数	%
40	1	0.3%
45	87	25.8%
50	66	19.6%
60	20	5.9%
68	1	0.3%
70	1	0.3%
75	1	0.3%
80	2	0.6%
90	118	35.0%
100	2	0.6%
113	1	0.3%
120	6	1.8%
135	4	1.2%
140	1	0.3%
150	3	0.9%
160	1	0.3%
180	11	3.3%
200	2	0.6%
360	2	0.6%
420	1	0.3%
450	2	0.6%
480	3	0.9%
540	1	0.3%
合計	337	100.0%

表 33. 実習1単位(=何回)

実習1単位(=何回)	校数	%
1～14	54	16.2%
15～20	123	36.8%
21～25	22	6.6%
26～30	59	17.7%
31～35	16	4.8%
36以上	60	18.0%
合計	334	100.0%

うち20校以上より回答を得た回数
 15回：85校(25.4%)
 23回：20校(6.0%)
 30回：56校(16.8%)
 45回：32校(9.6%)

表 34. 実習1単位に換算する授業時間(分)

実習1単位に換算する授業時間(分)	校数	%
500分まで	34	10.2%
501～1,000分	34	10.2%
1,001～1,500分	116	34.9%
1,501～2,000分	49	14.8%
2,001～2,500分	48	14.5%
2,501～3,000分	38	11.4%
3,001分以上	13	3.9%
合計	332	100.0%

うち20校以上より回答を得た授業時間
 1,350分：83校(25.0%)
 2,700分：30校(9.0%)

推察できる。平均は23.4回で、これも講義のそれ(15.4回)を大きく上回っている。

両者に乗じて得た結果が表34「実習1単位に換算する授業時間(分)」である。こちらでは、1,001分から1,500分を1単位に換算している学校が回答332校中116校(34.9%)と最も多い。平均も1,620分と講義の957分を大きく上回っている。個別で見た場合の最多は講義同様の1,350分(25.1%)であった。

③ その他

その他欄への回答は96校からあった。これは、前述の講義・実習ではない授業、または単位換算方法の異なる講義・実習である。そのうちで52校が演習をあげていた。また、前述の実習とは異なる単位換算をしている実習をあげた学校が26校、その他に卒業研究、学校行事等があげられていた。このことから、これらの専修学校の授業方法、授業時間は様々な創意工夫の下で、フレキシブルな組み合わせにより成り立っていることが推測される。

【参考】専修学校設置基準

(授業時数の単位数への換算)

第15条 専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、35時間をもって1単位とする。

第16条 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

3. 実施授業時間数の確認等

設問3では、『実施授業時間数の確認等』について回答してもらった。時代の流れや社会環境の変化に伴い、専門学校を取り囲む環境も大きく変化してきたが、ここ1~2年の大学志向の傾向が見える中、専門士制度導入以来、どのように変化してきているのか、データには表われない自由記入も含めて分析してみたい。

(1) 実際に行った授業時間を確認しているか？

回答622校中、96.5%の学校が、実際に行っている授業時間を確認している。至極当たり前の事のようにではあるが、実際には様々な阻害要因を排して授業時間の確認が行われているはずである。

表 35. 実施授業時間の確認

実際に行った授業時間を確認しているか？	校数	%
している	600	96.5%
していない	22	3.5%
計	622	100.0%

(2) 記録・確認・保管の頻度と担当者

実施授業時間数の記録をとっているのは、担当教員か担任、確認を行っているのは担任

か教務責任者が主で、記録を保管しているのは圧倒的に教務責任者が多かった。記録・確認の頻度に関しては、①毎時間 ②毎学期 ③毎日の順になっている。

自由記入の記述にて、多くの学校から「確認等は校内で十分に行っている」または「次のステップに進んでいる」といった姿があったことは喜ばしいことだが、「授業時間等の管理は、国土交通省や経済産業省の認定基準の適用を受けているから大丈夫」とか「厚生労働省の所管する養成施設だから、規定に基づいて運営している」等、所轄官庁の指示通りに行っているので問題はないといった意見が非常に多かったことが気がかりである。

その反面、「60分で1コマの授業では1,700時間に足りないので、リスクヘッジを考えてみたい」とか「学生の学力等を考え、2～3年に一度、カリキュラムの見直しを行い、学科と事務方教務とのダブルチェックにより確実にカリキュラムを実施している」等、様々な変化に前向きに順応する学校も多数あったことは、専修学校の明るい未来を見た気がする。

表 36. 記録をとっているのは？

	1_毎時間		2_毎日		3_毎週		4_毎月		5_毎学期		6_毎年		7_その他	
A_校長	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.3%	6	3.1%	0	0.0%
B_学科長	3	0.7%	2	0.8%	3	1.8%	3	1.7%	9	3.8%	14	7.3%	1	14.3%
C_教務責任者	8	1.8%	18	7.4%	18	11.0%	28	15.8%	49	20.7%	55	28.6%	3	42.9%
D_担当教員	392	86.9%	115	47.5%	52	31.7%	61	34.5%	81	34.2%	45	23.4%	3	42.9%
E_担任	46	10.2%	99	40.9%	88	53.7%	80	45.2%	98	41.4%	73	38.0%	1	14.3%
F_事務職員	16	3.5%	26	10.7%	14	8.5%	21	11.9%	24	10.1%	24	12.5%	0	0.0%
G_その他	11	2.4%	3	1.2%	3	1.8%	3	1.7%	5	2.1%	5	2.6%	1	14.3%
いずれかに回答した学校数	451	100.0%	242	100.0%	164	100.0%	177	100.0%	237	100.0%	192	100.0%	7	100.0%

表 37. 確認を行っているのは？

	1_毎時間		2_毎日		3_毎週		4_毎月		5_毎学期		6_毎年		7_その他	
A_校長	11	3.7%	18	5.8%	14	6.5%	26	10.5%	71	22.7%	99	41.1%	1	12.5%
B_学科長	24	8.1%	30	9.6%	26	12.0%	54	21.8%	82	26.2%	65	27.0%	2	25.0%
C_教務責任者	58	19.5%	81	26.0%	68	31.3%	103	41.5%	160	51.1%	120	49.8%	4	50.0%
D_担当教員	78	26.3%	30	9.6%	18	8.3%	22	8.9%	28	8.9%	14	5.8%	2	25.0%
E_担任	133	44.8%	151	48.6%	103	47.5%	91	36.7%	88	28.1%	59	24.5%	2	25.0%
F_事務職員	33	11.1%	37	11.9%	19	8.8%	31	12.5%	32	10.2%	29	12.0%	1	12.5%
G_その他	4	1.3%	6	1.9%	6	2.8%	13	5.2%	16	5.1%	16	6.6%	0	0.0%
いずれかに回答した学校数	297	100.0%	311	100.0%	217	100.0%	248	100.0%	313	100.0%	241	100.0%	8	100.0%

表 38. 記録を保管しているのは？

	1_毎時間		2_毎日		3_毎週		4_毎月		5_毎学期		6_毎年		7_その他	
A_校長	9	2.8%	6	2.2%	3	1.6%	11	5.0%	16	5.2%	33	12.7%	1	5.6%
B_学科長	13	4.0%	14	5.0%	14	7.3%	25	11.5%	33	10.7%	28	10.8%	1	5.6%
C_教務責任者	110	34.0%	96	34.5%	62	32.3%	81	37.2%	145	47.1%	124	47.9%	4	22.2%
D_担当教員	79	24.4%	25	9.0%	17	8.9%	17	7.8%	24	7.8%	11	4.2%	1	5.6%
E_担任	79	24.4%	70	25.2%	61	31.8%	43	19.7%	36	11.7%	16	6.2%	0	0.0%
F_事務職員	76	23.5%	69	24.8%	35	18.2%	58	26.6%	72	23.4%	70	27.0%	1	5.6%
G_その他	14	4.3%	12	4.3%	12	6.3%	14	6.4%	18	5.8%	16	6.2%	10	55.6%
いずれかに回答した学校数	324	100.0%	278	100.0%	192	100.0%	218	100.0%	308	100.0%	259	100.0%	18	100.0%

(3) 授業が行えなかった場合、振替授業を行っているか？

回答 578 校中、「いる」「場合に応じて行っている」学校が約 98%と数多くあったが、自由記述において「非常勤講師が担当する科目の場合、担当者と行事の予定の調整がつかず、授業ではなく課題によって振替対応するケースが稀にある」といった課題提示もあった。

表 39. 振替授業の実施

授業が行えなかった場合、振替授業を行っているか	校数	%
いる	408	70.6%
いない	12	2.1%
場合に応じて行っている	158	27.3%
合計	578	100.0%

自己点検・評価に関する研究委員会

委員 中西 義裕

4. 年間スケジュールの作成と公表

これは各学校の年間スケジュールをどのような過程で作成しているかを確認するための質問であり、調査の目的は、どこの学校でも無視することのできない次年度の年間スケジュールに対してどのような取り組みをしているかを確認することである。

もちろん、どの学校においても漫然と年間スケジュールを消化しているだけではなく、毎年の経験の積み重ねによって作成してきていると思われるが、一見単純な年間スケジュールであっても明確な手順によって決定され、かつ確認されているかを問うことによって、自己点検の初歩的な手順を啓発することになる。

今回の質問において問題点を明白にするために、年間スケジュールの作成から実施に至るまでの過程を確認することによって、学校の意思決定がどのように行われ、現場の意見がどの程度反映され、ひいては学生がどのように対応できるかまでをも考えて質問を作成した。質問 (1) から (3) までは一見すると同じことを何度も聞いているように見えるが、この時間の流れを見ることによって各学校が授業内容や時間に対する対応をどのようなプロセスによって作成しているかを判断することができる。

例えば、回答で一番数の多かった項目だけをつなげてみると、年間スケジュールの原案は12月に教務責任者が作成し、中間案は1月に教務責任者が作成し、3月に最終案を教務責任者と校長が作成して教職員に公表し、4月に学生に公表している。

一見これで問題はないようにも見えるが、新しいカリキュラムや教員を入れる場合には少し遅いかも知れない。また新しい取り組みを教員が希望したとしても時間的余裕もなく、学生に公表するのは新学期が始まるのと同じになってしまうであろう。

もちろん、毎年同じカリキュラムで同じ授業を行っている学校では、これは当たり前のことなのかもしれないが、例年同じことの繰り返しでは問題を確認することすらできないので、自然に授業内容が陳腐化することにも対応できないであろう。

(1) 作成時期と作成者

① 原案

表40に示すとおり、一番多かったのは、教務責任者であり、次が担当教員、3番目が校長の順であった。今回の質問は各学校の中で1つの学科についての質問だったので、担当教員が多かったのかもしれないが内容的には一般的な回答であろうと推測できる。次に「作成時期」については、一番多いのが、12月であり、次に1月、3番目が11月であった。

今回の質問では検討の過程までは聞いておらず、原案、中間案、最終案のみについての質問であったが、いつ頃から次年度の検討に入るかの時期を見れば、どの程度内容が検討され考慮されているかを予測することは可能である。そういう意味では、8月以降原案を出し検討する学校がある程度増加して見えることは、評価できるものである。ここでの質問の意義は、いつ頃から来年度の内容を考え始めるかということでもある。

② 中間案

表41のとおり圧倒的に教務責任者という回答が多い。おそらく学内の取りまとめを教務責任者が行っているからであろう。その時期についても、1月、2月、12月の順であった。

表40. 年間授業スケジュール（原案）の作成

原案作成月	校数	%	原案を中心になって作成するのは？	校数	%
1	114	18.5%	理事長・設置者	3	0.5%
2	64	10.4%	校長	50	8.1%
3	18	2.9%	教務責任者	335	54.4%
4	8	1.3%	担当教員	138	22.4%
5	4	0.6%	事務局長	14	2.3%
6	6	1.0%	担当職員	29	4.7%
7	10	1.6%	その他	47	7.6%
8	26	4.2%	合計	616	100.0%
9	34	5.5%			
10	96	15.6%			
11	102	16.5%			
12	135	21.9%			
合計	617	100.0%			

表41. 年間授業スケジュール（中間案）の作成

中間案作成月	校数	%	中間案を中心になって作成するのは？	校数	%
1	172	29.0%	理事長・設置者	2	0.3%
2	158	26.6%	校長	65	11.0%
3	51	8.6%	教務責任者	362	61.4%
4	2	0.3%	担当教員	76	12.9%
6	5	0.8%	事務局長	20	3.4%
7	3	0.5%	担当職員	10	1.7%
8	4	0.7%	その他	55	9.3%
9	20	3.4%	合計	590	100.0%
10	38	6.4%			
11	35	5.9%			
12	105	17.7%			
合計	593	100.0%			

おそらく正月前後の時期に職員間との調整を行うのであろう。特に、4月から新たなカリキュラム等を実施する場合、その準備等に時間が掛かるため、3ヶ月前にはカリキュラムを決定しておく必要があると思われる。カリキュラムの決定が遅くなり、不十分な準備で見切り発車することは学校教務としては避けたいものでもある。

③ 最終案

原案・中間案同様、教務責任者の数が1位であるものの、若干少なくなり逆に校長の数が増加しているのが特徴である。これは最終案のために校長自らが確認するのか、権威付けのため校長名で発表するため等ではないかと思われる。作成時期も3月が1番多く、次いで2月、1月、12月の順となっている。3つの質問の答えには連続性が感じられるので、これが大まかな専門学校の実態ではなかろうか。

表 42. 年間授業スケジュール（最終案）の作成

最終案作成月	校数	%	最終案を中心になって作成するのは？	校数	%
1	69	11.3%	理事長・設置者	38	6.4%
2	202	33.2%	校長	163	27.3%
3	253	41.5%	教務責任者	277	46.4%
4	16	2.6%	担当教員	37	6.2%
7	1	0.2%	事務局長	20	3.4%
9	2	0.3%	担当職員	10	1.7%
10	11	1.8%	その他	52	8.7%
11	22	3.6%	合計	597	100.0%
12	33	5.4%			
合計	609	100.0%			

(2) 決定時期・公表時期

この質問は「決定された次年度の年間スケジュールを、教職員と学生にいつ頃公表するか」というものである。ある意味では意地の悪い質問である。教職員は作成に関わっていれば事前にわかるかもしれないし、公表の意味のとらえ方によって変わるものかもしれない。しかしながらほとんどの回答は問題なく、3月を筆頭に2月、4月、1月の順となっていた。一般的に職員会議やスケジュール表として配付する時期を書いたのであろう。

表 43. 年間スケジュールの公表

教職員に公表する月	校数	%	学生に公表する月	校数	%
1	37	6.0%	1	1	0.2%
2	132	21.3%	2	12	2.0%
3	370	59.8%	3	93	15.2%
4	49	7.9%	4	503	82.1%
5	2	0.3%	5	3	0.5%
8	1	0.2%	9	1	0.2%
10	4	0.6%	合計	613	100.0%
11	5	0.8%			
12	19	3.1%			
合計	619	100.0%			

学生に公表する時期では圧倒的に4月が多く、3月がある程度あるがそれ以外は非常に少ない。学生に対する情報公開や授業を円滑に進めるためには少し余裕をもって早めに公開する方が望ましいのではないだろうか。

5. 自己評価と改善

これは、今回のモデル様式における点検項目について各自の学校で回答した結果に対する評価を求めるものである。少し分かりづらい質問ではあったが、折角の自己点検・自己評価であるから、質問に答えた方にある程度の評価をしていただくことを目的に、この質問を設けた。

今回のモデル様式のテーマとなる年間授業時間数等の確認は、これまであまり触れられ

ることのなかった項目である。認可時には問題となる年間授業時間数や取得可能単位数、そして年間スケジュール等は、実際の学校運営の中ではあまり問題視されることもなく、ただ単にカレンダーの上を走っていただくだけの感がある。しかしながら、実際に決められた授業時間数や単位取得のための授業回数などは、諸般の事情により毎回変動するものであり、運の悪いときには規定の時間より少なく終了することもあるであろう。

「授業時間や単位の考え方を考察し、学校として保証している年間カリキュラム等を実施しているかどうかを確認し、不都合な点は改善して、より良い授業を行うことが重要である」と考えてもらうために、これらの項目を作成した。

特に専門学校は教育期間も短いだけに、充実した授業内容が求められており、それに対応できる改善を常に心がける必要があるのではないだろうか。

(1) 自己評価の満足度

一番多かったものは「やや満足」で、次に「満足」、「やや不満足」と続く。「やや満足」と「満足」を足すと88%にもなる。つまりほとんどの学校が現状に満足しているものと考えられる。

表 44. 自己評価の満足度

自己評価の満足度	校数	%
不満足	5	0.9%
やや不満足	67	11.5%
やや満足	345	59.1%
満足	167	28.6%
合計	584	100.0%

(2) 不満足な項目

「今回の点検項目の中で不満足度の高い項目を不満足度の高い順に選び、その項目の改善の可能性と予定について」記してもらった。詳細な設問番号まで記してもらったが、第1位に挙げた項目のみを大項目に集積して分類したものが下表である。

不満足度の一番高い項目は「年間スケジュールの作成と公表」で43.1%。「実施授業時間の確認等」の37.4%、「授業時間等」の10.6%と続いた。そして「その項目についての改善の可能性・予定」に対する答えの大半は「可能性・方向性が見えた」であるため、発覚した問題に対する対応は早いものと推測できる。

表 45. 不満足な項目

不満足な大項目_1位	校数	%	改善の可能性・予定	校数	%
無回答	2	1.6%	可能性・方向性が見えた	1	50.0%
		0.0%	すぐに改善する	1	50.0%
授業時間等	13	10.6%	可能性・方向性が見えた	9	69.2%
		0.0%	すぐに改善する	4	30.8%
単位制	9	7.3%	無回答	3	33.3%
		0.0%	ほぼ不可能	1	11.1%
		0.0%	可能性・方向性が見えた	4	44.4%
		0.0%	すぐに改善する	1	11.1%
実施授業時間の確認等	46	37.4%	無回答	3	6.5%
		0.0%	可能性・方向性が見えた	31	67.4%
		0.0%	すぐに改善する	12	26.1%
年間スケジュールの作成と公表	53	43.1%	無回答	11	20.8%
		0.0%	ほぼ不可能	2	3.8%
		0.0%	可能性・方向性が見えた	27	50.9%
		0.0%	すぐに改善する	13	24.5%
合計	123	100.0%			

同様に2位、3位の項目についても不満足な項目に記載された内容の順位は同じであり、不満足と感じた学校では、いずれも同じような内容に問題があると気がついているようである。

(3) 本モデル様式のおける他学科の実施

予定・実施中を含めて行ったと回答した学校が53%以上あり、今回のモデル様式

に対する関心が高いことを裏付けている。本来、授業時間数や単位の取得、年間スケジ

ユールなどの問題は、学科ごとではなく学校全体の問題であると認識されている場合が多いのではないかと思われるかもしれないが、今回の自己点検では、学生一人一人への影響と確認を求めるためにあえて学科単位の質問形式とした。学校全体を一括りにして確認しても、学則の再確認だけで終わる可能性が予測されたからである。

そういう意味では、今回のモデル形式は、各学校の現場サイドでの確認がしやすく、現状分析の役立ったのではないかと推測している。

6. 自由記入

最後に今回のモデル様式の実施に当たり、感じられたことや、今後のモデル形式への提供希望等について自由記入欄を設けた。通常、アンケートでは自由記入への回答は少ないのだが、今回はかなり多くの記入があり、非常に参考になった。

記入された項目は、「感じたこと」「希望する点検項目等」「その他」に分類した。

(1) 感じたこと

① 今回のモデル様式が有益であった

これから進めて行きたい、確認できてよかった、さらに詳しく確認したい、改めて再確認できた、これまでは事務的にしかチェックしてなかった改善したい、これからは毎月確認したい、未だに自己点検・自己評価の項目に満足していないので参考になった、教職員間の連絡不備が発見できた、カリキュラム等はできるだけ早く公表すべきだと感じた 等。

② 今回のモデル様式は有益でなかった

もうすでに行っている、他の行政の指導ですすでに行っている、設置基準を守っているので十分、項目が多すぎて点検できない、他校とはやり方が異なる、この程度では不十分もっと詳しく、すでにマニュアル化して実施している 等。

③ 時間の計算方法等に不安がある

授業時間は1時間を60分に換算すべきか、1,700時間以上授業をしているが時間数を減らしたくてもできない、学校行事の授業時間変換は？ 単位制のため時間数は計算できない、学生個別に授業時間数が異なる、最少最多時間数がわからない、休校は皆無である、月曜日の授業時間数が極端に少ない 等。

④ これから自己点検・自己評価を進めてみたい

次年度のために学生アンケートや就職先アンケートを実施してみたい、モデル形式を基に自己点検・自己評価を実施準備している、次年度より本格的に取り組みたい 等。

(2) 希望する点検項目等

卒業生実態調査、シラバスの作成について、学校業務分担の点検・評価、欠席者のフォロー、コマシラバスと授業進捗状況、非常勤講師の授業進捗状況 等。

(3) その他

この点検は NPO「私立専門学校等評価研究機構」の点検評価とどんな関係があるのか、校名「公表」の意味がわからない、ISO9001 を取得しているので実施しなかった、グループ校独自の自己点検・自己評価を作成中です、高等課程について行った、一般課程が主なので行えない 等。

特に目立ったものは、今回のモデル様式にある時間や単位の確認であった。どこの学校でも学則があり、それに従って年間のスケジュールをこなしているのであるが、実際に行ってみると不慮の事故等で休校する場合や何らかの事情で変更せざるを得ないことが起き、1 年間終わったときに実際に行った授業時間を再確認することは難しい問題であるようだ。専門学校では一部の高等学校で問題になった必修世界史の履修問題のようなことは起きないであろうが、この問題を他山の石として再確認することも必要であろう。もちろん、ある学校の記載にあったように、これでは項目が少なすぎるとか、自己点検・自己評価には不十分であるという意見もあったが、今回の調査は、授業に対する自己点検・自己評価の啓蒙であるので、詳しく点検したい方は独自で行うなり、これまで平成 13 年から毎年作成し掲示してきたモデル様式<http://www.zensenkaku.gr.jp/jikotenken/index.html>を参考にするなどして学校独自の自己点検・自己評価を実施していただきたい。

次に「(1) ③時間の計算方法等に不安がある」項目の意見では、いくつかの学校にて授業時間に関する考え方に不安定な要素があり、意見を求めるものもあった。これは学校での教務関連でよく意見の対立する項目でもある。今回のアンケートでも「1. 授業時間等」の質問では 1 学校時間は何分かというものから始まって、1 学期の授業回数は何回が望ましいか、そして年間何時間授業を行っているかという問題である。単位制も考え方は同じであり、1 単位は何分授業×何回かという問題である。この答えには正解が無く、各学校が独自で行うことも可能だが、多くの学校が行政機関の指導や大学の制度を導入して決めている場合が多いようだ。また 1 学校時間を 45 分 (90 分) とか、50 分とか県の担当部署からの指導があるところもあり、結果としてまちまちだった。また、学校行事への参加には授業時間に算入するところとそうでないところがあり、各学校の教務担当者の工夫によって算入しているところも見受けられた。例えば、学校行事で年間の項目を作り、出席により授業時間として認める学校や、一つの授業科目としているところもあった。

最後に、その他の自由記入についてコメントすると、今回のモデル様式は内容的に簡単なものであり、自己点検・自己評価にしては簡単すぎるとか、もっと詳しい内容を求める意見も数多くあった。毎年述べていることではあるが、当財団の自己点検・自己評価委員会は平成 13 年から毎年、自己点検のモデル様式を考案して全国専修学校各種学校総連合会の会員校に掲示している。その目的は自己点検・自己評価の啓蒙であり、1 校でも多くの学校が自覚を持って実施していただくことにある。この趣旨をご理解の上、今後の推進を期待したい。

自己点検・評価に関する研究委員会

委員 平田 真一

第3章

平成19年度 自己点検・評価研修会 報告

自己点検・評価から第三者評価へ ～自己評価と第三者評価はどこが違うのか?～

平成19年11月30日 大阪市・大阪ガーデンパレス^{※)}

株式会社コンピュータ教育工学研究所
代表取締役 江島 夏実

自己点検・評価と第三者評価は つながっている

専門学校の自己点検・自己評価、そして第三者評価は、今本当に差し迫った問題になっていると思いますが、自己評価と第三者評価を両方やらなければならないのではないかとか、自己評価は何をやっても良い、と言われても何からやって良いのかわからず、結局何もできないといったことがよくあるようです。

私は、23年前にコンピュータの会社を始めたのですが、今もプログラミング教育に少し携わっています。コンピュータというのは、究極の命令というのは20くらいしかない。1つひとつの命令というのは非常に小さなことしかできなくて、その代わりそれらを組み合わせれば何でもできると言われるし、私もそのように教えてきました。でも何でもできると言われても、ではどういうふうに命令を組み合わせれば良いかという技術がなければできないわけです。自己点検・評価はそれと非常によく似ていて、人間というのは何をやっても良いよと言われると、かえって何もできなくなってしまうということ

がままあります。

今日は、自己点検・評価と第三者評価は実は1本の線につながっていて、自



江島 夏実 氏

己評価をやっていけば自然に第三者評価に結びつくのだということを、色々な例を交えながら解説していきたいと思います。

私はもともと大学で会計学を勉強しました。会計学と第三者評価というのはよく似ていま

自己点検・評価から 第三者評価へ

～自己点検・評価と第三者評価はどこが違うのか?～

株式会社コンピュータ教育工学研究所
江島 夏実
平成19年11月27日、30日

1

^{※)} 講演時のスライド画面は http://www.sgec.or.jp/sgec_new/download/20080302_jikotenken_ejima.pdf

す。会計学というのは、企業があつて、財務諸表というフィルターを通して企業を見るわけです。第三者評価も、学校があつて、自己評価報告書というフィルターを通して評価機関が見る。非常に共通する面が多いようです。そんな関係もあつて、4年ほど前から自己評価と第三者評価の仕事に関わるようになり、今年はどうした研修会などで話をするのは7、8回目になります。

今日の内容は主に3つです。まず「第三者評価制度の目的・意義・限界・分類」。自己評価の研修会なのになぜ第三者評価なのかと思われているかもしれませんが、冒頭話したとおり、第三者評価と自己評価は1本の線でつながっているということを、今日の話聞いたあとには必ず理解していただけたと思いますので、まず第三者評価を理解していただくための概念的な話を先にしたいと思います。

次に実際に行われている第三者評価の実例を紹介します。大学や私立専門学校等評価機構の話などもありたいと思います。また第三者評価が比較的進んでいる医療機関の例なども説明したいと思います。そのような知識を得たうえで、皆さんの学校がどういうふうにご自己評価を行い、それがどのように第三者評価に繋がる

のかについて、まとめたいと思います。

自己評価と第三者評価はどこが違うのか。自己評価というのは建前上はもちろん何をやってもかまいません。その目的はひとえに改善にあり、繰り返し自己点検評価をやっていくことによって、自分たちの学校を良くしていこうというものです。この考え方はよく理解されていると思います。

目次

●はじめに	3
●第三者評価制度の目的・意義・限界・分類	4～13
●実際に行われている第三者評価制度の概要	14～30
●自己評価と第三者評価(簡単な例を交えて)	31～38
●まとめ	39

2

はじめに

- 自己評価は？
 - 自分のためになるなら何やってもいい
 - 何やってもいい 一何から手をつけたい？ 一何もできない
- まず、目的は？
 - 自己評価であろうと第三者評価であろうと、それは**改善**！
 - 自己評価して→気づき→アクション
 - この繰り返し(PDCAサイクル、Plan →Do →Check →Act)によって**改善を促進・実現すること＝学校をよくすること**
 - 自己評価・第三者評価とも、このことが前提となる制度
- 公開の意味は？
 - 自己評価の結果を公開することは、その学校がそのような改善に取り組んでいることのアピール
 - これってホントなの？ みんな言っていることパラパラだし…
- 自己評価と第三者評価の関係は？
 - そこで、第三者が自己評価結果を見て、この自己評価は第三者の目から見てもOK→お墨付き→自己評価結果の保証
 - 第三者評価には統一的な基準が必要
 - まずは、第三者評価について知ることが、現実的な自己評価への第一歩

3

実はこの先に第三者評価があるという構造になっています。なぜかという、教育機関の第三者評価、あるいは病院の第三者評価制度というのは、すべて自己評価報告書を第三者が評価する形になっているからです。

たとえば評価機関があつて、仮に第三者評価を受けるといって 100 校の専門学校が手をあげたとします。そのときに、もしそれぞれの学校が勝手に自己評価報告書を作ってきたら、第三者評価をする人は非常にたいへんです。ですから制度や仕組みは上の手順として、第三者評価機関は「こういう項目について自己評価をしてください」という形式を評価を受ける学校に全部求めます。それぞれの学校はそれに従った自己評価をしなければなりません。つまり、自己評価だから何をやっても良いということになっているのですが、評価機関が求める項目に沿っていないと、第三者評価を受ける段階でまた手間がかかるわけです。

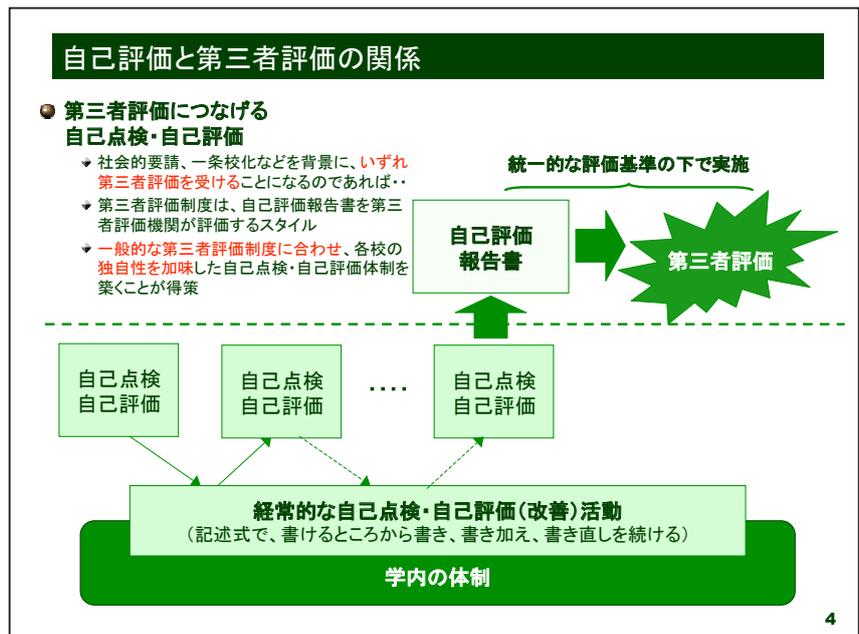
もしかしたら評価機関が「こういう自己評価を出してください」といったときに、その学校にとって意味のない項目が一部にはあるかもしれません。しかし、これから見ていただくとわかりますが、現在の高等教育機関の第三者評価の仕組みというのは、かなり幅広く評価を求めているので、まず第三者評価機関の求める自己評価をやって不足が生じる可能性は非常に低いのです。

いずれにしても、最初の知識として覚えておいて欲しいのは、第三者評価を受けるといことは、評価機関が求める自己評価の報告

書を第三者が評価するという仕組みになっているということです。したがって、いずれ第三者評価を受けたいとか、受けなければならないと考えたときには、当然その第三者機関が求める自己評価をやっていくというのが、まず一番効率的かつすぐ実施できる方法なのです。

「評価」ということばのもつ意味は？

さて最初は、ことばの定義についてお話したいと思います。まず第三者、評価とは何かを定義しておきたいと思います。第三者は学校と学生がいた場合、学校が第一者、学生が第二者、そうでない人が第三者ということになります。ことばのうえで、第三者評価の一番の混乱の原因になっていると思われるのは、評価ということばの解釈です。ふつう評価といった場合、最初に思い浮かぶのは成績評価ではないかと思います。成績というのは、A、B、C や 10 点満点など、何らかの軸があつて、その軸のどこにその学生を位置づければ良いか、といった意味で考えることが多いと思います。英語では assessment とか evaluation というこ



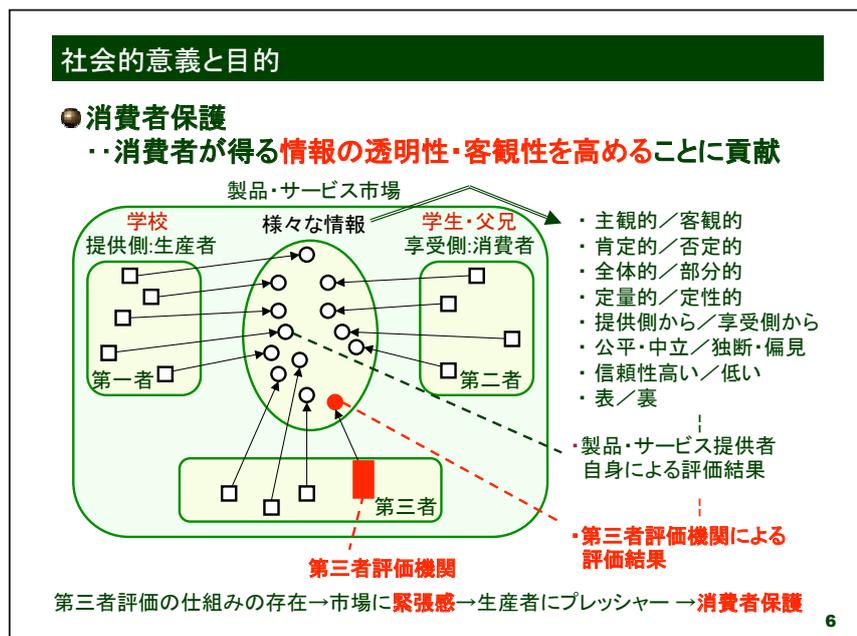
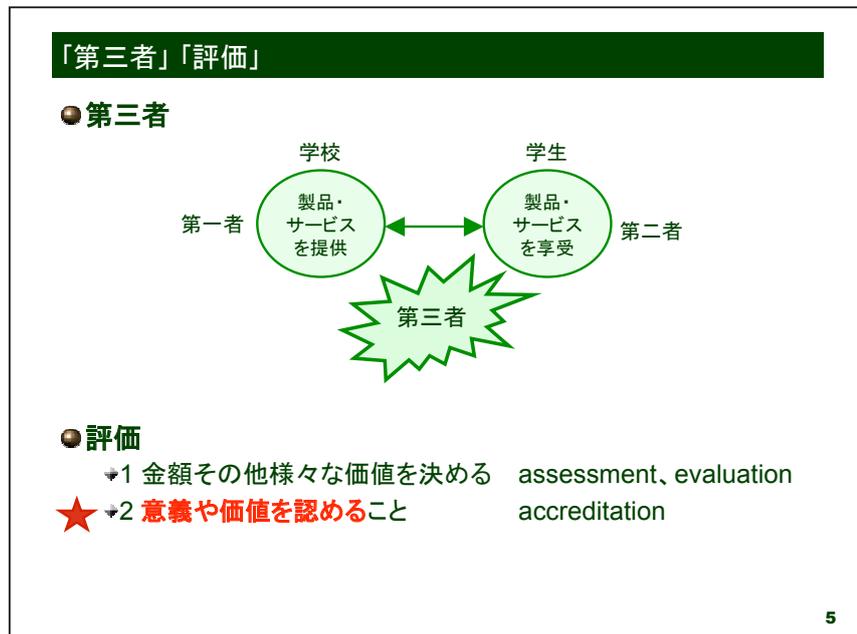
とばを使います。

辞書で評価ということばを引くと、もう1つ、たとえば「あの人は評価できる人だ」「このレストランは不味くてまったく評価できないね」というような使い方もあります。その場合の評価というのは、もちろん何らかの物差しがあつて、その中のどこかに位置づけるかという点では、A、B、Cをつけるのと同じかもしれませんが、「あの人は評価できる」といった場合の評価は、ある水準をクリアしているかどうかという意味になりますね。そういう概念を、英語では accreditation ということばを使います。

色々な第三者評価機関がありますが、英語の名前をつけるときには、一部例外はあるものの、ほとんどが accreditation という英語を使います。大学、専門学校、病院の評価というのは、最終的な結果は、すべて認めるか、認めないかのどちらかなのです。このあと実際の例を紹介しますが、たとえば大学は今第三者評価が義務化されています。過去3年間で大学・短大の約20%が第三者評価をクリアしています。数としては全部で200以上あったと思いますが、その中で認定されなかった学校は1つもないのです。病院もそうです。約9,000の病院のうち、

この5年間で2,400病院が第三者評価を受けていますが、「あなたの病院は認定しない」となったところは1つ也没有。

このように現行の第三者評価制度というのは、ある基準を満たしているか、満たしていないかであり、その基準、つまりハードルというのは、決して高いものではないのです。病院の評価というのは、800項目をすべて5段階で評



価するのですが、病院として認められないというのは、1つでも2があったところなのです。つまりオール3でも認定されるのです。だから決して第三者評価を恐れる必要はありません。「Aでなくちゃならない」というものではないのです。ふつう成績というのはA・B・C・DでDだとダメですよ。あるいは優・良・可・不可。要するに可でOKなんですね。可なのか不可なのか。CなのかDなのか。その間に線があって、そこをクリアしているかどうかを審査するのが第三者評価制度です。これは今の学校や病院の第三者評価制度がそうなっているという意味です。

ですから、ここでの評価ということばは、A、B、Cというランクづけではなくて、意義や価値を認める、水準をクリアしているかどうかという意味の評価だと覚えておいてください。

第三者評価の社会的意義と

市場ニーズ

では第三者評価制度にはどのような社会的意義があるのか。これはそんなに難しいことではありません。第一者と第二者がいます。そして第三者も当然います。色々なところから色々な情報が出てきます。それは主観的なものであったり、客観的なものであったり、肯定的、否定的、全体的、部分的、定量的、定性的、提供側から、享受側から、公平・中立的なもの、独断・偏見的なもの、信頼性の高いもの、低いもの、表情報、裏情報等々、色々な情報が出てきます。

この中には学校が「自分のところはこういう学校ですよ」というふうに、自分自身によって評価した結果も出てきます。

ここに公に認められた第三者評価機関が登場して、そういう機関が第三者評価の結果を出すぞということになると、マーケットに緊張感が走ります。緊張感が走るとそれだけ提供側・生産者側にプレッシャーがかかります。結果として消費者が保護される。そういう意義があるわけです。

ではなぜそういう第三者評価が世の中に出てくるのか。大きく3つの理由があると思います。1つは一般的、社会学的な法則です。例として『暮らしの手帖』を取り上げていますが、『ミシュラン』でも良いのです。『ミシュラン』などは典型的な第三者評価ですね。ただ第三者評価といっても、その場合の評価というのはA、B、Cランクの方です。三ツ星なのか二ツ星なのか一ツ星なのか、そういう意味の第三者評価になります。こういったものはなぜ登場したのか。その理由としては、産業が発展すると色々なものが出てくるということです。すると消費者は

なぜ第三者評価？(1/3)

● 一般的な法則

▶ 産業の発展による製品・サービスの

多様化・多様化

- →製品・サービスの多様化(どれがいいの?)
→比較基準の必要性
第三者による **assessment** が求められる
- →製品・サービスの多様化(大丈夫なの?)
→レベル・信頼性満足基準の必要性
「質の保証」の概念
第三者による **accreditation** が求められる

▶ モラルの低下

- →「改善」に対する社会的な要請
- →自己評価の実施に対する要請
- →第三者によるその保証に対する要請

▶ 情報化の進展

- →情報利用者は良質な情報を欲しが





迷うわけです。たとえば携帯電話にしても、どれにしようか迷いますよね。更に言えば、結局何もわからないで利用しているのが料金プランです。料金プランはもの凄く複雑です。すると自分で判断するのが嫌になってしまいます。だから『良い携帯はどれだ』という本はないかと探したりするわけです。そういう役割を果たしているのが、まさに『暮しの手帖』であり『ミシュラン』なのです。

つまり色々な商品が出てくると、それを比較するというニーズが必ず発生し、そこに比較をする、評価をするという組織のニーズが生まれる。また、色々なものが出てくるということは、幅も広がるけれどもレベルも色々なものが出てくる。すると、欲しい対象がある水準をクリアしているのかどうかについて、誰かに保証を求めたくなります。そこでたとえば ISO です。ISO9000、ISO14000 はご存知だと思いますが、ISO9000 というのは品質マネジメントの第三者評価の一種です。たとえば食品。伊勢の赤福をはじめ、今も色々問題になっていますが、2年前には不二家の事件がありました。不二家は実は ISO を取っていたんですね。ISO に認定されていたのです。それなのにあんな事件を起こしてしまった。3年くらい前には、三菱自動車の事件がありましたが、三菱自動車も ISO

をクリアしていました。それなのに事故や事件を起こしてしまった。どうして?ということになります。

ISO の審査や第三者評価の審査というのは、仕組みの審査なのです。つまり学校にとって、教育カリキュラムや授業というのは仕組みです。そこに学生が入ってきて、その仕組みの中で勉強し卒業していきます。第三者評価が評価するのは仕組みであり、学生ではありません。すると先ほどの食品で言えば、工場がきちんと動いているか、衛生的に問題ないか、生産ラインに問題がないかどうかを評価するのであり、そこから生み出されたお菓子やケーキがおいしいとか安全とか、そういうことを直接評価はしないのです。つまり一般的な第三者評価というのは、仕組みの評価なのです。これは非常に重要なポイントです。

ですから ISO の審査では、マニュアルはちゃんとあるか、マニュアル通りにやっているかということの評価者が審査をするわけです。ですから悪意に考えると、そのときにクリアしていても、それを継続的にきちんとやっていなかったために、そのうち士気が下がってしまい、気づいたら偽装のオンパレードだったということが、当然ありうるわけです。今の第三者評価制度では、それを完全に防ぐことは難しいのです。だから5段階でいうと、衛生管理も何もやっていない、学校でいえば成績評価の基準も決めていない、カリキュラムも思いつきで決めていくというのが最低の1、組織的にきちんと成績の評価基準があってそれを先生方に徹底している、カリキュラムもきちんと見直す体制ができていてそれをやっているというのが平均値である3です。もし、更に凄い成果をあげているというような状況にあったとすると、もっと上の段階の話になります。

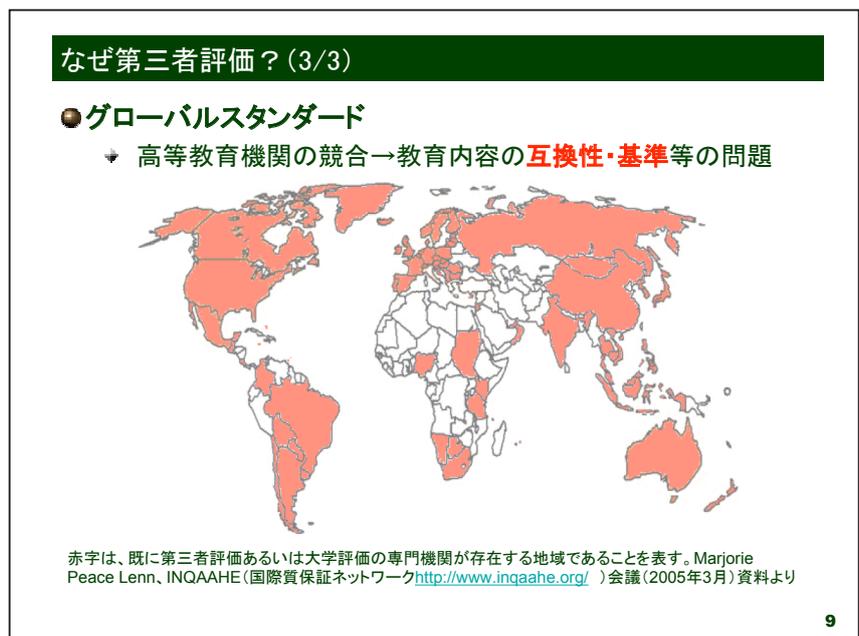
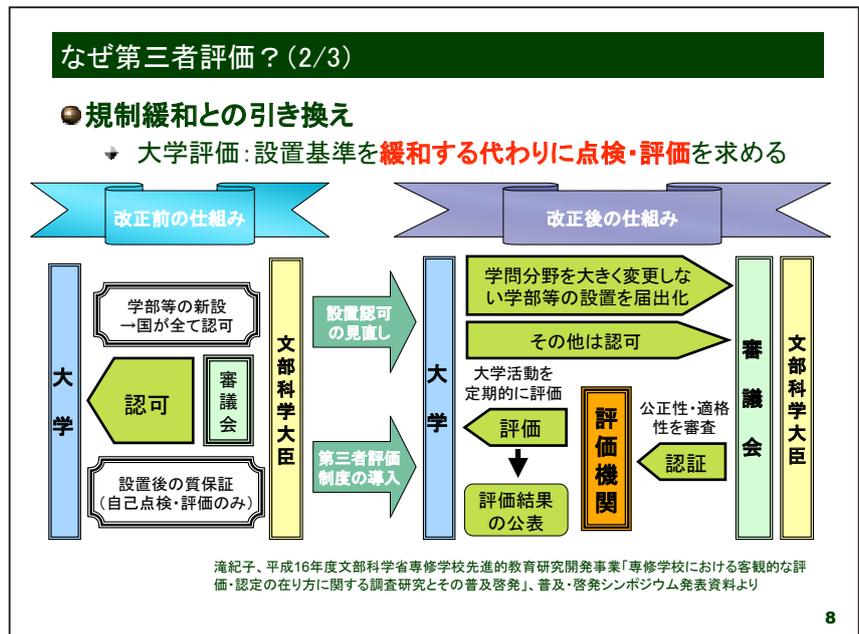
いずれにしても、色々な商品が出てくると、「こっちの方が美味しい」「こっちの方がおトク」といった情報を消費者が求めてきますから、第三者の介入というニーズが発生するし、質の保証を求めるといことで ISO のようなものが出てくるという世の中の仕組みがあるわけです。

またモラルが低下すると、どうしても改善すべき点が生じやすくなり、改善に向けた社会的な要請も出てくるので、そのために自己評価をやらう、それを第三者が保証しようという流れが、当然考えられてくるわけです。

更に、情報化の進展という大きな背景があります。インターネットの普及は非常に大きいと思います。30年くらい前と今とは、皆さんも含めて、瞬間に得ることのできる情報量は何百倍も違います。ですから消費者、大衆というのは、情報を欲しがるクセがついている。第三者評価の情報も同じです。この学校に入ろうか、この学校はどういう学校か、この病院は大丈夫かといったときに、インターネットを見れば何か情報があるのではないかと思うわけです。情報化が進展すると第三者評価の情報も欲しくなるという法則があるかと思います。

以上は社会学的な考察でしたが、第2のもう少し

直接的な理由は、規制緩和との引き換えということです。大学の例ですが、昔は大学で学部や学科を作るのは非常にたいへんでしたが、あるタイミングからとても楽になりました。つまり規制緩和がありました。学問分野を大きく変更しない学部等の設置が文部科学省への届出制になりました。許可や免許ではなく、もう一段下のレベルにしたわけです。もちろん新しい大学



や今までと全然違う分野の学部を作る場合は認可が必要ですが、非常に簡略化された。その代わりに、文科省が評価機関を認証するので、この評価機関による第三者評価を受けなさいというふうに変ったわけです。法律的にそうなったのは平成 14 年、実際に大学が第三者評価を受け始めたのが平成 16 年度になります。

次に 3 番目の理由。高等教育機関において、今はグローバル化の時代ですから、単位互換性の問題なんていうのは国際間の話になっています。資料の地図の赤い部分は、すでに第三者評価あるいは大学評価の専門機関が存在する地域であるということです。国際質保証ネットワークの会議資料から引用したものです。これを見ると、アフリカや中近東以外はほとんど赤くなっています。第三者評価を受けるといことは世界的な流れでもあるということです。

第三者評価を受ける

大学・病院側の対応

となると、第三者評価は良いものであるはずですよ。たとえば体調が悪いから病院へ行くとうとします。すると第三者評価の結果をホームページで確認しようとうとします。一般大衆的にそこに期待される第三者評価の情報があるのだとすれば、当然見ますよね。本来であればそういう利用者がたくさんいて、「この第三者評価制度は良い制度だ」「もっとこうすれば良いんじゃないか」といった議論が沸き起こってもおかしくないでしょう。私もそう思い、本やホームペー

ジなどを色々調べました。ところがついに第三者評価の利用状況を調べて公表したサイトを 1 つも見つけることができなかつたのです。わざわざ第三者評価のメリットを調査するようなものを見つけました。ところがこのアンケート調査は、第三者評価情報の利用者に行った調査ではなく、第三者評価を受けた人に対する調査なのです。

まず 1 つは大学の先生に対して行ったアンケートです。大学の場合、文部科学省が認証した 5 つの評価機関があるのですが、そのうちの 1 つが独立行政法人大学評価・学位授与機構で、平成 12 年度から平成 15 年度までに試行的評価というモデル事業をやりました。大学評価にしても、病院評価にしても、誰が評価するのかというと、大学の場合は他の大学の先生、病院も他の病院の人です。これがなぜ第三者評価なのかとを感じる人もいるかもしれませんが、大学評価も病院評価も、第三者という意味は、その学校の学生や先生ではないということです。

ですからこの試行的評価も、他の大学の先生が評価をして、A という大学が評価を受けたの

第三者評価を受けるメリット(1/2)

● 評価対象機関自身には、ポジティブな反応が..

★評価結果により、自大学等以外の者からの新たな視点が得られた。



★当該活動の適切性を把握することができた。



★将来計画(中期計画を含む)策定に役立った。



★組織の目的や目標を設定することの重要性が、自大学等内/部局内に浸透した。



★この評価が自大学等の個性的な取組を促進した(あるいは今後すると予想される)と思う。



大学評価・学位授与機構が平成 12 年度から平成 15 年度までに実施した試行的評価に関する検証について
- 試行的評価に関する検証結果報告書 - より

です。それでA大学の先生方にとってアンケートなのです。

その内容は、「評価結果により自大学等以外の者からの新たな視点が得られた」「当該活動の適切性を把握することができた」「将来計画策定に役立った」「組織の目的や目標を設定することの重要性が自大学等内・部局内に浸透した」「この評価が自大学等の個性的な取り組みを促進したと思う」というような設問に対して、「強くそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そう思わない」「全くそう思わない」で回答する形になっています。「どちらとも言えない」が真ん中だとすると、この結果を見ると、評価対象機関自身にはポジティブな反応になっています。

もう1つは病院の評価の例です。これは少し古く、病院評価を実施しているただ1つの機関である日本医療機能評価機構が平成13年度に実施したアンケートです。受審をされた病院に「受審は貴院にとってお役に立ちましたか」と聞いたところ、「病院全体の雰囲気好転した」「院内の組織機能が好転した」といった点において、非常にポジティブな反応が出ています。「患者さんとの信頼関係等において好転した」の項目は今ひとつですが、それでも4分の1はポジティブな反応が出ています。

更にフリーアンサーとしては、「職員の意識が変わった」「病院運営が円滑に行えるようになった」「医師採用の動機が出来た」「外部からの目が変わった」「組織の体制作りに役立った」

「改善の指針が明確になった」といったように、ポジティブな反応が出ています。

この2つのケースを見てわかることは、大学の先生が他の大学の評価をする、他の病院の職員がある病院の評価をするというやりとりの中で、第三者評価を真面目にやるわけです。そして「自分たちにとってはメリットがあった」と言っているわけです。つまり改善されたという結果が、今の2つではっきり出たということです。

しかし、このアンケートは自分たちで自分たちにアンケートを行っているようなものです。不思議なことに、病院の第三者評価、大学の第三者評価を利用するエンドユーザーに対して行ったものではないわけです。

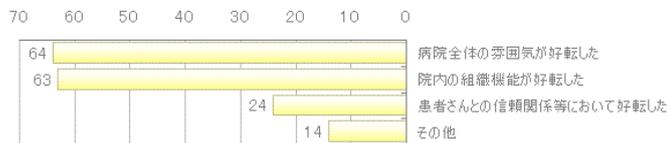
ということは、第三者評価とはいったい何なのだろう。正直言って、第三者評価には限界がありますが意義は明かにあります。絶対に消費者保護に役立ちます。制度がない場合に比べて絶対にあつた方が良いのです。ところが第三者評価といった場合、ふつうの人が大衆的なレベルで考えるイメージというのは、やはりランキングや三ツ星レストランなんですね。しかし実

第三者評価を受ける側のメリット(2/2)

● 日本医療機能評価機構の例

☆受審は貴院にとってお役に立ちましたか？（平成13年実施アンケート）

● 意見詳細(重複回答可)



● その他

- ・ 職員の意識が変わった
- ・ 病院運営が円滑に行えるようになった
- ・ 医師採用の動機が出来た
- ・ 外部からの目が変わった
- ・ 組織の体制作りに役立った
- ・ 改善の指針が明確になった

(財)日本医療機能評価機構では、受審病院を対象にしたアンケートを実施・公表。その結果の一部は次のURLに公開されている。
http://jqcqc.or.jp/html/enquete/enquete_02.htm

際にやっている第三者評価というのは、全然違うのです。だからマスコミから見ると、ちゃんとやっている大学や病院の第三者評価というものは、報道してもあまり面白くないわけです。だからあまり報道しない。もちろん全然報道しないというわけではありません。たとえば今年 2 月ごろ、NHK の教育テレビで取り上げていたのを見ました。病院の第三者評価は項目が 800 もあるし、受審される方の病院にはもの凄い緊張感があります。病院評価では評価する人のことをサーベイヤーと言います。要するに“探検する人”という意味です。病院評価では訪問調査が基本です。だから何回もその病院へ行くわけです。病院では診療部門、看護部門、事務部門の 3 部門を評価されるので、私が見た映像では、院長、副院長、看護部長、事務部長を先頭に、受ける方が 10 人くらい並び、審査する方も 10 人くらい並んでいて、審査される人の後には膨大な量のマニュアルがあるわけです。

私は 4 年前に文科省の委託事業で秋葉先生と一緒に札幌の病院へ見学に行ったことがあります。その病院は定山溪病院というリハビリ病院なのですが、リハビリ病院としては初めて日本医療機能評価機構をクリアしたという病院です。その事務長を訪問したのですが、色々苦勞話を聞きました。とにかくマニュアルを作るのが大変だったそうで、事務長の後の本棚には、マニュアルがずらりと並んでいました。それを全部作ったことによって、ISO や医療機能評価をクリアしたということです。

医療機能評価機構の評価というのは、評価を受けるのに 200 万円かかります。ところがその事務長がおっしゃるには、200 万円以外に 4,000 万円使ったと言うのです。つまり第三者評価をクリアするためにリフォームなども行ったわけです。実際に病院はきれいでした。歴史はけっこうある病院です。

要するに、評価に関する報道が盛んにされていけば別ですが、私はたまたまそういった関係の仕事をしていたからわかったことで、一般には病院の評価情報は露出しませんよね。露出するのは『ミシュラン』だったり、AA や AAA といった情報で、そういう情報の方が皆欲しがるわけです。

各評価機関の第三者評価は「機能評価」が主体

第三者評価の分類についてお話をしました。先ほど仕組みの評価という話をしました。学校の場合、学生が入学して（インプット）、学校で教育を受け（機関としての機能）、卒業していきます（アウトプット）。今の制度的な第三者評

第三者評価の意義と限界

● 意義

- ▶ 直接的な消費者保護
→ 組織に関する出力情報の透明性・公平性を高める
- ▶ 間接的な消費者保護
→ 改善を喚起する ⇒ 組織をよくする仕組みである

● 限界

- ▶ マスメディアの誤解を受けやすく、また、取り上げにくい
= accreditation の概念が伝わりにくい
= 出力情報の多さ、難しさ、大衆レベルでの面白味のなさ
↓
評価機関の広報努力、地道な普及努力による長期的活動が必要

価というのは、機能評価といって、もちろん良い学生を出さなければいけないのですが、そういう学校としての仕組みがちゃんとしているかという評価なのです。それに対して、アウトプットの部分に注目して評価するのが成果評価です。ただどんなに成果評価といっても、1人ひとりの学生を保証することはできません。病院であれば、患者さんがやってきて（インプット）、手術を受けて（機関としての機能）、退院する（アウトプット）ということなのです。すると、入院患者の治療に関して1人ひとり保証することは絶対にできないし、ありえないことです。

ですからあくまでも、病院なり、学校なりの機能がきちんとしていることが基本になっているのが機能評価です。

しかしやはり成果の部分に関心がある。大学ランキングの本もあるし、偏差値もそうです。ああいうものは、学力やいろんな尺度がありますが、いずれにしても結果として、卒業生はどういう人材なのかとか、出てくる料理はどういう料理なのか、そういった成果の側から評価するというものです。

もう1つ評価の範囲ということであると、機関評価と専門分野別評価がありま

す。機関評価というのは、全体的な評価です。学校にしても病院にしても、色々な項目に渡って評価する機関評価。それに対して、もっと何かに特化して評価するのが分野別評価です。

私立専門学校等評価研究機構、大学基準協会、短期大学基準協会、日本医療機能評価機構といった第三者評価機関というのは、基本的に機能評価で機関評価です。ほかに日本技術者教育

第三者評価の性格的分類

- **評価の対象で分類すると...**
 - ▶ **機能評価**: 仕組み、プロセスの評価
 - ▶ **成果評価**: 結果の評価
(アウトカムズ評価、達成度評価)
- **評価の範囲で分類すると...**
 - ▶ **機関評価**: 対象となる機関全体に係る部分に対する組織的な評価
 - ・評価の対象は相対的に広く浅い
 - ▶ **専門分野別評価**: 専門分野ごとの評価
 - ・評価の対象は相対的に狭く深い
- **教育機関の一般的な第三者評価は、機能評価かつ機関評価が主流**

	機関評価	専門分野別評価
機能評価	私立専門学校等 評価研究機構 大学基準協会 短期大学基準協会 日本医療機能 評価機構	
成果評価		JABEE

13

教育機関の第三者評価

- **大学(大学院、短期大学、高専も) = 認証評価制度**
 - ▶ **文部科学省の認証を得た**評価機関のみ、公式の第三者評価可
 - ・(財)大学基準協会
 - ・(独)大学評価・学位授与機構
 - ・(財)日本高等教育評価機構 (私大協)
 - ・(財)短期大学基準協会
 - ・(財)日弁連法務研究財団 (法科大学院専門)
 - ▶他に、日本技術者教育認定機構(JABEE、理系学部・学科)
- **小・中・高校**
 - ▶14年度～ 自己点検・評価の実施・公表の努力義務化
 - ▶18年度～ 第三者評価の実施に向けた諸施策

14

認定機構（JABEE）という組織があり、この組織は少し発想が異なっていて、理科系の学科やコースに特化しているという点で分野別、しかも学生の成績に注目するという意味で成果評価を行っています。もちろん完全なる成果評価ではありません。

評価の対象が機能か、成果か。評価の範囲が機関か分野別か。大学や病院の評価というのは、機能評価なんですね。JABEE は少し成果評価に寄っている。まさにこの方向の先に『ミシユラン』や病院ランク本や学校ランク本や格付がある。こう考えるとわかりやすいです。どうしても一般消費者が求めたがるのはこっちなんです。現在マスコミは機能評価についてはあまり取り上げないで、成果評価ばかり面白がって取り上げますから、なんとなく第三者評価というと皆成果評価のイメージで考えてしまうという、社会的な状況があるのではないかと、私自身は考えています。

では、大学と病院の機能評価はどうなっているのか。大学は先ほど言ったように認証評価です。文部科学省が認証した5つの機関だけが評価をできます。大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会と日弁連法務研究財団です。日弁連法務研究財団は法科大学院を専門としています。それと JABEE というのは認証機関ではないのですが、理科系の学部・学科を評価する組織で、JABEE の認定を受けたいという学校は非常に多いです。

幼稚園・小学校・中学

校・高校、そして専門学校も、平成 14 年度から自己点検・評価の努力義務化が課されているという意味で同じラインにいます。小・中・高は、去年の 9 月くらいから、文科省自身がこういう第三者評価をやったらどうかといったものをホームページで公開したりしていますので、小・中・高はけっこう早いかもしれません。

大学・短大の 第三者評価の手順と現状

大学全体を見て見ましょう。平成 14 年度にルール上は第三者評価が義務化され、実質的に平成 16 年度からスタートしました。平成 16 年度は 34 校でした。大学基準協会の実績は平成 16 年が 34 校、17 年が 25 校、18 年が 46 校です。日本高等教育評価機構は一昨年は 4 校でしたが、去年は 16 校でした。大学評価・学位授与機構は独立行政法人なので国公立が多いです。短大基準協会は一昨年が 30 校、昨年が 44 校です。日弁連法務研究財団は昨年初めて 2 校評価しています。これら合計が 254 校で、開始 3 年間で全体の 20% 弱です。

大学の第三者評価・実績										
●平成3年 自己点検・評価を努力義務化										
●平成14年 第三者評価の義務化(22年度までに少なくとも1回)										
認証評価機関別・教育機関別第三者評価実施の実績数										
認証評価機関	年度	大学院	大学			短大		高専		合計
			国立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
(財)大学基準協会	16			6	28					34
	17		1	5	19					25
	18			3	43					46
(財)日本高等教育評価機構	17				4					4
	18				16					16
(独)大学評価・学位授与機構	17		2	2		2		17	1	24
	18		7	3		1		18		29
(財)短期大学基準協会	17							30		30
	18							44		44
(財)日弁連法務研究財団	18	2								2
合計			10	19	110	3	74	35	1	254

大学の評価というのは、賞味期限が7年です。つまり1回評価を受けたら7年間受けなくて良いわけです。16年度から始まったわけですから、22年度までに少なくとも1回は受けなくてはなりません。それなのにまだ8割くらい残っているわけですから、けっこう大変だと思います。

では大学基準協会の例を見てみましょう。冒頭に話しましたが、建前上は適格認定と不適格認定とがあります。しかし不適格認定というのは過去に1回もありません。唯一去年初めて保留が出ました。

適格認定として、「長所として特記すべき事項あり」、これは特色ある優れた取り組みを更に伸ばしていただくために示した事項となっていて、要するに褒めてくれるわけです。「勧告」は少し厳しく、正会員大学にふさわしい要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対して義務的に改善を求めたもの。3年以内に報告書をまとめて提出する必要があります。評価を受けた大学の半分近くにこの勧告が出ています。「助言」というのは、こうしたら良いのではないかとといったアドバイスで、それに対する義務は何もありません。

ちなみに、大学基準協会というのは会員制なので、加盟審査、つまり会員になるための審査という意味の第三者評価と、相互評価、つまり会員同士がお互いを評価するという評価があり、その内容はまったく一緒です。

大学基準協会の評価項目は、一番上のレベルで15あります。平成18年度は47校の評価をやっているのですが、ここにそのリストを載せ

大学の第三者評価・具体例 ～大学基準協会～

●大学基準協会 (JUAA, Japan University Accreditation Association)

- ➡加盟審査・協会の正会員になるための審査
- ➡相互評価・正会員が相互に実施する第三者評価
- ➡15の大項目について、自己点検・評価をもとに評価実施
- ➡16～18年度の実施結果 (いずれも対象は大学)

年度	実施校数	適格認定			保留	不適格認定	
		長所として特記すべき事項あり	勧告	助言			
16年度	34	34	33	23	29	0	0
17年度	25	25	25	10	25	0	0
18年度	47	46	46	13	45	1	0

長所として特記すべき事項 特色ある優れた取り組みをさらに伸ばしていただくために示した事項
勧告 正会員大学に相應しい要件を満たしていない、若しくは改善への取組が十分ではないという事項に対し、義務的に改善を求めたもの。早急には是正する措置を講じるとともに、その結果を原則3年以内(加盟判定審査校は次回相互評価申請時)に改善報告書として取りまとめ提出する必要がある。
助言 正会員大学にふさわしい要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するもの。「助言」については、次回相互評価申請時に改善報告がもとめられるもの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられている。
<http://www.juaa.or.jp>

16

大学の第三者評価・具体例 ～大学基準協会～

●大学基準協会の評価項目

1. 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標 ……理念・目的等、理念・目的等の検証、健全性、モラル等
2. 教育研究組織 ……教育研究組織、教育研究組織の検証
3. 学士課程の教育内容・方法等
 - (1) 教育課程等 ……学部・学科等の教育課程、カリキュラムにおける高・大の接続、カリキュラムと国家試験、医学系のカリキュラムにおける臨床実習、インターンシップ・ボランティア、履修科目の区分、授業形態と単位の関係、単位互換・単位認定等、開発授業科目における専・兼比率等、社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮、生涯学習への対応、正課外教育
 - (2) 教育方法等 ……教育効果の測定、厳格な成績評価の仕組み、履修指導、教育改善への組織的な取り組み、授業形態と授業方法の関係、3年卒業の特例
 - (3) 国内外における教育研究交流
 - (4) 通信制大学・学部等
4. 学生の受け入れ ……学生募集方法・入学者選抜方法、入学者受け入れ方針等、入学者選抜の仕組み、入学者選抜方法の検証、アドミッションズ・オフィス入試、「飛び入学」、入学者選抜における高・大の連携、夜間学部等への社会人の受け入れ、科目等履修生・聴講生等、外国人留学生の受け入れ、定員管理、編入学者・退学者
5. 教員組織 ……教員組織、教育研究支援職員、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続、教育研究活動の評価、大学と併設短期大学(部)との関係
6. 研究活動と研究環境
 - (1) 研究活動 ……研究活動、研究における国際連携、教育研究組織間単位間の研究上の連携
 - (2) 研究環境 ……経常的な研究条件の整備、競争的な研究環境創出のための措置、研究上の成果の公表・発信・受信等、倫理面からの研究条件の整備
7. 施設・設備等 ……施設・設備等の整備、キャンパス・アメニティ等、利用上の配慮、組織・管理体制
8. 図書館および図書・電子媒体等 ……図書・図書館の整備、学術情報へのアクセス
9. 社会貢献 ……社会へ貢献、企業等との連携
10. 学生生活 ……学生への経済的支援、生活相談等、就職指導、課外活動
11. 管理運営 ……教授会、学長・学部長の権限と選任手続、意思決定、評議会「大学協議会」などの全学的審議機関、予算執行、教学組織と学校法人理事会との関係、管理運営への学外有識者の関与
12. 財務 ……教育研究と財政、外部資金等、予算編成、予算の配分と執行、財務監査、財政公開、私立大学財政の財務比率
13. 事務組織 ……事務組織と教学組織との関係、事務組織の役割、事務組織の機能強化のための取組み、事務組織と学校法人理事会との関係
14. 自己点検・評価 ……自己点検・評価、自己点検・評価と改善・改革システムの連結、自己点検・評価に対する学外者による検証、評価結果の公表、大学に対する社会的評価等、大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応
15. 情報公開・説明責任 ……財政公開、自己点検・評価

17

ています。その 47 校のうち、加盟審査の適格認定校が 12 校です。すでに会員になっている大学の相互評価では、ここに出ている 34 校が適格認定になっています。唯一保留になった学校というのは、身延山大学です。

平成 18 年度の加盟審査で適格認定となった大学に対する提言の例として、いわき明星大学に対する提言の一部を資料で紹介しています。

「長所として特記すべき事項」「勧告」「助言」、それぞれに出ています。そして次は、身延山大学が保留になった理由です。これらは全部大学基準協会のホームページから引用しています。大学基準協会のホームページで大学評価をクリックすると、概要や組織体制や評価基準、評価結果も出ています。PDF があるのでダウンロードすることもできます。

次に短期大学基準協会を見てみましょう。先ほど言ったように、平成 17 年度は 30 校、18 年度は 44 校で、かなり進んでやっています。短期大学基準協会は 10 の評価項目です。短期大学基準協会のホームページで第三者評価をクリックすると、第三者評価の流れという図が出てきます。短大が真ん中であって上に基準協会があります。「こういう第三者評価をや

ります」という通知が短大に行きます。「じゃあうちは受けます」と申請をします。ここで短大基準協会独特の制度が 1 つあります。それが ALO (Accreditation Liaison Officer)、要するに自己評価担当者です。つまり「うちの短大は評価受けますよ」と手をあげたら、「じゃああなたの短大に 1 人 ALO を置いてください。自己評価の担当者を決めてください」ということです。

大学の第三者評価・具体例 ～大学基準協会～

●18年度の評価結果

・加盟審査

－適格認定(12校)

» いわき明星大学、学習院女子大学、九州保健福祉大学、京都女子大学、玉川大学、天使大学、常葉学園大学、長野県看護大学、西九州大学、弘前学院大学、北海道文教大学、山口県立大学

－保留(1校)

» 身延山大学

・相互評価

－適格認定(34校)

» 愛知医科大学、愛知学院大学、石巻専修大学、茨城キリスト教大学、岩手医科大学、大阪医科大学、岡山理科大学、沖縄大学、関西大学、関西学院大学、関東学院大学、岐阜薬科大学、久留米大学、工学院大学、甲南大学、駒澤大学、産業医科大学、四国大学、実践女子大学、相山女学園大学、大正大学、東京薬科大学、同志社大学、東北工業大学、南山大学、二松学舎大学、福岡歯科大学、福山大学、佛教大学、文京学院大学、法政大学、松山大学、龍谷大学、早稲田大学

18

大学の第三者評価・具体例 ～大学基準協会～

●提言の例

18年度の加盟審査で適格認定となつたいわき明星大学に対する提言の一部

一長所として特記すべき事項

1 社会貢献

1) 市民を対象とした「公開講座」、地域の小・中学校、高等学校に出張する「出前講座」、「いわきヒューマンカレッジ(市民大学)」、企業と連携した研究会やセミナーなどを定期的に開催し、毎年定員を超える地元市民が受講している。

地域社会に根づく大学づくりが具体的に展開されていることは評価できる。

2) 2002(平成14)年度より、「いわき明星大学ボランティア・NPO支援活動ビューロー」とおして、学生スタッフがボランティアコーディネーターの役割を果たし、地域社会に貢献していることは評価できる。

3) 地域全体の活動の活性化を目的とする「地域交流館」を地域住民に開放し、市民を対象とした心理相談やセミナー会場として活用していることは評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等 [全研究科]

1) 履修指導、成績評価の方法について担当教員の判断に委ねられる部分が多く、評価方法が不明瞭であるため、研究科としてもFDIに関わる組織的取り組みを急ぎ、その活動を年次報告のような形で公表することが望まれる。

(2) 教育研究交流

1) 人文学部・人文学研究科が、英語関係の分野・専攻を有していることを考え合わせると、交換留学制度をはじめとした学生の国際交流制度を欠いていることは問題である。また、国際交流を推進するための組織を整備しておらず、秘書室が対応している点についても改善が望まれる。

三 勧告

1 学生の受け入れ

1) 科学技術学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.73、収容定員に対する在籍学生数比率は0.71であり、学部改組・学科再編を経て収容定員を満たさない状況であるため、定員確保に努められたい。

(<http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/iwakimeisei.pdf> より)

19

そしてそういう人を対象に「こういうふうに自己評価報告書を書きなさい」という研修会を実施します。その人が中心になって自己評価報告書を提出します。それを短大基準協会が書面調査、訪問調査、分科会といったルールで評価して、結果を出します。

大学基準協会、短大基準協会、私立専門学校等評価研究機構もそうなのですが、異議申し立てができませんので、異議があれば申し立て、最終的に理事会や審査会で決めるという流れになっています。短大協会の

場合もすべて適格認定で、保留や不適格は、過去2年間1校もありません。「早急に改善を判

大学の第三者評価・具体例 ～大学基準協会～

● 保留の例

18年度の加盟審査で保留となった身延山大学に対する評価結果

評価の結果、貴大学は、大学設置基準を満たしているものの、現時点では、「学生の受け入れ」および「財務」に関して問題点が認められる。なお、これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの認定は保留する。

したがって、正会員への加盟・登録の判定を保留する。

本協会の大学基準は、「大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の達成に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実に向上に努めていくことが必要である」としている。

本協会では、この視点に立って評価を行った結果、貴大学は、講義の多くが受講者数10人未満の規模で行われ、「日本で一番小さな大学」とふさわしい環境にあるが、上記大学基準のうち、「学生の受け入れ」に関して、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が63%、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）が76%でも十分に大規模な定員割れをおこなっていること、そのため、「財務」に関して、財務状況が長期的に改善される保証がなく、貴大学が目標とする「健全なる財政基盤」が確立できていないとは言えないこと、などの点で深刻な事態に陥っていると判断した。

貴大学は、これらの課題を認識し、2005（平成17）年度の仏教福祉学科新設やコース制の設定、多様な入試方法の採用などの自助努力を行っているが、なお将来性は不透明である。地理的条件や教育・研究の特殊性を持つ事情があるとはいえ、安定した管理運営体制を整備するために更なる改善努力が必要であり、その成果を見極める必要があることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの認定を保留とするものである。

なお、「自己点検・評価委員会」が十分に機能していない点についても、早急に改善を必要とする。今回の「自己点検・評価報告書」における「将来にむけての改善・改革の方策」は、検討課題の列記に留まっており、検証が不足している点はない。自己点検・評価で十分な検証を行うことが改善への取り組みの契機となる。このことは、財務に関する点検・評価にも現れている。深刻な財務状況であるにもかかわらず、「自己点検・評価報告書」には財務比率について分析する記述がなかった。今後の自己点検・評価においては、貴大学の財務比率を明示して財務分析を行い、学園関係者が現状と課題を具体的に共有して改善に取り組む必要がある。

さらに、学生数が少ないことから個人レベルで相談や意見の聴取をしやすい状況ではあるが、学生の声を授業改善に反映させるための方策やハラスメントに関する相談体制の整備に向けて、組織的な対応が望まれる。同時に、入学試験に関する情報、図書館をはじめとする大学の施設開放に関する情報、財務情報など、貴大学の情報公開の範囲が学園関係者ととまっているものが多いため、今後一層、情報公開に向けて努力することが望まれる。

については、保留の期限を2010（平成22）年3月末とするので、下記の総評および提言に従って改善に向けて努力し、その結果を2009年（平成21）年6月末までに報告するよう要請する。本協会は、報告書の提出を持って、改めて大学基準への適合認定ならびに本協会への加盟・登録の判定を行うものとする。

本協会への加盟判定に対する保留期間のうちに、大学の理念・目的を追求して「仏教系大学」「少人数」という貴大学の特色をいかに生かすか、そのために少ない教職員と物的な諸資源をいかに有効に活用するか、その方策を明確に打ち出し、学生の確保に向けて特段の努力を行って一定の成果をあげられたい。また、学園と設立母体が力を合わせて、財務の到達目標である「健全なる財政基盤の確立」を達成するための財務計画を早急に樹立し、その計画を着実に実行されたい。今回の総評結果を契機として、貴大学が改善への取り組みに全力を尽くし、発展されることを期待する。

20



断される事項」というのは短大設置基準を満たしていないとか、そのような点があればそれ自体で不適格になるわけです。

次に JABEE を見てみましょう。平成 18 年に JABEE の認定を受けたのは、学科やコースという単位ですけれども 65 もあります。化学、機械、材料等々、工学部や理学部など完全に理科系の評価になっています。ちなみに私は 4 つの大学で非常勤講師の経験があるのですが、2001 年から 2006 年度まで 6 年間、東京・吉祥寺にある成蹊大学の講師をやっていました。そこで当時の工学部経営情報工学科、現在は理工学部改編され学科名がなくなってしまったのですが、工学部の学生に会計を教えるという授業を担当していました。確か 2005 年に「先生、今度経営情報工学科は JABEE の審査を受けることになりました」と言われ、「ああそうですか。それで何したら良いんでしょうか」と言いましたら、「テストを実施したらそれを提出してください」と言うのです。私は前期だけの授業でしたので、7 月下旬にテストをし、その問題および学生が解答し採点した答案を提出したのです。ということは JABEE は何をやっているかということ、それを見て、「成蹊大学の経営情



大学の第三者評価・具体例 ～短期大学基準協会～

● 短期大学基準協会

- ➔ 10 の評価領域、自己点検・評価の結果を第三者評価
- ➔ **自己評価担当者**を ALO (Accreditation Liaison Officer) として認定
- ➔ 17～18 年度の実施結果

年度	実施校数	適格認定		保留	不適格認定
		早急に改善を要すると判断される事項	向上・充実のための課題		
17年度	30	0	30	0	0
18年度	44	0	44	0	0

早急に改善を要すると判断される事項とは、短期大学設置基準未充足等、短期大学としての水準を充たしていないと判断される事項について指摘したものである。

向上・充実のための課題とは、教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、または、現状に止まらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項について指摘したものである。

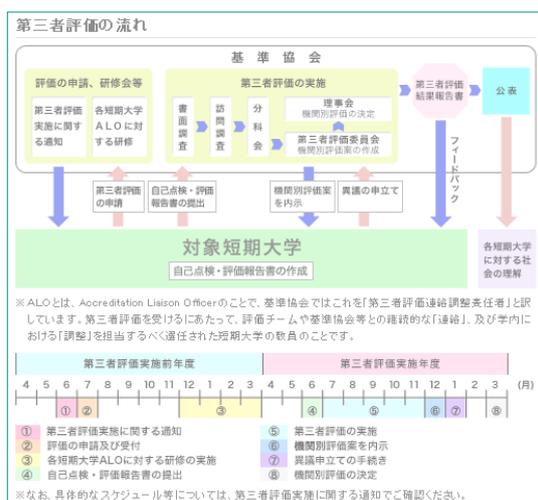
短大の「向上・充実のための課題」の例は下記ホームページにまとまっている。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/014/06062604/001/007.htm
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/014/06062604/001/008.htm
<http://www.jaca.or.jp>

21

大学の第三者評価・具体例 ～短期大学基準協会～

● 評価項目

- ➔ I 建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標
- ➔ II 教育の内容
- ➔ III 教育の実施体制
- ➔ IV 教育目標の達成度と教育の効果
- ➔ V 学生支援
- ➔ VI 研究
- ➔ VII 社会的活動
- ➔ VIII 管理運営
- ➔ IX 財務
- ➔ X 改革・改善



※ ALOとは、Accreditation Liaison Officerのことで、基準協会ではこれを「第三者評価連絡調整責任者」と訳しています。第三者評価を受けるにあたって、評価チームや基準協会等との継続的な連絡、及び学内における「調整」を担当するべく選任された短期大学の教員のことです。

※なお、具体的なスケジュール等については、第三者評価実施に関する通知でご確認ください。

22

報工学科というのは、3年生にどういうテスト問題を実施して、それに対してどれくらいできているのか」を見るわけです。まさに成果評価の考え方です。要するにどれくらいのことができるようになってきているのかを評価しているわけです。

大学基準協会や短期大学基準協会にはそういう評価は一切ありません。その学生がどういう問題をどのくらいできるのかという評価はないのです。あくまでも成績評価の基準はきちんとしているかとか、カリキュラムの編成をしっかりとやっているかといった評価です。機能評価というのはそういうことです。しかし JABEE はどれくらいの学生がどれくらいできているのかを見ます。という意味でアウトカムズ評価、つまり成果評価です。教育成果側から評価を試みるということですが。

私立専門学校等評価研究機構の 評価と組織

では専門学校の第三者評価はどうなっているのか。幸か不幸か評価機関はまだ1つしかありません。NPO 私立専門学校等評価研究機構です。これは東京都専修学校各種学校協会の中にあるので東京の学校が中心ですが、実際の会員

大学の第三者評価・具体例 ～JABEE～

● 日本技術者教育認定制度 (JABEE: Japan Accreditation Board for Engineering Education)

▼認定希望大学等の**技術者教育**プログラムが認定水準に達しているかを審査。

- ・ **技術者のグローバル化**に対応する技術者教育プログラムを認定
- ・ **機関評価**ではなく**プログラム評価**
- ・ 教育プログラムを保証することで**間接的に学生の質を保証**
- ・ 教育成果側から評価を試みる**アウトカムズ評価**
- ・ 4年間で1,800時間の学習量を要求。**試験問題のレベル**もチェック
- ・ 質の保証をより確かなものにするため、認定プログラムに「**5年の賞味期限**」
- ・ 卒業生の保証のために**継続的な審査**を要求(継続的な改善活動)

<http://www.jabee.org>

23

大学の第三者評価・具体例 ～JABEE～

● 評価項目

- ▼基準1 学習・教育目標の設定と公開
- ▼基準2 学習・教育の量
- ▼基準3 教育手段
 - ・ 3.1 入学および学生受け入れ方法
 - ・ 3.2 教育方法
 - ・ 3.3 教育組織
- ▼基準4 教育環境
 - ・ 4.1 施設、設備
 - ・ 4.2 財源
 - ・ 4.3 学生への支援体制
- ▼基準5 学習・教育目標の達成
- ▼基準6 教育改善
 - ・ 6.1 教育点検
 - ・ 6.2 継続的改善
- ▼補則 分野別要件

分野	認定プログラム数 (18年度)		
	大学	高専	合計
化学および化学関連	6		6
機械および機械関連	9	1	10
材料および材料関連	1		1
地球・資源およびその関連	3		3
情報および情報関連	10		10
電気・電子・情報通信およびその関連	8		8
土木および土木関連	10		10
農業工学関連	3		3
工学(融合複合・新領域)関連	1	7	8
建築学および建築学関連	3	1	4
物理・応用物理学関連			
経営工学関連			
農学一般関連			
森林および森林関連	1		1
環境工学およびその関連			
生物および生物関連	1		1
合計	56	9	65

24

校には東京以外の学校もたくさんあります。平成 16 年に NPO として認可され、昨年モデル事業を行い、今年から本番がスタートしています。当然会員校には案内が届いていると思いますが、手をあげた学校は5校、そのうち4つが東京、1つが中国地方の学校です。また5校のうち4つが医療・福祉系、1つが旅行系の学校です。ですから I T 系や商業実務系は今のとこ

ろありません。

この評価機構の事業は大きく2つに分かれており、1つが自己評価の促進と評価者の育成に携わる部署、もう1つが第三者評価制度をしっかりとやっていこうという部署です。前者の部長が秋葉先生で、私は専門スタッフです。私はこの第三者評価制度というのは、最終的にはタッチはしていませんが、評価者育成の研修を行っていますので、制度の内容はよく知っています。ということで、今年から本格的にスタートしました。専門学校の評価基準は10あります。

医療機関・病院は、日本医療機能評価機構が唯一の評価機関です。これには診療報酬の優遇措置というアメがあるためか、多くの病院が受審しています。2002年からスタートし、6年目になります。昨年の11月20日現在で2,238院の約25%、今年10月22日現在で2,406病院が受審しています。これらの情報は日本医療機能評価機構のホームページに出ていますので、病院を探すことができます。

NTT 東日本関東病院の例を見てみましょう。評価結果を見てみると、総括として文章で色々書いてあります。病院評価の一番の特徴は、点数が出てくるとこ

ろです。大学評価ではいっさい点数は出てきません。病院評価制度の独特の部分です。「病院の理念・基本方針が確立している」という項目は、この病院の場合は3となっています。ほかの項目も、3、3、4、3、3…とまるで通信簿のようです。あまり成績の良くない普通の子、といった感じです。全体の分布も出ています。1-1-1については、5が2.9%、4が

専門学校の第三者評価

● 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

- ・平成14年 4月1日付専修学校設置基準等の改正
 - 専修学校でも**自己点検・自己評価の努力義務化**
- ・平成16年5月 **私立専門学校等評価研究機構**設立
- ・平成16年9月 **特定非営利活動法人(NPO)**として認可
- ・平成17年度～ **自己点検・自己評価の普及・啓発、第三者評価制度の構築**
- ・平成18年度 **第三者評価モデル事業**を実施
- ・平成19年度 **第三者評価事業**スタート

<http://www.hyouka.or.jp/>



25

専門学校の第三者評価

● 私立専門学校等評価研究機構の第三者評価

- ・ **専門学校等評価基準**
 - 基準1 教育理念・目的・育人人材像等
 - 基準2 学校運営
 - 基準3 教育活動
 - 基準4 教育成果
 - 基準5 学生支援
 - 基準6 教育環境
 - 基準7 学生の募集と受入れ
 - 基準8 財務
 - 基準9 法令等の遵守
 - 基準10 自己点検・自己評価、第三者評価

26

57.1%、3が40.0%。2や1はないということです。冒頭言いましたように、3以上でOKなのです。ただし2や1があるといけない。だから病院の先生、看護師、事務職員皆がんばるわけです。これが病院の評価です。

高齢者施設や保育所など、厚生労働省管轄の施設については、全体は全国社会福祉協議会が面倒を見るのですが、都道府県ごとに、たとえば東京都なら東京都高齢者研究・福祉振興財団があり、その下部組織に東京都福祉サービス評価推進機構があって、評価機関を認証して評価を行うことになっています。理屈は文部科学省と同じです。これは数だけかなり進んでいて、たとえば東京都の場合は、昨年1,296もの施設が第三者評価を受けています。これもホームページで全部見ることができるようになっています。

その他にはISOや学校法人の債務履行能力を対象とする格付投資情報センターなどもあります。ホームページを見ると、たとえば追手門学院大学はA、桜美林学園A-、大阪医科大学A+といったように評価が公表されています。これはもちろん財政状態に自信のある大学がやるわけです。自信のある学校が格付会社にお金を払って評価しても

らう。するとAAとかいった評価が公開されるので、財政状態が良いというお墨付きをもらったことになるわけです。

共通要素が多い各評価機関の 評価項目

ここまでの話で、第三者評価がどういうものか具体的にわかってきたのではないかと思いま

医療機関の第三者評価

- **病院**
- ▼(財) **日本医療機能評価機構**が唯一の第三者評価機関
- ▼診療報酬の優遇措置もあって、多くの病院が受審
2006年11月20日現在 2,238/9,014 (約25%)
2007年10月1日現在 2,399/8,892 (約27%)
- ▼評価結果を**点数**で表現＝大学評価にはない特徴

項目名	当該病院の評点	評点の傾向(%)※				
		5	4	3	2	1
1.0 病院の理念と組織的基盤						
1.1 病院の理念・基本方針						
1.1.1 病院の理念・基本方針が確立している	3	2.8	97.1	40.0	0	0
1.1.2 病院の理念・基本方針が内外に周知されている	3	0	51.4	48.6	0	0
1.2 病院の中・長期計画						
1.2.1 地域での役割を踏まえた病院の中期または長期計画が策定されている	3	0	31.4	68.6	0	0
1.3 病院組織と管理体制						
1.3.1 病院組織規定がある	4	2.8	42.9	54.3	0	0
1.3.2 事業が計画的に運営されている	3	0	42.9	54.3	2.8	0

27

医療機関の第三者評価

- <http://jcqhc.or.jp/html/index.htm> から検索(NTT東日本関東病院の例)

病院名 NTT東日本関東病院
郵便番号 148-8520
所在地 東京都川口市東五反田5-12
認定時所在地 NTT東日本関東病院
認定時郵便番号 東京都川口市東五反田5-12
電話番号 03-5448-9111
Web Page <http://www.ntt-west.co.jp/>
E-Mail Address reinspector@jcqhc.or.jp

種別 総合病院
開設日 2002-09-06
認定日 2003-10-31
認定番号 3-00005
認定有効期限 2007-10-30

審査結果 総合
評点(領域別)
審査結果 1領域
審査結果 2領域
審査結果 3領域
審査結果 4領域
審査結果 5領域
審査結果 6領域
審査結果 7領域

審査結果 総合

病院は、短期から長年に渡り医療機関として開設し、高度な医療を提供する医療機関としての機能を果たし、また、医師が専ら診療に専念し、一般に開放した総合診療科を併設し、専門医の指導のもとに総合診療科の機能向上を図り、地域に根ざした地域医療の充実を図り、地域医療の発展に貢献している。

このたびの総合評価結果にあたっては、世界最良の医療を目指して院内体制の見直しや業務の改善などに積極的に取り組み、第三者による評価を経て自らの実態を把握し、さらなる改善を図ろうとする真摯な姿勢が十分に感じられた。評価結果については、一般で患者への周知が望まれる事項は長所を挙げたが、病院全体としては特長に改善を指摘する事項は、おおむね適切な対応にあると評価された。今後、本報告書の内容を十分に活用され、より一層の改善を目指されることが望まれる。

以下に領域ごとの評価結果の概要を記載する。

【1】病院の理念と組織的基盤
病院の理念は特定されておらず、地域に根ざした地域医療の発展を目指すという明確な方向性があるが、地域へのニーズに合わせた具体的な方針が示されていない。また、地域に根ざした地域医療の発展を目指すという方針が、中・長期計画について、地域住民の声を反映させる等の具体的な取組が、中・長期計画に反映されていない。また、地域に根ざした地域医療の発展を目指すという方針が、中・長期計画に反映されていない。

【2】地域ニーズの反映
病院が地域に根ざした地域医療を提供しているという認識は、地域に根ざした地域医療の発展を目指すという方針が、中・長期計画に反映されている。また、地域に根ざした地域医療の発展を目指すという方針が、中・長期計画に反映されている。

NTT東日本関東病院の認定
認定機関 日本医療機能評価機構
認定番号 3-00005
認定有効期限 2007-10-30

平成19年10月21日
財団法人日本医療機能評価機構
理事長 鈴木 龍一
副理事長 大田 久

28

す。概念的に重要なことは、機能評価であり機能評価である、つまり仕組みの評価であるということです。学生を評価するのではなく、学校の仕組みがきちんとしているかどうかを評価する。学校の教育活動もそうですし、学校の支援活動、改善活動なども幅広く評価する制度だということです。

大学基準協会も短期大学基準協会も日本医療機能評価機関も、評価項目が決まっています。すると専門学校がいずれ第三者評価を受けなければならないのだとすると、そのときは自己評価報告書を出さなければならないわけで、それは評価機関が求めるものでなければなりません。ならばそれに合わせて自己評価をやっていけば良いだろうということです。それが的外れなものでは困りますが、少なくとも私が見る限りそんなに的外れなものはありません。

第三者評価の項目というのはだいたい似ているのです。私立専門学校等評価研究機構と大学基準協会、短期大学基準協会の大項目を見比べると、1番は皆同じように、教育理念や目的になっています。先ほどの病院もそうでした。2番目の学校運営も、大学や短大でも順番は違いますが管理運営という項目があります。

3番目の教育活動は、大学では学士課程の教育内容・方法等、短大では研究、5番目の学生支援は、大学では学生生活、短大では学生支援、6番目の教育環境は、大学では研究環境、8番目の財務はどこにもあります。専門学校にはないのが大学の社会貢献、短大の社会的活動などです。このように多少違う項目もありますし、何をどの項目に含むかといったレベルでの違

福祉サービス機関の第三者評価

●福祉サービス

- ➔厚生労働省「**福祉サービス第三者評価事業に関する指針**」(平成16年5月7日)に基づく。
- ➔全体を(財)全国社会福祉協議会が統制し、各都道府県が都道府県推進組織を設置し、第三者評価機関の認証等の業務を行う
- ➔東京都の場合、(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団の下部組織「**東京都福祉サービス評価推進機構**」が推進
http://www.fukushizaidan.jp/html/01daisan_0index.htm

東京都福祉サービス評価推進機構・評価実績

対象サービス	評価施設数	
	平成17年度	平成18年度
高齢者	633	640
子供、障害児、ひとり親	494	515
障害者(身体・知的・精神)	197	127
女性	4	3
生活保護	17	11
合計	1,345	1,296

29

その他の第三者評価

●品質・環境・情報セキュリティ

- ➔ISO9000 **品質**マネジメント
- ➔ISO14000 **環境**マネジメント
- ➔ISO15000 **情報セキュリティ**
- ➔OHSAS **労働衛生**マネジメント
- ➔ISMS **情報セキュリティ**
- ➔日本経営品質賞 **経営全般**

●財政状態等

- ➔(株)格付投資情報センター
 - ・学校法人の**債務履行能力**を対象(成果評価)
<http://www.r-i.co.jp/jpn/>
- ➔日経優良企業ランキング
 - ・多変量解析手法なども用いた企業の**総合的**評価(成果評価)
<http://job.nikkei.co.jp/2008/contents/business/casma/casma2.html>

30

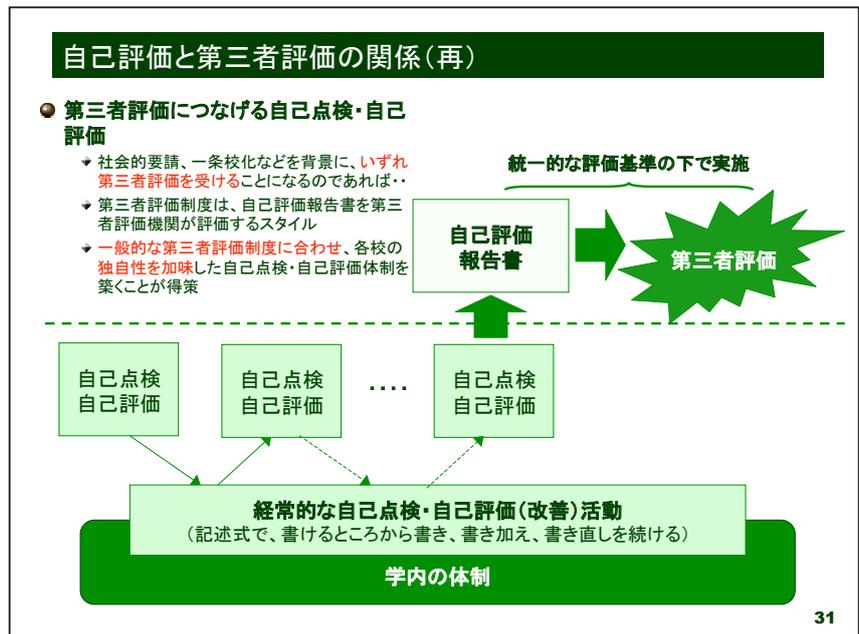
いもありますが、全体としてはよく似ています。

例を2つあげてみます。まずシラバス。皆さんの学校にはシラバスがあると思いますが、私立専門学校等評価研究機構では、シラバスについては3番目の大項目の中の13番目の中の8番目に「各科目の指導内容、方法等を示したシラバスが作成されているか」という項目があります。専門学校等評価基準というのがあり、その中では「各科目のシラバスは毎回詳細に検討した結果を反映したものにしなければならない」とあり、「そういうふうにしてきちんとシラバスを整備しましょう。そうなっていますか」と聞いているわけです。第三者評価を受ける立場から言うと、この問いかけに答えなければなりません。

私は現在は成蹊大学ではなく、法政大学の講師をやっています。一昨年まで慶應義塾大学の講師もやっていました。この3つの学校で、自分の授業のシラバスを書きましたが、それをチェックする人がいないのです。けっこう教員任せなのです。皆さんの学校でもシラバスを教員任せにしているところは多いのではないのでしょうか。私も教員任せにされているという感想は正直言ってもっています。だから成蹊大学や法政大学は、こういう部分をちゃんとク

リアしているのかなといつも思うのですが、なぜか適格認定を受けています。そこまで細かくは見えていないのかと思ったりもします。

何が言いたいのかというと、シラバスは真剣に作るべきものです。学生側からすると、これがどういう授業か、次はどういうことをやるのかを知りたいでしょうから、シラバスはどの学種でも作成するべきであると言っているわけです。



自己点検・自己評価の項目

● 第三者評価制度における学校の機関評価項目は似通っている

私立専門学校等評価研究機構	大学基準協会	短期大学基準協会
1 教育理念・目的・育人人材像	1 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標	1 建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標
2 学校運営	2 教育研究組織	2 教育の内容
3 教育活動	3 学士課程の教育内容・方法等	3 教育の実施体制
4 教育成果	4 学生の受け入れ	4 教育目標の達成度と教育の効果
5 学生支援	5 教員組織	5 学生支援
6 教育環境	6 研究活動と研究環境	6 研究
7 学生の募集と受け入れ	7 施設・設備等	7 社会的活動
8 財務	8 図書館および図書・電子媒体等	8 管理運営
9 法令等の遵守	9 社会貢献	9 財務
10 自己点検・自己評価、第三者評価	10 学生生活	10 改革・改善
	11 管理運営	
	12 財務	
	13 事務組織	
	14 自己点検・評価	
	15 情報公開・説明責任	

32

第三者評価制度としては、授業目的・目標、授業内容、授業方法、成績評価方法、教科書・参考書等を明示したシラバスを作りなさいと言っているということです。すると第三者評価制度に合わせるならば、最低限こうした条件を整えたシラバスを作ることと、その体制をきちんとすることが、まず最初のクリアポイントです。第三者評価ではここまでしか評価しません。

しかし本来、自己評価というのは自由です。すると学生にとって本当に今のシラバスが役立っているのか、大きな効果をあげているのかという、つまり成果に関しては、皆さんの学校でそれぞれ自己点検すれば良いわけです。

ですからもしシラバスについて評価をまとめようと思ったら、そもそもシラバスとは何で、シラバスを作る目的は何か、現状はどうなっているのか、自分の学校のシラバスの特徴を点検して見るのが基本的な段階です。

第三者評価という制度は、どこかの基準をクリアしているかどうかを見るのだと言いましたが、当然優れた部分も評価します。専門学校の評価機構でも長所や優れた部分をどんどん出していこうと言っています。ですからこの特徴、アピールできる部分も堂々と述べて

良いわけです。

機能評価の段階としては、仕組みが整備されているかどうか、課題とその解決の方向性。ここまでは最低限やって欲しいところです。そして自己評価のレベルでは、本当にそれが役立っているかどうか、課題とその解決の方向性まで点検して欲しいと思います。

例1 シラバス → 第三者評価ではどのように扱われている？

● シラバス(授業計画)

▶ 専門学校等評価機構

- ・ 大項目3[教育活動]
 - － 中項目13[科目のカリキュラム上の位置づけ]
 - － 小項目8[各科目の指導内容、方法等を示したシラバスが作成されているか]
 - ▶ 各科目のシラバス(詳しい授業計画に相当するもの。各回ごとの授業内容、目標、評価方法を記載する)は、毎回詳細に検討した結果を反映したものにしなければならない。

▶ 大学基準協会

- ・ 大項目3[学士課程の教育内容・方法等]
 - － 中項目(2)[教育方法等]
 - － 小項目①[学生に対する履修指導等]
 - ▶ 教育効果をあげるためには、学生の学修意欲を一層促進する適切な履修指導を行う必要がある。履修指導にあたっては、開設している授業科目の意義・内容を十分に理解させるために、入学時のオリエンテーション、公的刊行物もしくは電子媒体等を通じて、履修順序の明確化や履修コースモデルの提示等に努めるとともに、個々の学生に対して履修指導を行う教職員を配置すること等にも配慮する必要がある。また、学生の学修の活性化を図るために、シラバスを作成し、その中で各授業科目の学修目標、授業方法、授業計画に加え、毎回の授業に向けた準備の指示や成績評価基準等を明確にするとともに、これに基づいて教育指導を行う必要がある。なお、シラバスの内容は、毎年度刷新されるよう努める必要がある。

▶ 短期大学基準協会

- ・ 評価領域Ⅱ[教育の内容]
 - － 評価項目3[授業内容、教育方法及び評価方法が学生に明らかにされていること]
 - ▶ (1) シラバスあるいは講義要項等が作成され、事前に学生に配付されているか。
また学生は活用しているか。
 - ▶ (2) シラバスあるいは講義要項等は授業の概要を示す十分な内容を有しているか。
また学生に理解しやすい表現になっているか。
 - ▶ (3) それぞれの授業には教科書、参考書等が用意され、また参考文献等が示されているか。

33

例1 シラバス → これを自己点検するときの考え方は？

● 第三者評価制度では・・・

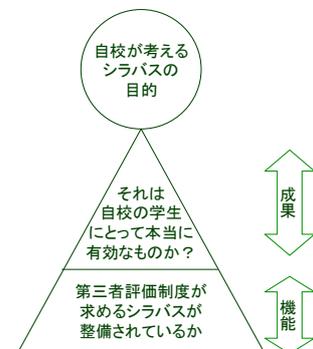
- ・ 下記を明示したシラバスの整備が要件になっている

- － 授業目的・目標
- － 授業内容
- － 授業方法
- － 成績評価方法
- － 教科書・参考書等

▶ 機能評価の範囲であり、整備されていることが第一条件で、加えて、学生にとって有効かどうかという観点、内容のわかりやすさという点で第三者評価者の判断にゆだねられている。

● これに合わせた自己点検・自己評価を考えると・・・

- ・ 第三者評価につながる事項として上記は必須
- ・ 加えて、**シラバスが本当に自校の学生にとって有効なものとなっているか、その成果を点検する必要がある**



34

まずは自己評価の体制を 強化して段階的に

もう1つの例として授業評価をあげました。FD＝ファカルティディベロップメント、授業改善と言いますが、この3、4年非常に流行りことばになりました。授業評価アンケートなども実施している学校、そうでない学校と色々だと思いますが、成蹊大学ではきちんとやっていました。一昨年まで講師をやっていた慶應義塾大学はまったくやっていませんでした。1994年から99年までは日吉のキャンパスで商学部の1年生に教えていたのですが、2000年から05年までは三田キャンパスで、いずれもコンピュータの授業をやっていました。50人くらいのコンピュータ教室にカメラのモニターはあるのですが、授業評価という仕組みはまったくありませんでした。まったく授業評価がないので、ひょっとしてこのカメラは監視カメラなのではないかと思うほど何もなかったです。現在はどうかしているかわかりませんが、少なくとも私が講師をしている間は授業評価をやっていませんでした。

授業評価というのはいろんな意見があると思います。たとえば成蹊大学では学生の授業評価アンケート

に「教員の専門性はあると思うか」というような質問があるのです。これは怖い質問だと思いました。私は会計学の出身ですが、実は本格的な会計の実務は一度もやったことがないのです。大学院の博士課程まで行って会計学をかなり勉強しましたが、公認会計士の資格をもっているわけでもないし、「専門性があると思うか」というのは一番怖い質問だと思いました。私は

例1 シラバス → とにかく、こういう形で点検してみよう！

● シラバスについて

区分	項目	内容
A 基本的認識	A1 目的	
	A2 現状	
	A3 特長	
B 機能評価	B1 仕組みが整備されているといえるか？その理由は？	
	B2 課題とその解決の方向性は？	
C 成果評価	C1 有効なものとなっているか？その理由は？	
	C2 課題とその解決の方向性は？	
D その他	D1 特記事項	
	D2 参照資料	
	D3 備考	

35

例2 授業評価 → 第三者評価ではどのように扱われている？

● 授業評価(学生による)

▶ 専門学校等評価機構

- ・ 大項目3[教育活動]
 - －中項目14[授業評価の実施・評価体制]
 - －小項目10[授業評価の実施・評価体制はあるか]

▶ 学生による授業評価から得られる情報は教育システムの確立・見直しにとって有用なものである。

▶ 大学基準協会

- ・ 大項目3[学士課程の教育内容・方法等]
 - －中項目(2)[教育方法等]
 - －小項目(3)[教育内容等の組織的な改善]

▶ 学部等における教育方法の充実を促進するためには、教員の教育能力の向上を不断に図ることが重要である。このことから、教員の授業内容、授業方法の改善と向上に向けて、学生による授業評価の導入と活用、研修会の開催等、ファカルティ・ディベロップメントに関わる各種の組織的な取り組みを促進する必要がある。

▶ 短期大学基準協会

- ・ 評価領域Ⅱ[教育の内容]
 - －評価項目4[授業内容、教育方法に改善への努力がみられること]

▶ (1) 学生による授業評価が定期的に行われ、その評価結果が授業改善のために活用されているか。
▶ (2) 短期大学全体の授業改善(FD活動等)への取組みは活発か。
また授業改善のための組織等が設置され活発に活動しているか。

36

そういうことを問われても、原理的な勉強はか
なりやりましたので、専門性がないという評価
を受けることはないと思っていましたが、そこ
は何とかクリアしました。

そういうふうになりに真面目に考える教員も
いれば、「二十歳やそこらの学生に、私の専門
性のことなんてわかるものか」と怒る教員だっ
ています。ですから授業評価はけっこう難しい。
難しいけれども、どこの評
価機構を見ても、授業評価
という体制はきちんと作る
べきであると言っています。
ですから授業評価を行
うという体制、機能がきち
んとしているかどうかと、
成果としてそれが本当に有
効になっているかどうかの
二段階で考えて欲しいと思
います。

第三者評価は現行の制度
では機能評価・機関評価が
中心となっている。自己評
価は最終的には成果評価ま
でいって欲しいのですが、
いきなりすべて行うことは
難しいので、まず第三者評
価の項目に沿って自校の体
制を決めて仕組みを整える
ことが優先するということ
です。これができるように
なって、自校の目的に合わ
せた成果評価へ進んでいく
というのが、順序としては、
将来第三者評価をパスする
ための効率的な方法ではな
いかと思います。

体制を決めて、項目を決めて、形を決めて、
論理的に書いていく。時間がかかって当然です
から、記述できるところから順にやっていく。
たとえばシラバスや授業評価などといった項目
が70～80くらいにはなると思います。私立
専門学校等評価研究機構の例で言えば、100項
目くらいになります。中項目で50なのですが、
中項目レベルだと抽象的になりますので、もう

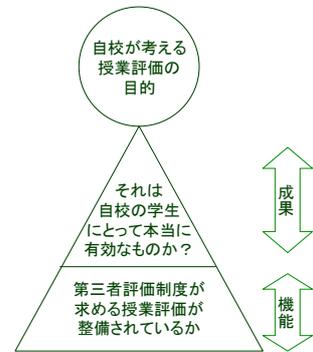
例2 授業評価 → これを自己点検するときの考え方は？

● 第三者評価制度では・・・

- ・ 授業改善(FD)活動の一環として、学生
による授業評価を実施し、その結果を
活用すべきであるといっている
 » その具体的な形・項目・タイミング・適用
 範囲等についての細かな規定はない。授
 業評価が制度化され、授業評価結果を
 分析したり、教員にフィードバックするな
 どの機能を果たしているかが第一条件に
 なっていると考えられる。授業評価の実
 体が適切なものになっているかについて
 は、第三者評価者の判断にゆだねられて
 いる。

● これに合わせた自己点検・自己評価を考
えると・・・

- ・ 第三者評価につながる事項として上記
は必須
- ・ 加えて、**授業評価が本当に自校の学生
にとって有効なものとなっているか、そ
の成果を点検する必要がある**



37

例2 授業評価 → とにかく、こういう形で点検してみよう！

● 授業評価について

区分	項目	内容
A 基本的 認識	A1 目的	
	A2 現状	
	A3 特長	
B 機能 評価	B1 仕組みが整備され ているといえるか？ その理由は？	
	B2 課題とその解決の 方向性は？	
C 成果 評価	C1 有効なものとな っているか？ その理由は？	
	C2 課題とその解決の 方向性は？	
D その他	D1 特記事項	
	D2 参照資料	
	D3 備考	

38

少し具体的にやっていくためには、100 項目くらいは覚悟の方が良いのではないかと思います。ただいきなり 100 項目というのは難しいので、これからやろうという学校は 3 年計画くらいで、今年はこの 20 項目、来年はこの 20 項目というように段階的にやっていけば良いのではないかと思います。

以上で私の発表を終わります。

まとめ

- **教育機関の第三者評価と自己評価**
 - ▶ **第三者評価**は**機能評価・機関評価**が中心
 - ▶ **自己評価**は、最終的には**成果評価**まで
 - ・ いきなりすべてを行うことは難しい。まず、第三者評価項目に沿って自己評価体制を築き、各項目に該当する**仕組みを整える**ことが先決
 - 仕組みを整えることが教育の質の向上(学校をよくすること)につながるとの認識
 - 仕組みは適切か? 練られているか? などの点検を通じた改善活動の重要性
- **そのためのヒント**
 - ▶ **体制**をまず決める
 - ・ 組織・責任者の決定、周知
 - ▶ **点検・評価項目**を決める
 - ・ まずは第三者評価項目に沿って
 - 慣れてきたら、学校の独自性を出す
 - ▶ 記述**フォーム**を決める
 - 複数の教職員が情報を共有できる形は大切
 - ▶ **論理的**に考えることを心がける
 - 結論は～、その理由は～
 - ▶ 時間がかかって当然。記述できるところ、具体的などころから順に・・・

39

まとめ

第三者評価・その他を参考に決める

授業評価		項目	内容
シラバス		項目	内容
区分	項目	内容	
A 認 議 的 基 本 的	A1 目的	現状を認識して書く	
	A2 現状		
	A3 特長		
B 機 能 評 価	B1 仕組みが整備されているといえるか? その理由は?	論理的に考えて書く	
	B2 課題とその解決の方向性は?		
C 成 果 評 価	C1 有効なものとなっているか? その理由は?	ここは後でもよい	
	C2 課題とその解決の方向性は?		
D そ の 他	D1 特記事項	根拠となる資料をメモしておく	
	D2 参照資料		
	D3 備考		

● ご清聴ありがとうございました

みんなで共有する

40



— 【質疑応答】 —

質問者：私は今年4月から看護専門学校の校長に就任したところで、今日は我々の専門学校が第三者評価の対象になる、そういう評価機構ができているということを確認させていただき、非常に役に立ちました。ありがとうございました。私は以前病院におり、病院の第三者評価の経験があります。大変でした。外部評価を受けることは、職員のモチベーションを上げるとか、それをクリアするための設備の見直しができるとかのメリットがあり、第三者評価を受けることを否定するものではありませんが、我々の世界でも以前からある博士号とか専門医制度とかが、ある意味では第三者評価になっていると思うわけです。ですからこの度の第三者評価にどういう価値を見出していかについて、評価する機構自体がきちとしたスタンスをもって今後も検討していただかないといけないという気がします。

江島先生が「不二家はISOを取得していたけれども、事件を起こした」と言われました。事件を起こしたことと外部評価の機能とはあまり関係がないのかもしれませんが、そういうことから見ても評価をする側の更なる努力も必要ではないかと思いました。どちらかというとなら第三者評価機能が必要なのではないかという気もしました。その辺りについて、江島先生にコメントをいただきたいと思います。

江島：東京でもこの研修会があったのですが、実は東京のときにまさに「第四者が必要ですね」という話をさせていただきました。不二家の例を見てもISOは何をやっているのかなと、私は当然思いました。そうい



う意味でも、これからという専門学校の評価機構については、評価者のモラルをきちんとするように、評価者の育成をしっかりやっていこうということと、倫理規定などの制度面でもって評価者の質を確保しようというふうに考えています。

もう1つ。今日は一般的な話だったのですが、私立専門学校等評価研究機構の、大学等にはない特徴として、学校関係者だけが評価者になるのではなく業界関係者を入れるということがあります。1校の評価に6人体制を取り、1人が教育の専門家、3人が専門学校関係者、残りの2人が業界関係者という仕組みをとることになっています。それは大学や病院と違って、業界に直結した専門学校の特徴を打ち出せる良いチャンスだと思いますので、そういう評価者体制を取ることによって、評価者が互いを互いに意識する形で良い評価をめざしていけば良いのではないかと考えています。

質問者：評価される側とする側がこれから一体になって、更に進んでいって欲しいと期待しています。ありがとうございました。

自己点検・自己評価

～気づきから改善へ～

平成19年11月30日 東京都千代田区／東京ガーデンパレス[※]

自己点検・評価に関する研究委員会

委員 秋葉 英一（千葉県・学校法人 秋葉学園 理事長）

専修学校構想懇談会が

大きなきっかけに

まず、私自身が自己点検・自己評価にどうして関わるようになったかについて、少し説明したいと思います。

私は現在東京と千葉に専門学校を3校運営しております。学校自体は開校から50年以上経っていますので、たいへん垢がたまっております。その場その場で問題解決をしていくことになりがちで、つらいところがあるわけです。50年も経っていると先生方も慣れており、報告も連絡も相談もなく物事が決まっていることも多い訳です。以前の経験だけで、何も考えずに処理してしまふ。環境が変わっているのに平気で今までのまま処理してしまふ訳です。報告、連絡、相談をしると言わざるを得ない訳です。

こんな状況のもとで自己点検・評価などやったら大変大事になってしまうことが予測される訳です。そんな私がどうして自己点検に関わるようになったかというと、平成10年に東京都専修学校各種学校協会（以下、東専各協会）の専門学校部会である、私立専門学校振興会の振興政策委員会委員長を務めていたことがきっかけです。当時東京都において、都の私学部が千葉大学名誉教授だった多胡輝先生に座長をお願いして、「専門学校の現状・課題・時代のニーズに応える専門学校の新たな取り組み」と題とした東京都専修学校構想懇談会を開催してい

ただきました。そして16年3月に最終報告として「高度専門職業教育のあり方、学校評価、社会・



秋葉 英一 委員

教育環境の変化への対応、国際化への対応」という5つの提言がまとめられました。

振興政策委員会はこの構想懇談会の裏方として、提言の取りまとめの部分で携わっていました。この提言が報告された後、協会としても学校評価について本格的に対応していかざるを得ないということになり、私もその新たな対策チームに入ったわけです。私自身としてはたいへんつらい委員会だったと今でもそう思いま



[※] 講演時のスライド画面は http://www.sgec.or.jp/sgec_new/download/20080301_jikotenken_akiba.pdf

す。巻き込まれてしまったようなわけです。そして東専各協会の振興政策委員会において、専門学校の自己点検のための推奨項目集、通称「東京フォーマット」を作成、発表いたしました。さらに専門学校の具体的な第三者評価を目的としたNPO法人私立専門学校等評価研究機構(以下、評価研究機構)の発足させた訳です。当初から、私は評価研究機構の自己点検・自己評価を担当する第一調査部会のメンバーとなって、現在にいたっています。

第三者評価を目的とした評価研究機構で、なぜ自己点検・自己評価の部門が必要かといいますと、第三者評価をやるには自己点検・自己評価がきちんと行われていないと困るからです。第三者評価に耐えられる自己点検・自己評価が必要だということで、さまざまな試行錯誤を繰り返してきたわけです。その中で我々が考えたこと、気づいたことがありますので、少しお話ししたいと思うわけです。

自己点検・評価は学校を 改善するためのもの

今年 11 月 8 日の文部科学省生涯学習政策局から局長名で、省令改正の通知が出されました。それは専門学校が小学校に準じて自己点検評価を行い、公表に努めるようにという通知でした。小学校に求めているものが専門学校にも適用されるという通知だったわけです。今まで我々の自己点検・自己評価は、努力目標・努力義務だったのですが、今までよりワンランク上にあがったということになります。

このような状況にはありますが、我々の自己点検・自己評価は、本来はやはり学校をよくする仕組みでやりたいと思います。何も官庁のためにやるわけではないし、求められたからやるというのでは、とても耐えられないだろうと思

うわけです。そして、教育の中身をどうするのか、よい教育するにはどうしたら良いかということ意識すべきだろうと思っております。

江島先生の話にもありましたが、大学等ではファカルティディベロップメント、教える力をたいへん重視して、いろいろな議論が行われています。大学も柔軟になったと思うのですが、私が参加したある学会では、教える力コンテストのようなことをやっています。内容を見ると、わかりやすい授業が良いのだというのですが、私は「何か違うのじゃないか」と思い、「高等教育機関としての大学や短期大学であれば、わかりやすい授業よりも刺激的、アグレッシブな授業、学生に考えさせるような授業でないと、本当はいけないのではないのでしょうか」と申し上げたことがあります。先生の能力、資質などさまざまな問題が出てきますが、考えていきたいのはそれらを含めた教育の中身です。

教育として考えた場合、教員として教えるときには、10の力をもって5～6の内容を教え、学生が受け取った2～3の力で目的とする検定試験に合格するというのが、良いのだろうと思います。ややもすると4～5の力で教え、ギリギリの3～4で合格するという状態になってしまいます。だんだんチープな安っぽい教育になっているケースがあるのではないかと、自校

自己点検・自己評価

- ◆ 学校を良くする仕組みとして実施
 - 点検・評価後は?
 - 満足
 - やりっ放し

学校は現在の体制、制度などを是とする体質がある

2

を振り返っても思うわけです。

たとえば資格取得に凝り固まった教員がいると、受験参考書を教科書にしてしまいます。受験参考書には試験に出る問題しか出ていませんので、どうしても学生が伸びない。それではいけないと思うのですが、指摘をすると「それじゃ合格しません」ということになり、私だけがカリカリすることになってしまいます。

教育方法を考えても、たとえばワープロを教えるとすると、学生を機械の前に最初から座らせてしまう。「さあこれがワープロです。はいやってみましょう」という調子です。その前にワープロとタイプライターの違いとか、ワープロのよいところはどんなところかといった議論はまったくしないのですね。もちろん検定試験にそんな問題は出ませんが。

また、ワープロというのは非常に多機能になっていますから、文章を作る段階で、こういうことがやりたいと思えば、探せば方法があるのですが、なかなかそれが見つけられない。単に教わった機能を使えるようにしているだけという部分もなきにしもあらずといえます。

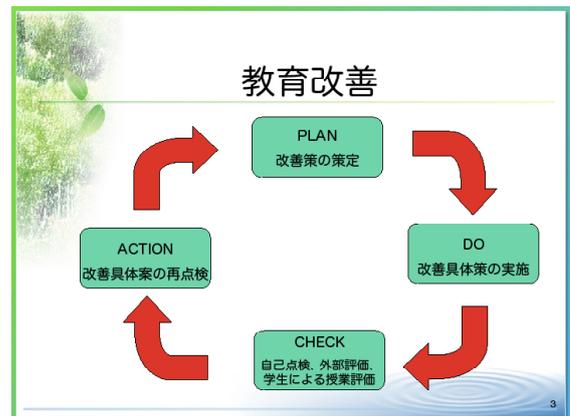
しかし教育の部分というのは、江島先生の話にもあったように、外部からはなかなか本質にタッチできない。どうしても自己点検・評価というのは、外形的なものになりやすいし、それからは逃れられないと思うわけです。

教育というもの自体は、自信をもって教育して、学生たちに「キミたちが受けた教育が一番だ」と言って送り出すのが一番良いのですね。それはなぜかという、どうしても学生たちに「キミたちに教えたのはここが悪かったね」と言えば、学生たちはそこを逃げ道にしてしまうからです。「あのとき受けた授業がよくなかったから自分は伸びないのだ」というような言い方になってしまう。そんなことを言わせないよ

うに、「キミたちはよい教育を受けたのだから、ちゃんとがんばって社会に出なさい」と言って送り出すのが良いわけです。

そういうことがありますので、どうしても教員においても「今行っている教育は、直すところがあるかもしれないがそれはほんの一部分で、良い教育を行っている、直すところはないと思う。」といった考えをもつことが多いわけです。「直す必要はないだろう」と思ってしまおうと、自己点検・自己評価ではどうしても現状肯定的になってしまいたいへんつらい部分があります。

更に言えば、自己点検・自己評価に関わる作業はたいへんボリュームがあり、大変な訳です。そこでやりとげると終わったとそこで力が抜け



てしまうこともあるようです。やりっぱなしになる場合がよくあます。やったことで満足してしまう訳です。

マネジメントシステムでPDCAのサイクルという考え方があります。我々の自己点検・自己評価においては、チェックの部分をやっただけです。自己評価してみて「これは問題だな」と思ったら、改善点を追って、具体案を作って、いろいろ動かしていかなければなりません。そうしないと本当に良い形にはならないのだろう

と思います。

シラバス以上に

授業の実施記録の管理を重視

本日は小さな例ですが、2つの点を指摘してお話したいと思います。1つは授業時数の問題、もう1つは教科名の問題です。これらは公に出るものですから、外部からの指摘を受けやすいものです。

授業時数については、過去に新聞紙上等で授業時数不足のため再度授業を行うよう指示が出されたといった報道がありました。更に、教員が帰宅のバス時刻の関係で早めに授業を終わらせていたことが明るみになり、その不足分の授業をやるようにという指示が出されたこともありました。

厚生労働省などは、介護福祉系等の授業はこういう教科をやりなさいといった指定があるようですが、しかし教育内容そのものには具体的にタッチしてこない。それよりは教員の資格、たとえば医者でなければいけない、それも臨床系の医者でないとダメだとか、専門が内科か外科かとか、もっと細かいところで指定してきます。チェックするのはこのようなところで、外形的なものになってしまいます。

今回の話は授業時数と教科名です。授業時数については、ご存知のとおり、専修学校は年間800時間以上、専門士付与校は2年間で1,700時間以上、高度専門士付与校は4年間で3,400時間以上となっています。皆さんにお聞きしたいのは、本当にこの規定の授業時数をやっているかということです。厚生労働省管轄の介護福祉士や看護師などの養成施設や国土交通省管轄の養成施設では、チェックしていますが、その他の学校で本当にこの授業時数をやっているかということです。更に言えば、たとえば今年卒

業した学生は何時間教わった、何時間授業を受けたと言えるかどうかです。

問題点はいろいろあります。授業時数は決まっていますが、1授業時数が何分なのか。また1つの教科や科目単位で考えたとき、それは何授業時間実施しているかといったところが曖昧な部分があります。今回我々の委員会では、

本日の2つのチェックポイント

典型的な例として2点を指摘

- 授業時数
- 教科名

外形的 . . . 外部から指摘を受けやすい

4

授業時数

- 専修学校 年間800時間以上
- 専門士付与校 2年で1,700時間以上
- 高度専門士付与校 4年で3,400時間以上

専修学校設置基準 (授業時数)
 第五条 専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。
 2 前項の規定にかかわらず、夜間学科等にあつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減するものとする。ただし、この場合において一年間の授業時数は、四百五十時間を下ることができない。

5

授業時数

■ 問題点

- 一授業時間は何分か
 - 45分、50分、60分、. . . , 90分、100分 ?
- 一つの教科は何授業時間で構成しているか
 - 15回、16回、18回、. . . ?
- 記録はどこにあるのか

厚生労働省、国土交通省管轄の養成施設は厳密にチェックされている

6

これについては調査をお願いし、アンケートを取っています。1 コマを 90 分にして、それを 2 授業時間、それを 15 回行うのが 1 つの単位となっているケースが常識的なやり方として、集計的には多数派にあがっているようですが、まだ確定した結果は出ていません。小学校だと 45 分で良いとか、今は 40 分でやっているとか、1 授業時間もいろいろで、確定したものがないというような状況です。そういう状況にありますが、問題は記録がどこにあるのかです。

昨年、評価研究機構でモデル事業として 4 校の第三者評価を実際にやってみました。ある学校の例ですが、学則のカリキュラム概要に沿ってカリキュラムを編成している。学校によっては学則とはまったく違った授業をやっている例もあろうかと思いますが、その学校はカリキュラム概要に沿って実施し、改訂をしたらきちんと届け出ているようです。更に年間スケジュール表を作成して実施している。例えば年間 38 週で編成し、学期ごとに時間割を作り、週ごとの授業実施をしている。祝祭日の振替などの関係で月曜日が少ないとかいろいろありますから、38 週といっても実質は 33 ～ 34 週かもしれないけれども、30 週は超えている。全体としては年間 850 時間の授業をやっている。そういう説明を行う学校がありました。本当にそれで良いのかどうか今日のテーマなのです。記録がないのです。ですから数年経ってしまうと、何時間だったのかがまったくわからなくなってしまいます。それぞれ時間割とか、年間スケジュールといった記録は残っているでしょうから、全部探せば計算することは可能でしょうが、実質的な時間が読めない。本当にそれで良いのかということです。

本来は、授業科目ごとに何月何日何時から何時までやったか、その授業の場所、担当した教

員名などを、きちんと記録しておく。それを授業科目ごとに集計し、記録を残す。更に学期ごと、学年ごと、その学科ごとに集計、記録を残すことが必要なのではないのでしょうか。そしてこれらの記録をファイルにした方が良いのだと思います。入学時に学科ごとに作り、2 年制の学科なら 2 年間経つと 1 つのファイルができ

ある学校での授業時数

- 学則のカリキュラム概要に従ってカリキュラムを編成している
- 年間スケジュール表を作成して実施
(例えば、年間 38 週で編成している)
- 学期ごとの時間割で週ごとの授業実施をしている

⇒ 恐らく年間 850 時間は超えているだろう

これで良いのか？

7

授業時数についての改善点 1

- 授業教科目ごとに、いつ(月日、時限、開始終了時間)、どこで(教室名)、誰が(担当教員名)などの記録する
- 授業教科目ごとに集計、記録を残す
- 学期ごと、学年ごと、さらにその学科ごとに集計、記録を残す

卒業生に、

「卒業するあなたの在籍した学科は入学からの授業時数は何時間でした」と言えるようにする

その証拠も残す。

8

授業時数についての改善点 2

- 一授業科目の行う授業時数を確定する
(断固として守る)
- アカデミックタイムの対応
- 事故等の対応

授業計画がたてやすい

9

る。それを毎年作っていき、保存年数の間きちんと残していく。そういうことが必要だろうと思います。

もう数年前のことですが、ある学校ではシラバスを作っているというのですね。シラバスということばが出始めた頃ですから、「凄く良いですね。頑張っていますね。何分の授業を何回やっているのですか」と聞きますと、何分授業かはすぐに答えが返ってくるのですが、何コマかについては、「春と秋で回数が違うからね」というのです。要するに1つの単位がきちりしていない段階で、シラバスということばだけを使って授業計画を作っているということのようでした。少し驚きました。本当のシラバスにはなっていないわけです。たとえば全部で15回授業があり、何回目にはこういう内容の授業を行うということが記されているのがシラバスですから、その学校が作成している内容ではいけないはずで、残念な気がします。きちっとしたシラバスを作成しますと、授業内容のバランスなどいろいろなことがわかってきます。次の年の授業の改善などの大変役に立ちますので、作成をお勧めしたいと思います。そして1授業科目の行う授業時数は、15回なら15回と決めて断固としてやるべきだろうと思います。そうでないとシラバスの意味はなくなってしまいます。

その際に考えなければならないのは、やはりアカデミックタイムの問題です。教員が授業に15分遅れて終了時間の15分前に終わっているのではどうしようもないわけで、それをどうやって管理するか。これは教員側の意識の問題ともいえます。要するに1つの授業が時間的な制約で内容が薄まってしまうのは、シラバス以前の問題ですから、対応を考えなければなりません。また回数を決めても、台風や交通網の混

乱など、予期できない特別な事情が起こることもあります。それに対応できるような予備日をきちんと設けておくことも必要です。予備日を設定したならば、その記録をしっかりと残していくことが大切だと思います。

ぜひ授業時数について、それぞれの学校で今年の卒業生に何時間教えたのか、確認をしてい

カリキュラム編成

学校として最も大事なもの

- グループ分けしてして議論すると良い
 - ◆ 専門教科 (専門教科群 1、2・・・)
 - ◆ 基礎教科 etc.

10

教科目

- いつどの段階で
- 担当教員の選定
- 必要資材、教科書は

⇒ 授業計画書作成 (シラバス) 作成

- 関連教科目間の内容の調整

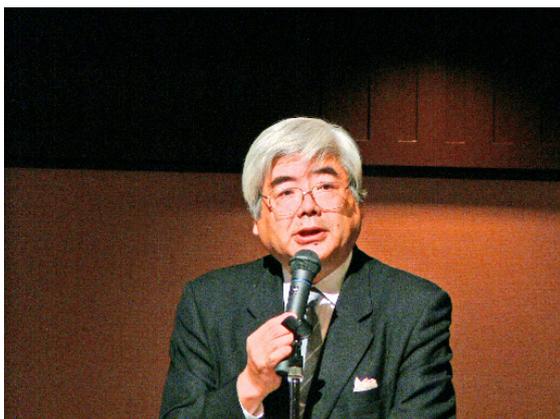
11

教科目の名称 1

- 学生に明確に内容がわかる名称に
- 就職先に明確に内容がわかる名称に
(学期を渡る教科については教科名をできるだけ変えて、実際の教育内容がわかるようにする)

省略した教科名を流通させない

12



ただきたいし、またそういう記録はどこを見ればあるのか、どうすればよかったのかを1つ1つ考えて、直していくことが必要だろうと思います。

教科名のつけ方は

学科学目的に準じた内容に

次の問題は教科名ですが、専門学校での教育の中身となると、最初にカリキュラムの編成が非常に大事になってきます。専門学校のパンフレットを見ると、学科の内容、どのような人材がそこで育つのか、その人材は社会でどのような位置にあるのかなどを書いていない学校が多く、カリキュラムなども、科目名が羅列的に並んでいる場合が多いようです。本当は体系を図解できるようにすべきではないかと思います。

何のためにかというと、入学してくる学生が、どういうことを学ぶのかわかりやすいように表現しなければならないからです。それと就職先にもわかるような内容にしていかなければならない。ややもすると教員側が教える内容だけで科目名を決めてしまい、世の中で通用しない科目名になっている場合もあります。さらにできるだけグループ分けして議論を進めていく方が良いのではないかと思います。更に言えば、たとえば、簿記などは延々とやるのですが、私

としては内容ごとに科目をできるだけ分解したいと希望を言うわけです。しかし、「なかなかそうはいかないですよ」と言われてうまくいっていません。いずれにせよ、何かグルーピングをして、良い名前をつけていくことが必要です。

商業実務系なら、簿記を中心とする教科群、コンピュータ利用に関する教科群、ビジネス文書やコンプライアンスなどの教科群というように、グルーピングできるわけです。そういうものを考えていかなければいけないだろうと思います。

いつどの段階でその教科目を行えば良いのか。次に担当教員の選定、必要資材は何か、教科書はどうするのかという順序になるかと思っています。そのうえで担当教員が決まり、教員がシラバスを作成していくことになるのだと思います。これが逆転すると大変なことになります。たとえば教科目を作ったものの、教える教員がない場合は、「どうしましょうか」「こんな教科書の内容をやってくれば良いよね」と教科書をまず選んでしまう。担当教員がないので非常勤講師に「この教科書に沿ってやってください」ということになる。するとなんとなく教科書を最初から最後までやって終わりになってしまう。学科学目的の内容と、教科書で振り回されてしまうという場合もあるわけです。やはり

教科目の名称2

教科として疑問のあるもの

- ××試験対策
- 就職対策
- ホームルーム

高等教育機関としていかがなものか



最初の学科目的から、いつどの段階でやるか、担当教員の選定、必要資材、教科書といった順序があるのだと思います。更には関連教科目間の連絡を図り、内容の重複がないよう整理することが必要だと思います。

先ほど言ったように、学生に明確にわかるような名称、就職先に明確に伝わるような名称を心がけなければなりません。どういう教科を学んでいるのか成績表でわかりますので、「これは何だ」と言われないようにする必要があります。学期を跨ぐ教科については、できるだけ分解し、名称を変える方が良いのではないかと思います。さらに、学校の教員というのは、少し長い科目名は省略形で呼ぶことがあります。そういうことがないようにしておく必要もあります。

今日の話の眼目はここなのですが、実は第三者評価をやってみて、教科名として疑問のあるものが出てきました。1つは「××試験対策」という教科があったわけです。我々は高等教育機関として大学・短期大学と互角に戦わなければならない学種ですが、「××試験対策」という科目名は少しだけではないのではないかと思います。更には授業の単位の中に、「就職対策」という科目もありました。確かに専門学校は、就職をめざし、職につかせることを目的としているわけですが、それにしても「就職対策」と

いう教科名は疑問が残ります。また「ホームルーム」。高校ではホームルームは授業の中に含めてよいらしいのですが、大学・短期大学がホームルームを授業にしているとはとても思えないわけです。高等教育機関としてどうなのでしょう。相手となる大学・短期大学からばかにされないようにするべきだろうと思います。

「××試験対策」という科目名ではなく、授業の内容を名称にきちんと出す。情報処理の試験対策も、分解すれば中身はソフトウェア、ハードウェア、△△言語だったりするわけですから、そういう内容のきちんとした名称にするか、あるいは正規の科目ではないエクステンションや補習授業に移すべきではないかという気がします。「就職対策」という名称を使うとなれば、課外活動の1つとして了解できるのではないのでしょうか。教科目には含めるには疑問が残ります。

教科目の名称 3

- ××試験対策 ⇒ 内容の教科名にする
または、エクステンション、補習授業に移す
- 就職対策 ⇒ 課外活動の一つとして了解して教科に含めない
または、企業研究、経営特論?などの名称で
- ホームルーム ⇒ ??

これからの専門学校

- 専門教育の充実
- 社会人基礎力をつけさせる教育
 - 教科を持つのではなく、あらゆる場面で、あらゆる教員が意識して、学生を刺激して伸ばしていく
- 学科名、コース名だけでなく教育内容を明解にわからせるための教科目編成、教科目名が必要

す。非常にずるい言い方をすれば、就職対策の一部は、企業研究、経営特論、キャリア形成のような名称が使えるかもしれないと思います。少なくとも「就職対策」という科目名での授業は、大学・短期大学からばかにされるのではないのでしょうか。「ホームルーム」はどう扱えば良いのかよくわかりませんが、どのような内容かによっていろいろな名称がつくかもしれません。

大学・短大と互角な

高等教育機関として

以上の話をまとめます。皆さんの学校で時間数を確認していただきたい。その証拠はどこにあるのかを考えていただきたいということです。更には教科名について、きちんと適格な教

科名になっているのかどうかを考えていただきたいと思います。

我々専門学校としては、専門教育をどれだけ充実させるかが重要なのであり、内容的なものは教員が教室に行き行って教える以上、なかなかチェックしきれないわけですが、外形から縛りをかけていく。シラバスもそうです。各教員にお願いしてシラバスを作ってもら。私はシラバスよりも報告書の方が大事だと思っています。実施した内容を報告していただく。それがあれば次のシラバスは簡単に作成できると思いますし、良い形のシラバスになっていくでしょう。シラバス自体は教科書があれば、その目次をうまく分解するとできますので、あまり安心してはいけません。それよりも報告をきちんとしてもらうことの方が大事だろうと思います。



また専門学校生は常識がないとか、基礎力がないとかいわれるわけですから、意識的に社会人基礎力を身につけさせることが必要だと思います。たとえばコミュニケーション能力が足りないからといって、「コミュニケーション能力」という科目を作ってもダメだろうと思っております。すべての教員がそういうものを意識して、あらゆる段階で問いかけていくような形で学生を刺激し、伸ばしていく必要があるのではないかと思います。

専門学校の自己点検・自己評価をとりまく現状として、東京には評価研究機構があります。今回大阪府の協会がその評価研究機構の賛助会員になっていただけると聞いています。更に本当の第三者評価を実施するには、認証機関が1つや2つでは絶対に足りないのです。評価事業を年間数十校行ったとしても、専門学校は数も多く、また分野の問題もあるからです。皆さん方と一緒にいろいろ研究しながら、自己点検・自己評価から第三者評価へと発展させていかなければいけないと思っています。

まだまだ問題点はありますが、それを改善しながら、1条校問題の進展はどうなるかはわからないものの、まずは大学・短期大学と互角に戦えるようにもっていかないと、少子化が進む中たいへんなことになると思います。

以上で私の話を終わります。ありがとうございました。



第4章 調査協力校一覧

今回の調査にご協力いただいた学校のうち、校名の公表を許可された学校 396 校の一覧です。
都道府県名後の数字は、都道府県毎の「校名公表可の学校数／調査協力校数」です。

(北海道・20/41) 青山工学・医療専門学校、北日本自動車工学専門学校、駒沢看護保育福祉専門学校、札幌社会福祉専門学校、札幌デジタル専門学校、専修学校ロシア極東大函館校、専門学校札幌スクールオブビジネス、専門学校札幌デザイナー学院、専門学校札幌ビジュアルアーツ、専門学校北海道自動車整備大学校、専門学校北海道体育大学校、専門学校北海道保健看護大学校、専門学校北海道リハビリテーション大学校、日本エステティック専門学校、日本工学院北海道専門学校、北海道理容美容専門学校、吉田学園公務員専門学校、吉田学園情報ビジネス専門学校、吉田学園動物看護専門学校、吉田学園ビューティステージ専門学校(青森県・3/9) 専門学校アレック情報ビジネス学院、東奥保育・福祉専門学院、東北栄養専門学校(岩手県・3/9) 岩手医科大学歯科技工専門学校、専門学校盛岡カレッジオブビジネス、盛岡調理師専門学校(宮城県・9/17) 仙台医療技術専門学校、仙台医療福祉専門学校、仙台大原簿記公務員専門学校、仙台歯科技工士専門学校、中央理容美容専門学校、東北外国語専門学校、東北電子専門学校、東北福祉情報専門学校、東日本医療専門学校(秋田県・1/3) 秋田経理情報専門学校(山形県・1/2) 専門学校山形V. カレッジ(福島県・1/4) 日本調理技術専門学校(茨城県・4/6) 筑波研究学園専門学校、つくば国際ペット専門学校、つくばビジネスカレッジ専門学校、水戸経理専門学校(栃木県・4/13) 専門学校足利コミュニティカレッジ、東洋パラメディカル学院、ハイテックビューティ専門学校、マロニエ医療福祉専門学校(群馬県・7/16) 桐生ビジネス専門学校、群馬県美容専門学校、高崎歯科衛生専門学校、中央情報経理専門学校、中央情報経理専門学校高崎校、東日本ふくし・栄養士専門学校、前橋医療福祉専門学校(埼玉県・11/28) 上尾中央医療専門学校、アルスコンピュータ専門学校、浦和学院専門学校、大川学園医療福祉専門学校、越生工業技術専門学校、越谷保育専門学校、埼玉歯科衛生専門学校、専門学校トータルビューティカレッジ川越、中央情報専門学校、東都コンピュータ専門学校、東萌保育専門学校(千葉県・10/21) 国際トラベル・ホテル専門学校、国際理工専門学校、専門学校ちば愛犬動物学園、千葉医療福祉専門学校、中央介護福祉専門学校、成田航空ビジネス専門学校、パリ総合美容専門学校柏校、船橋情報ビジネス専門学校、松山学園松山福祉専門学校、明生情報ビジネス専門学校(東京都・62/132) 愛国学園保育専門学校、青山製図専門学校、アクト情報スポーツ保育専門学校、大森家政専門学校、御茶の水美術専門学校、音響芸術専門学校、関東柔道整復専門学校、北豊島医療専門学校、共立医療秘書専門学校、国際医療管理専門学校、国際鍼灸専門学校、佐伯栄養専門学校、新宿鍼灸柔整専門学校、聖徳大学幼児教育専門学校、世田谷福祉専門学校、専門学校E S Pパフォーマンスビレッジ、専門学校東京医療学院、専門学校東京工科自動車大学校世田谷校、専門学校東京テクニカルカレッジ、専門学校トヨタ東京自動車大学校、専門学校舞台芸術学院、専門学校村田経営義塾、竹早教員保育士養成所、中央動物専門学校、東京愛犬専門学校、東京医学技術専門学校、東京医療専門学校、東京医療秘書福祉専門学校、東京エアトラベル・ホテル専門学校、東京栄養食糧専門学校、東京外語専門学校、東京介護福祉専門学校、東京工学院専門学校、東京工科専門学校、東京工科専門学校品川校、東京工業専門学校、東京こども専門学校、東京歯科衛生専門学校、東京情報ビジネス専門学校、東京製菓学校、東京総合理容美容専門学校、東京田中千代服飾専門学校、東京テクノ・ホルティ園芸専門学校、東京バイオテクノロジー専門学校、東京ホテルビジネス専門学校、東京マスタ学院調理師専門学校、東京マスタ学院文化服装専門学校、東京モード学園、東京YMCA医療福祉専門学校、ドレスメーカー学院、日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本電子専門学校、日本フラワーデザイン専門学校、日本プリンティングアカデミー、日本リハビリテーション専門学校、華学園栄養専門学校、華調理師専門学校、目白デザイン専門学校、ヤマザキ動物専門学校、両国リハビリテーション専門学校、早稲田速記医療福祉専門学校、早稲田大学芸術学校(神奈川県・19/38) 浅野工学専門学校、岩谷学園アーティスティックB専門学校、岩谷学園テクノビジネス専門学校、神奈川衛生学園専門学校、神奈川社会福祉専門学校、湘央生命科学技術専門学校、湘南オートモビル・ビジネス専門学校、情報科学専門学校、情報科学専門学校新横浜校、専門学校横浜ミュージックスクール、日本ガーデンデザイン専門学校、日本メディカルセクレタリー専門学校、横浜医療専門学校、横浜fカレッジ、横浜経理専門学校、横浜テクノオート専門学校、横浜デジタルアーツ専門学校、横浜保育福祉専門学校、横浜リハビリテーション専門学校(新潟県・11/23) アップルススポーツカレッジ、国際アウトドア専門学校、国際福祉医療カレッジ、上越保健医療福祉専門学校、長岡看護福祉専門学校、長岡美容専門学校、新潟医療技術専門学校、にいがた製菓・調理師専門学校えぷろん、新潟ビジネス専門学校、新潟リハビリテーション専門学校、悠久山栄養調理専門学校(富山県・4/9) 高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所、富山情報ビジネス専門学校、富山デザイン・ビューティ専門学校、北陸ビジネス福祉専門学校(石川県・3/9) 金沢製菓調理福祉専門学校、金沢情報ビジネス専門学校、国際ペットビジネス専門学校金沢(福井県・5/5) アイビー医療福祉専門学校、アイビーテクノカレッジ、アイビービジネスカレッジ、大原情報ビジネス専門学校福井校、国際ペットビジネス専門学校福井(山梨県・2/3) 甲府看護専門学校、中央商科専門学校(長野県・5/13) 飯田ゆめみらいICTカレッジ、豊野女子専門学校、長野救命医療専門学校、長野美術専門学校、長野理容美容専門学校(岐阜県・5/9) 飯原服装専門学校、専修学校中部国際自動車大学校、中日本航空専門学校、平成医療専門学院、ベルフォートアカデミーオブビューティ(静岡県・26/42) オイスカ開発教育専門学校、大原トラベル・ホテル専門学校浜松校、大原法律公務員専門学校浜松校、大原簿記専門学校浜松校、国際医療管理専門学校浜松校、国際観光専門学校熱海校、国際観光専門学校浜松校、静岡アルス美容専門学校、静岡医療学園専門学校、静岡県西部理容美容専門学校、静岡産業技術専門学校、専門学校静岡工科自動車大学校、専門学校静岡電子情報カレッジ、専門学校ノアデザインカレッジ、専門学校白寿医療学院、専門

学校浜松医療学院、中央調理製菓専門学校静岡校、東海医療学園専門学校、東海文化専門学校、常葉学園医療専門学校、常葉学園静岡リハビリテーション専門学校、日本建築専門学校、浜松情報専門学校、浜松日建工科専門学校、富士メカニック専門学校、富士リハビリテーション専門学校(愛知県・38/65)あいち建築デザイン専門学校、愛知工業大学情報電子専門学校、愛知自動車整備専門学校、あいち造形デザイン専門学校、あいちビジネス専門学校、大原トラベルホテル専門学校、大原法律専門学校、大原簿記専門学校、コンピュータ総合学園HAL専門学校、精和総合文化専門学校、専門学校愛知医療学院、専門学校セントラルトリミングアカデミー、専門学校日産愛知自動車大学校、中京法律専門学校、中部コンピュータ・パティシエ・保育専門学校、中部大学技術医療専門学校、中部ファッション専門学校、中和医療専門学校、東海工業専門学校、東海福祉総合専門学校、豊橋ファッション・ビジネス専門学校、トライデントコンピュータ専門学校、名古屋栄養専門学校、名古屋経営会計専門学校、名古屋工学院専門学校、名古屋コミュニケーションアート専門学校、名古屋総合デザイン専門学校、名古屋調理師専門学校、名古屋美容専門学校、名古屋保育・福祉専門学校、名古屋モード学園、名古屋ユマニテック歯科医療専門学校、日慧調理専門学校、ビジネス教養専門学校エクセレンス、藤田保健衛生大学看護専門学校、三河歯科衛生専門学校、名鉄自動車専門学校、山本学園情報文化専門学校(三重県・3/6)伊勢保健衛生専門学校、勢京ビジネス専門学校、ユマニテックデザイン専門学校(滋賀県・0/0)、(京都府・10/17)(専)京都伝統工芸大学校、池坊文化学院、京都栄養医療専門学校、京都外国語専門学校、京都芸術デザイン専門学校、京都建築専門学校、京都コンピュータ学院京都駅前校、京都中央工科専門学校、京都美容専門学校、京都福祉専門学校(大阪府・34/71)ECC国際外語専門学校、ECCコンピュータ専門学校、NRB日本理容美容専門学校、大阪医専、大阪建設専門学校、大阪工業技術専門学校、大阪国際福祉専門学校、大阪コミュニケーションアート専門学校、大阪コンピュータ専門学校、大阪社会体育専門学校、大阪スクールオブミュージック専門学校、大阪総合デザイン専門学校、大阪ダンス&アクターズ専門学校、大阪デジタルテクノ専門学校、大阪ビューティーアート専門学校、大阪美容専門学校、大阪ファッションデザイン専門学校、大阪モード学園、関西社会福祉専門学校、関西テレビ電気専門学校、高津ライフ・ケア専門学校、高津理容美容専門学校、コンピュータ総合学園HAL専門学校、専門学校イーエスピーエンタテインメント、中央工学校OSAKA、日本コンピュータ専門学校、日本分析化学専門学校、日本メディカル福祉専門学校、平成医療学園専門学校、ホスピタリティツーリズム専門学校大阪、明治東洋医学大学院専門学校、メディカルエステ専門学校、ユービック情報専門学校、行岡整復専門学校(兵庫県・11/21)愛甲法科専門学校、育成調理師専門学校、関西保育福祉専門学校、神戸医療福祉専門学校三田校、神戸医療福祉専門学校須磨校、神戸医療福祉専門学校中央校、神戸国際調理製菓専門学校、国際環境専門学校、専門学校アートカレッジ神戸、専門学校トヨタ神戸自動車大学校、姫路福祉保育専門学校、(奈良県・1/5)若羽調理専門学校(和歌山県・1/1)和歌山YMCA国際福祉専門学校(鳥取県・1/3)専門学校米子ビューティーカレッジ、(島根県・3/5)専門学校国際医療福祉総合学院出雲校、専門学校松江総合ビジネスカレッジ、六日市医療技術専門学校(岡山県・8/14)朝日医療技術専門学校、朝日リハビリテーション専門学校、岡山科学技術専門学校、岡山理科大学専門学校、倉敷芸術科学大学専門学校、専門学校ピーマックス、専門学校ワールドオブティカルカレッジ、西日本調理製菓専門学校(広島県・12/28)穴吹コンピュータ専門学校、キャピタル国際福祉専門学校、専門学校国際医療福祉総合学院、専門学校広島自動車大学校、広島会計学院専門学校、広島外語専門学校、広島コンピュータ専門学校、広島歯科技術専門学校、広島情報ビジネス専門学校、広島酔心調理師専門学校、広島電子専門学校、広島YMCA国際ビジネス専門学校(山口県・3/9)山口医療福祉専門学校、山口キャリアデザイン専門学校、山口情報ビジネス専門学校新山口校(徳島県・1/2)専門学校穴吹カレッジ(香川県・5/9)香川看護専門学校、四国医療専門学校、専門学校穴吹コンピュータカレッジ、専門学校穴吹ビジネスカレッジ、専門学校禅林学園(愛媛県・8/12)アイペットワールド専門学校、愛媛医療福祉専門学校、愛媛大原簿記公務員専門学校、愛媛電子ビジネス専門学校、国際テクニカルビジネスカレッジ、国際デザイン・アート専門学校、四国中央医療福祉総合学院、松山総合福祉専門学校(高知県・4/6)高知開成専門学校、高知情報ビジネス専門学校、高知リハビリテーション学院、龍馬看護ふくし専門学校(福岡県・12/42)麻生医療福祉専門学校福岡校、麻生工科デザイン専門学校、麻生情報ビジネス専門学校北九州校、麻生リハビリテーション専門学校、北九州調理師専門学校、昂学園自動車エンジニア専門学校、専門学校麻生外語観光カレッジ、専門学校九州リハビリテーション大学校、第一自動車整備専門学校、福岡医科歯科技術専門学校、福岡お茶の水医療秘書福祉専門学校、福岡工業専門学校(佐賀県・0/2)、(長崎県・4/6)エコール・ド・パティスリー長崎、九州文化学園歯科衛生士学院、長崎医療技術専門学校、長崎公務員専門学校(熊本県・4/11)IEC九州国際カレッジ専門学校、九州中央リハビリテーション学院、日本総合教育専門学校、ヒロ・デザイン専門学校(大分県・1/4)明日香美容文化専門学校(宮崎県・11/15)大原簿記公務員専門学校、九州保健福祉大学総合医療専門学校、都城コンピュータ・福祉医療専門学校、宮崎医療管理専門学校、宮崎医療福祉専門学校、宮崎サザンビューティー美容専門学校、宮崎情報ビジネス専門学校、宮崎調理製菓専門学校、宮崎福祉医療カレッジ、宮崎ペットワールド専門学校、宮崎ユニバーサル・カレッジ(鹿児島県・4/8)奄美看護福祉専門学校、鹿児島医療技術専門学校、鹿児島医療福祉専門学校、タラビューティ専門学校(沖縄県・1/5)パシフィックテクノカレッジ学院

文部科学省
平成 19 年度教育研修活動補助事業

「専修学校における授業時間等に関する自己点検・自己評価調査研究」報告書

平成 20 年 3 月

発行 財団法人専修学校教育振興会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25
(私学会館別館)
電話 03(3230)4814